

中央教育審議会大学分科会（第191回）の配布資料を掲載しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/mext_00012.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

大学分科会

> 大学分科会（第191回）会議配付資料

大学分科会（第191回）会議配付資料

1．日時

令和8年7月16日（木曜日）15時00分～17時00分

2．場所

ハイブリッド（対面・Web）開催

3．議題

認証評価機関の認証について（諮問）

AX時代に求められる人材像について

高等専門学校の機能強化の方向性について

連続課程特例制度について

その他

4．配付資料

議事次第 (PDF:109KB)

【資料1 - 1】認証評価機関の認証について（概要）(PDF:293KB)

【資料1 - 2】認証評価機関の認証について（諮問）(PDF:453KB)

【資料2 - 1】AX時代に求められる人材像について (PDF:628KB)

【資料2 - 2】AI時代において重要となる教育とは 知識教育から、価値創造力を育む教育への転換
～事業創造&多くの起業家を観察する中から見える風景～ (PDF:643KB)

【資料3 - 1】高等専門学校の機能強化の方向性について (PDF:7.1MB)

【資料3 - 2】国立高専の研究及び国際通用性の現状について (PDF:2.0MB)

【資料4】連続課程特例認定大学としての認定に係る審査結果について（報告）(PDF:650KB)

【参考資料1】学部・研究科の連続性に配慮した教育課程編成の促進に係る制度改正（概要）
(PDF:606KB)

【参考資料2】連続課程特例認定大学の認定等に関する規程 (PDF:316KB)

【参考資料3】連続課程特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項 (PDF:356KB)

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会 大学分科会（第191回） 議事次第

1 日 時 令和8年7月16日（木）15：00～17：00

2 場 所 文部科学省会議室 （対面・WEBのハイブリッド形式）

3 議 題

- （1）認証評価機関の認証について（諮問）
- （2）AX時代に求められる人材像について
- （3）高等専門学校の機能強化の方向性について
- （4）連続課程特例制度について
- （5）その他

4 配付資料

- 資料1－1 認証評価機関の認証について（概要）
- 資料1－2 認証評価機関の認証について（諮問）
- 資料2－1 AX時代に求められる人材像について
- 資料2－2 AI時代において重要となる教育とは
知識教育から、価値創造力を育む教育への転換
～事業創造&多くの起業家を観察する中から見える風景～
- 資料3－1 高等専門学校の機能強化の方向性について
- 資料3－2 国立高専の研究及び国際通用性の現状について
- 資料4 連続課程特例認定大学の認定に係る申請計画概要（東京大学）
- 参考資料1 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程編成の促進に係る制度改正
（概要）
- 参考資料2 連続課程特例認定大学の認定等に関する規程
- 参考資料3 連続課程特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項

一般財団法人大学教育質保証・評価センターの概要及び 申請のあった評価の対象等

1. 大学教育質保証・評価センターの概要

- 設立目的：
大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的とする。
- 住所：東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト B106
- 設立年月日：平成 31 年 4 月 1 日
- 代表者：代表理事 近藤 倫明（北九州市立大学名誉教授）
- 主な事業：
 - ① 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価
 - ② 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究
 - ③ 前各号に附帯又は関連する事業
- 機関別認証評価の実施実績：
【大学】 ※令和元年 8 月 21 日認証
令和 2 年度～令和 7 年度 73 大学 適合
(令和 2 年度：7 大学、令和 3 年度：5 大学、令和 4 年度：19 大学、
令和 5 年度：18 大学、令和 6 年度：14 大学、令和 7 年度：10 大学)

2. 申請のあった評価の対象等

- 評価の対象：機関別認証評価 短期大学
- 評価の周期：7 年以内ごと

(参考) 短期大学に係る機関別認証評価の実施状況

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○ 第3サイクル (H30～R6) の受審数 | <u>298校</u> |
| 第4サイクル (R7～) の受審数 | <u>4校</u> |
| | |
| ○ 短期大学の機関別認証評価を実施している機関 | <u>3機関</u> |
| 一般財団法人大学・短期大学基準協会 | (平成17年1月14日認証) |
| 公益財団法人大学基準協会 | (平成19年1月25日認証) |
| 公益財団法人日本高等教育評価機構 | (平成21年9月4日認証) |

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価の対象等

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

○ 設立目的：

- ① 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
- ② 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
- ③ 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

○ 住所：東京都港区六本木六丁目 5 番 17 号

○ 設立年月日：平成 23 年 2 月 18 日

○ 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

○ 主な事業：

- ① 専門職高等教育に関する教育研究及び実践に関する第三者評価
- ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
- ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
- ④ 事業に附帯又は関連する事業

○ 分野別認証評価の実施実績：

【専門職大学院】

(ビューティビジネス分野) ※平成 24 年 7 月 31 日認証

平成 24 年度	ハリウッド大学院大学	
	ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻	適合
平成 29 年度	ハリウッド大学院大学	
	ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻	適合
令和 4 年度	ハリウッド大学院大学	
	ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻	適合

(教育実践分野) ※令和 3 年 5 月 10 日認証

令和 3 年度	星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻	適合
令和 7 年度	社会構想大学院大学実務教育研究科実務教育専攻	適合

【専門職大学】

(リハビリテーション分野)

※令和5年11月6日認証

令和6年度	岡山医療専門職大学	
	健康科学部理学療法学科／作業療法学科	適合
令和6年度	東京保健医療専門職大学	
	リハビリテーション学部理学療法学科／作業療法学科	適合
令和6年度	びわこリハビリテーション専門職大学	
	リハビリテーション学部理学療法学科／作業療法学科	適合
令和7年度	和歌山リハビリテーション専門職大学	
	健康科学部リハビリテーション学科	適合

(情報工学分野)

※令和7年1月31日認証

令和7年度	名古屋国際工科専門職大学	
	工科学部情報工学科／デジタルエンタテインメント学科	適合
令和7年度	大阪国際工科専門職大学	
	工科学部情報工学科／デジタルエンタテインメント学科	適合

(アニメ・マンガ分野)

※令和7年1月31日認証

令和7年度	開志専門職大学	
	アニメ・マンガ学部アニメ・マンガ学科	適合

(ファッションビジネス分野)

※令和5年11月6日認証

(経営ビジネス分野)

※令和7年1月31日認証

(農林環境分野)

※令和7年1月31日認証

受審実績なし

【専門職短期大学】

(動物ケア分野)

※令和5年11月6日認証

(農林環境分野)

※令和7年1月31日認証

受審実績なし

2. 申請のあった評価の対象等

- 評価の対象：分野別認証評価 専門職大学（美容健康分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価対象として想定される専門職大学：
ビューティ&ウェルネス専門職大学ビューティ&ウェルネス学部
ビューティ&ウェルネス学科／ビューティサイエンス学科

認証評価機関の認証に関する審査スケジュール

令和8年6月末	申請受付
令和8年7月	大学分科会へ諮問
令和8年7月 ～10月	認証評価機関の認証に関する 審査委員会での審議
令和8年10月末以降	大学分科会 答申
令和8年11月以降	認証

- 上記スケジュールは予定であり、審査の状況に応じて変更が生じる可能性があります。

8 文科高第 6 1 4 号

中 央 教 育 審 議 会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 8 年 7 月 1 6 日

文部科学大臣 松本 洋平

(理由)

一般財団法人大学教育質保証・評価センター及び一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

認証申請書

2026 年 6 月 30 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

代表理事 近藤 倫明

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第二項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(申 請)
届 出

の概要

1

事	項	記	入	欄	備	考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証				
フ リ ガ ナ		イッパンザイダンホウジンダイガクキョウイクシツホショウ・ヒョウカセンター				
名 称		一般財団法人大学教育質保証・評価センター				
所 在 地		東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイーストB106				
申請又は届出の対象	評 価 の 区 分	機関別				
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	短期大学				
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	—				
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	本センターウェブサイトに掲載				
	評 価 の 周 期	七年以内				
	備 考					
その他	評 価 の 区 分	機関別				
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	大学				
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	—				
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	本センターウェブサイトに掲載				
	評 価 の 周 期	七年以内				
	備 考					
	評 価 の 区 分					
	評 価 対 象 と な る 学 校 種					
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野					
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法					
	評 価 の 周 期					
	備 考					
	評 価 の 区 分					
	評 価 対 象 と な る 学 校 種					
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野					
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法					
	評 価 の 周 期					
	備 考					
備考						

認証申請書

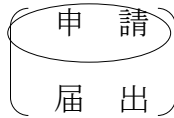
令和 8 年 6 月 3 0 日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人専門職高等教育質保証機構

代表理事 川口 昭彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。



の概要

事 項		記 入 欄	備 考
申 請 又 は 届 出 の 区 分		認証評価機関の認証	
フリガナ		イッパンシヤダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名 称		一般社団法人専門職高等教育質保証機構	
所 在 地		東京都港区六本木 6 - 5 - 1 7	
申 請 又 は 届 出 の 対 象	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	美容健康	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考		
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ビューティビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2012年、2017年、2022年 実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2022年実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	リハビリテーション分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	2024年、2025年実施	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考		

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考	2025年実施	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考		
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野	
	評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する	
	評価の周期	5年	
	備考	2025年実施	
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野		
評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する		
評価の周期	5年		
備考			
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野		
評価の結果の公表の方法	インターネットにより当機構ホームページにて公表する		
評価の周期	5年		
備考			
備考			



文部科学省

資料2-1

AX時代に求められる人材像について

～高等教育に関する経済界からの提言等～

AX時代に求められる人材育成への政府方針等

これまで、AIをはじめとする急速な技術革新等による予測困難な時代において、AIに代替されず、人が果たすべきことを果たすための力を育成するため、文理の壁を越えた普遍的な知識・能力を備えた人材育成等について取組を進めていくことを示しており、骨太の方針や成長戦略を踏まえ今後の施策を進めていくところ。
また、経済界からも、今後求められる人材や高等教育の在り方に関する提言が累次にわたり示されている。

【中教審・政府方針】

○「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）」（2025.2.21 中央教育審議会）（抄）

このような未来像を実現するために必要な資質・能力とは、生成AI等の技術革新が進む社会においてAIに代替されるのではなく、AIをはじめとしたデジタル等の最先端の技術も使いこなし、持続可能な社会の担い手や創り手として真に人が果たすべきことを果たせる力といえる。これは、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「集中力・粘り強さ」、「コミュニケーション能力」等の資質・能力と言い換えることもでき、一人一人がそれぞれの個性に応じて身に付け、伸ばすことで、その能力を発揮していくことが期待される。また、これらの基盤として、社会の発展に貢献する志や、人間力も求められる。

（略）

現代は、専門を生かすための前提となる基礎的・汎用的な能力や分野を超えた専門知を組み合わせ、「総合知」の創出・活用が必要とされる時代である。…このような観点から、リベラル・アーツ教育を中核に据えた学位プログラムや文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム等に取り組むことが重要である。

AX時代に求められる人材育成への政府方針等

○「人工知能基本計画」(2025.12.23 閣議決定) (抄)

A I 技術が急速に進展する中、「人とA I の協働」による新たな社会を実現するため、制度や社会の仕組みを先導的に見直し、継続的に変革する。

A I 社会において人が人としての価値を発揮するため、創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力などを含む「人間力」向上を図る。

A I の利活用や開発を担うA I 人材の育成・確保はA I 社会実現のために必要不可欠である。特に具体的な付加価値を創出するためにも、A I に関連する基礎的・学術的な知見・知識を初等中等教育段階から向上させていくとともに、融合され得る産業等、様々な知見・知識についても広く有した人材の育成が重要となる。このため、国は主導して質・量ともにA I 人材の育成・確保に取り組む。

人とA I が協働する社会の実現に向けて、人がA I とどう付き合うか、人とA I の役割分担の在り方を継続的に探究する。A I に依存・代替されるのではなく、A I と向き合い、人が人としての価値を発揮する「人間力」を育む環境整備を推進する。

○「日本成長戦略」(案) (2026.6.30 日本成長戦略会議) (抄)

17の戦略分野の課題やA X時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、一人ひとりの意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成することが重要である。そのため、「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン」を踏まえ、関係省庁で連携し、教育機関が産業界とも協働しつつ「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成する取組を強力に推進する。

◆「2040年を見据えた教育改革 ～個の主体性を活かし持続可能な未来を築く～」(2025.2.18 一般社団法人 日本経済団体連合会) (抄)

2. 目指す姿

- これからは、仮説を立てて検証し、情報の統合を通じて、ビジネスモデルの変革など新たな価値を創出する力が求められる。(略) また、AI・デジタル化の進展により、IT企業に限らず、あらゆる産業・企業においてAI・デジタルを最大限に使いこなせることが必要不可欠となっている。このため、製造、金融、物流、医療など各産業の特性を踏まえつつ、AI・デジタルを駆使する能力・スキルの重要性が高まっていくと見られる。

3. 求められる主要な教育改革

(2) ③20歳前後を想定した「学生像」からの脱皮

- OECD諸国の中で日本の大学生の入学・卒業平均年齢が低い背景として、大学のカリキュラムが18歳の入学者を想定していることがあげられる。このため、大学側も変革を起こしていくことが求められる。社会課題の解決や新たな価値の創造に向けて、大学と企業が協働して教育プログラムを開発することが重要である。

(2) ⑤高度専門人材の育成・活躍

- 国際的な人材獲得競争が激化する中で、イノベーションを起こす高度専門人材の育成・獲得・活躍は、企業にとって極めて重要な課題となっている。

(4) ①日本人の留学促進や英語教育の強化

- グローバル化が進展する中で、多文化を理解・尊重し、公の精神をもって多様なバックグラウンドを持つ人々と共働できる人材の育成が重要である。

◆「科学技術立国戦略」（2026.5.19 一般社団法人 日本経済団体連合会）（抄）

Ⅲ．科学技術立国実現に必要な改革

1（2）価値創造を担う研究者・技術者の人材の厚みと多様性を拡大

① 教育：研究者・技術者の抜本的拡充

- 高等教育段階については、分野横断による探究力・創造性の涵養を重視し、人文・社会科学系と自然科学系双方の学問の蓄積を基盤としながら、人材のミスマッチ状況等を踏まえ、理系学部への転換や既存の理系学部の定員増を促進するための支援策を強化すべきである。
 - また、工学、農学、薬学といった産業に近い学部において、カリキュラムが旧態依然としており、経済界の実情やニーズに十分対応できていないとの指摘がある。そこで、わが国においてとりわけ重要な産業分野を対象に、関係省庁の参画の下、産業別に産学官による枠組みを整備し、求められるスキルや専門性を体系的に可視化するとともに、それを高等教育へ機動的に反映させる仕組みを構築すべきである。
 - 当面は、高専の新設や再編、定員増に向けた支援策を強化し、大学においては、高専からの学部編入における定員増といった取り組みを強化すべきである。
- #### 3（2）思想・哲学を支える基盤の強化
- こうした時代においては、前項の「思想・哲学」に加えて、人間や社会を多面的にとらえる人文科学や社会科学など自然科学以外の学問の蓄積がますます重要となる。

※このほか、企業と大学間の産学連携による共同研究や人材交流等の推進に向けた論点を提示する「社会実装を見据えた産学連携・人材交流の高度化」（2026.2.17 一般社団法人 日本経済団体連合会）も提言

◆「高等教育機関との連携プロジェクトチーム 活動報告～学習と実践の好循環に向けた企業と高等教育機関の新たな連携の探求～」(2026.6 公益社団法人経済同友会) (抄)

Ⅲ 1 これからの時代に求められる人材

- AI時代においては、既存の知識を基に課題を解決する力に加え、自ら問いを立て、課題を発見し、多様な知識や技術を組み合わせる新たな価値を生み出す力が求められている。 AI を活用するスキル以上に、何を實現したいのか、どのような価値観の下で判断を行い、事業や活動を設計するのかという、構想力や意思決定力がより重要になる。
- 「学習と実践の往復」を通じて、自律的に学び続けられる力こそが、今後、求められる人材の中核的な資質といえる。

4 高等教育機関は「知識を授ける」存在から、「学び方を育む」組織へ

- 今後、高等教育機関は、「知識の提供」から「学び方を育む」組織へと自らを変革していくことが求められる。本来、高等教育機関は、洞察力を深め、考え方のプロセスを学ぶ場であり、学生が自らの学びを社会課題の解決に向けた実践と結び直す存在であることを再認識する必要がある。
- その上で、初等・中等に比べ特定の学問を追求するという、学びに上限がない高等教育機関は、専門分野の探求を支えるだけでなく、さまざまな興味関心を起点として学び進める学生を後押しする体制の強化が不可欠である。
- すなわち、これまでの研究やビジネス起点を前提とした関係に加え、人材育成における協働を進めるべく、産業界と接点を増やし、個々人の主体的な学びを促進することが重要になる。そのため、組織改革や協働に対応する教職員の育成などの体制整備を進めることで、社会で活躍できる人材育成に向けた環境構築の加速を期待したい。

AI時代において重要となる教育とは 知識教育から、価値創造力を育む教育への転換 ～ 事業創造 & 多くの起業家を観察する中から見える風景 ～

2026年7月15日

PKSHA Technology

代表取締役 上野山勝也

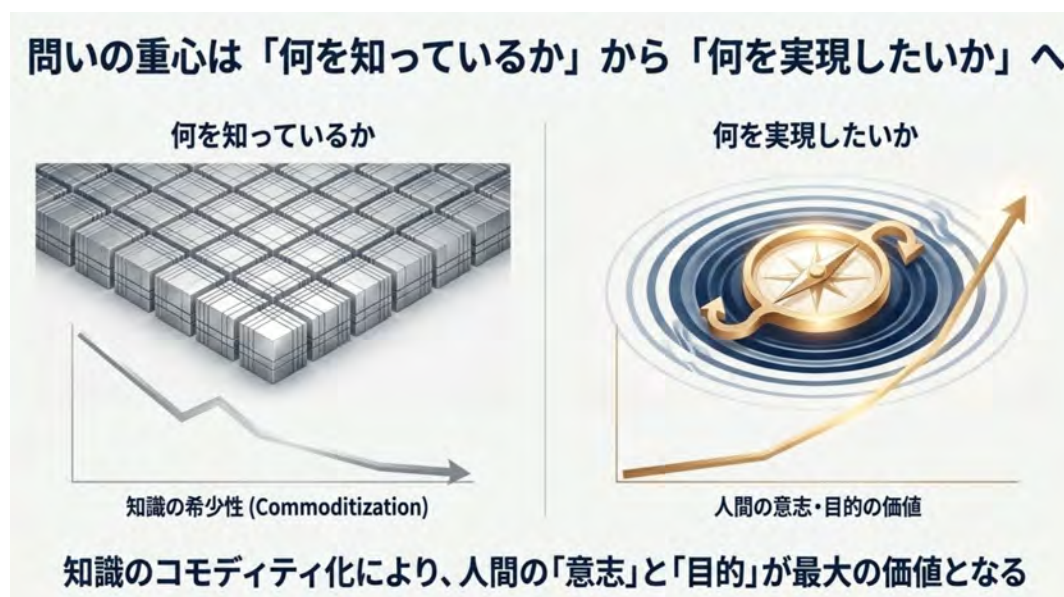
1. はじめに

生成AIをはじめとする人工知能技術の急速な進展は、産業構造のみならず、人間に求められる能力そのものを大きく変えつつある。

これまで教育は、知識や専門技能を体系的に習得し、それを社会で活用することを主な役割としてきた。しかしAIは、知識の検索・理解・生成・応用を極めて低コストかつ高速に実現しつつあり、「知識を保有していること」自体の価値は相対的に低下している。

一方で、人間が何を実現したいのか、どのような問いを立てるのか、どのような価値を創造するのかという能力の重要性は、これまで以上に高まっている。

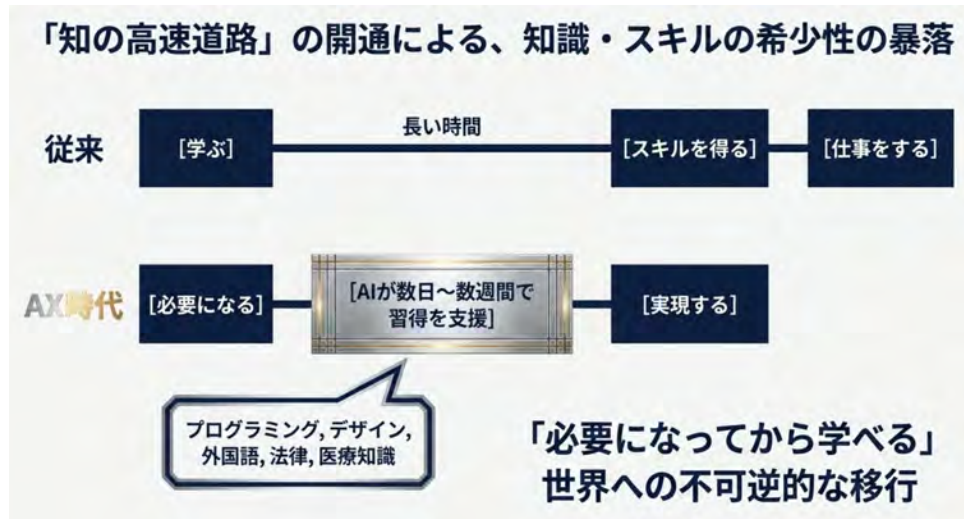
AX(AI Transformation)時代においては、教育制度そのものを、AI時代の人間の価値構造に合わせて再設計する必要がある。



→ 教育の重心は「モチベーションの総量を如何に増やすか」というシンプルな問いに

2. 前提1: 環境変化: そもそも何が変わったのか？

- ①: AIが「知の高速道路」を実現した (但しやる気ある人だけに)
- ②: 不確実性が高まり、環境変化に適応する能力が重要に(改善ではなく変革)
- ③: 複数分野が融合し、分析する力よりも越境し組み合わせるor矛盾をすり合わせる力が重要に(多様な分野・文化を擦り合わせる力)



3. 前提2: 起業の成否を分ける能力からの示唆

起業においては情動系のモチベーションと脳のメタスキル以外は誤差



起業に必要なほとんどのスキルは、事前学習不可能。必要になってから学ぶしかない。
他の専門スキルは、起業後に習得するものが95%。環境に働き掛け何かを試して、フィードバックから何かを学び取り仮説を立てる能力が問われる。

特に重要なのが

- 「情動系のモチベーション/動機」を消さずに増幅し続ける能力
- 新たな様々な領域を高速に理解するメタスキル・学習能力 の二つ

これらは起業家ならではの能力ではなく、多くの分野で活躍する人に共通する能力にも見える

今後この能力の重要性がさらに高まっていく可能性が高く、
下記3点の環境変化を考えると、多くの人にとっても重要となる可能性(詳細な理由は後述)

(再掲)環境変化の3点

- ①: AIが「知の高速道路」を実現した(但しやる気ある人だけに)
- ②: 不確実性が高まり、環境変化に適応する能力が重要に(改善ではなく変革)
- ③: 複数分野が融合し、分析する力よりも越境し組み合わせるor矛盾をすり合わせる力が重要に(多様な分野・文化を擦り合わせる力)

4. AI時代には育成すべき能力の階層が変わる(より下層に)

育成すべき能力の主戦場は、水面下の「人間の土台」へ移行する



教育が育成する能力は、概ね階層構造に整理できる。

- 上: 専門知識・専門技能
- 中: 課題設定能力、学び続ける力、コミュニケーションなどのメタ能力
- 下: 主体性、好奇心、挑戦意欲、価値観など、学びを駆動する内発的動機

AIが最も代替しやすいのは、第一層である専門知識・専門技能である。

一方、AIが代替しにくいのは、問いを立てる力、目的を設定する力、挑戦を続ける力といった、人間の主体性に関わる能力である。つまり、教育の重心は、上層の専門スキルから、脳(認知→行動)するためのメタスキルと、情動系のエネルギーをいかに増幅し扱うかという感情教育に徐々にシフトしていく必要が高まっている。

したがって、高等教育は専門知識の教育に加え、これらの基盤能力を体系的に育成する方向へ転換する必要がある。

5.「右：認知能力」から「左：実行能力」へ

従来の教育は、知識量や論理的思考力など、認知能力を中心に評価してきた。

しかしAIと協働する社会では、

- 問いを設定する、実際に行動する、失敗から学ぶ、環境変化へ適応する。という循環そのものが価値を生み出す。
- 人間のモデル：非利き腕と情動/モチベーションが重要に
 - 上：知識・専門スキル
 - 中：メタスキル・地頭
 - 右手：認知能力
 - 左手：行動能力
 - 下：情動系/モチベーション

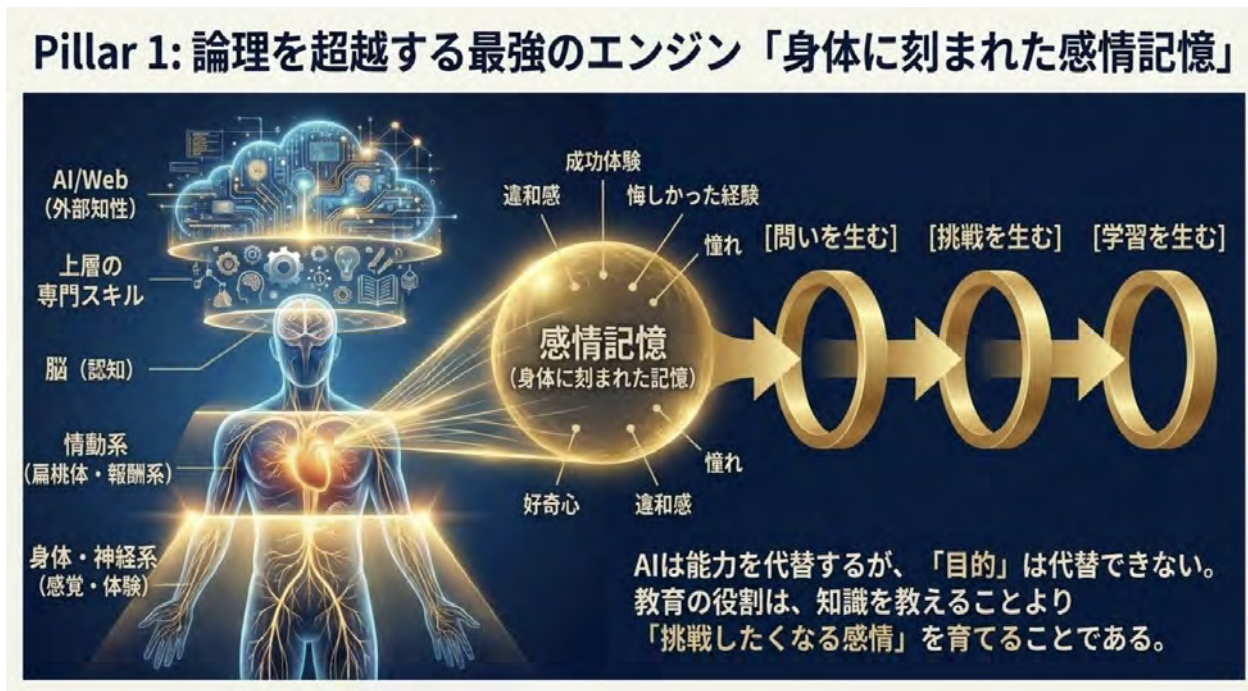
教育もまた、「知っていること」を評価するだけではなく、「社会で実践できること」を育成・評価する仕組みへ進化する必要がある。



6. AI時代、「知性」の定義を拡張する必要 ～問う力/エネルギーはどこから来るか～

AI時代における知性は、認知能力だけでは十分に説明できない。

今後求められる知性とは、「認知能力」×「実行能力」×「環境適応能力」を統合した能力。



それらを駆動する情動・モチベーションはどこから来るのか？ 冷静に観察すると。身体に刻まれた感情記憶のみである。故に、今後の教育では、モチベーションの源泉となる感情記憶・体験のデザインに教育の重心は世界的にもシフトするはず。加えて身体性、協働、現場での判断、試行錯誤を通じた学習なども、人間固有の知性として教育の対象に位置付ける必要がある。

7. 教育の目的を再確認する

教育には従来、大きく三つの役割があった。

- 2:①: 国民一人ひとりに最低限の能力を保障する「社会的セーフティネット」
- 6:②: 社会や産業を支える人材を育成する「社会基盤の形成」
- 2:③: 新たな知や産業を生み出す「イノベーションの創出」

これまでは前二者が教育制度の中心を占めてきた。

しかし人口減少とAIの進展が同時に進む我が国においては、教育が果たすべき役割は、「社会を維持する教育」から「社会を発展させる教育」へと重心を移していく必要がある。



8. 教育の本質は「豊かなワールドモデル」を育むこと

AI時代には、知識量そのものよりも、世界をどのように理解し、多様な知識を結び付け、新たな価値を構想できるかが重要になる。

そのためには、

- 文理融合
- リベラルアーツ
- 多文化理解
- 芸術・科学・社会を横断する学び
- 実社会における経験

などを通じて、多面的な世界認識(ワールドモデル)を育成することが重要である。

これはAIを効果的に活用し、新たな価値を創造するための基盤となる。



おわりに

教育パラダイムの完全な移行：知識教育から人間教育へ

	従来（知識教育）	AX時代（人間教育）
育てるべきもの	知識	問い
スキルの性質	スキル	学び続ける力
評価の指標	IQ	実行力
専門性の形	専門性	ワールドモデル
動機の源泉	成績	挑戦したくなる感情

AX時代において教育改革とは、AIを教育へ導入することではない。

AIによって人間に求められる価値が変化したことを踏まえ、教育の目的そのものを再定義することである。

今後の教育は、

- 知識の習得から、価値創造へ
- 正解を学ぶ教育から、問いを生み出す教育へ
- 認知能力中心から、実行能力・環境適応能力を含む総合的な能力育成へ
- 専門性の育成から、多様な経験を通じた豊かなワールドモデルの形成へ

と重心を移していく必要がある。

具体的な教育方法は下記などの情動系の神経系を活性化させる活動を中心にすべき。

- 矛盾・異文化との衝突（自己のワールドモデルが揺らぎ、進化・汎化する）
- 海外経験（異世界に暮らすことでワールドモデルが拡張する）
- フィードバックループを高速に回すこと（小さな成功体験による情動の増幅）

AIは人間の能力を代替する技術であると同時に、人間が本来持つ主体性、創造性、挑戦する力を教育の中心へ戻す契機でもある。AX時代の教育改革は、こうした人間の価値を最大限に引き出す教育への転換として位置付けるべきである。

以上

高等専門学校の機能強化の方向性について

令和8年7月16日

文部科学省

1. 高等専門学校を取り巻く状況について

以下、各資料の **柱●** は、P20「高等専門学校機能強化パッケージ(仮称)」の方向性」の柱立てとの関連を示している

高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校制度等の沿革

昭和36年	高等専門学校制度の創設
昭和37年	最初の高等専門学校の設置（国立12校、公立2校、私立5校）
昭和42年	商船高等専門学校の設置（5校）
昭和51年	技術科学大学設置 単位制の導入、卒業に必要な単位数の設定
昭和63年	第1回アイデア対決全国等々専門学校ロボットコンテスト開催
平成3年	学科種別の規定を廃止、工業・商業のみとした分野の制限を撤廃 卒業生に準学士の称号を付与、専攻科制度の導入 大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与制度の開始 授業科目の標準に係る規定を廃止、卒業に必要な単位数の見直し（177単位→167単位）
平成10年	メディア等を通じて行う学修について単位認定制度化
平成16年	国立55校を設置・運営する法人として独立行政法人国立高等専門学校機構が発足
平成17年	単位計算方法の見直し（学習単位の導入）
平成20年	公立大学法人による高等専門学校の設置
平成21年	国立8校の高度化再編により、4校の設置
平成27年	大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与の円滑化（専攻科の特例適用開始）
令和2年	高専以外の教育施設における学修の規定の弾力化（高専が認定できる単位数の上限を緩和） 履修証明プログラムの単位認定（高専生の多様な学修等を促進） 実務家教員の高専教育への参画促進（専任教員数の2割の範囲内） 多様なメディアを活用した授業の単位上限の拡大（30単位→60単位）
令和4年	専任教員から基幹教員へ転換等 高等専門学校制度創設60周年記念式典開催
令和5年	平成14年以来の高専設置（私立1校）

高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校制度の概要①

1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした、**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**

(昭和36年に制度化、昭和37年以降設置)

- **中堅技術者・研究開発の担い手**の育成に加え、近年では、**社会的需要が高い成長分野**の人材育成や、**地域課題・社会課題の解決**に貢献する人材の育成が期待されている

2. 基本データ ※令和7年5月1日現在（出典：令和7年度学校基本調査、文部科学省調べ）

学 校 数：全58校（国立51校、公立3校、私立4校）

学 生 数：53,305人（女子学生比率 **約24%**）

入学定員（R7）：10,535人（15歳人口の**約1%**）

入学者数（R7）：10,753人（定員充足率 **102.1%**）

（志願者数 **15,173人**〔**志願倍率1.44倍**〕）

卒業後の進路：6割が就職

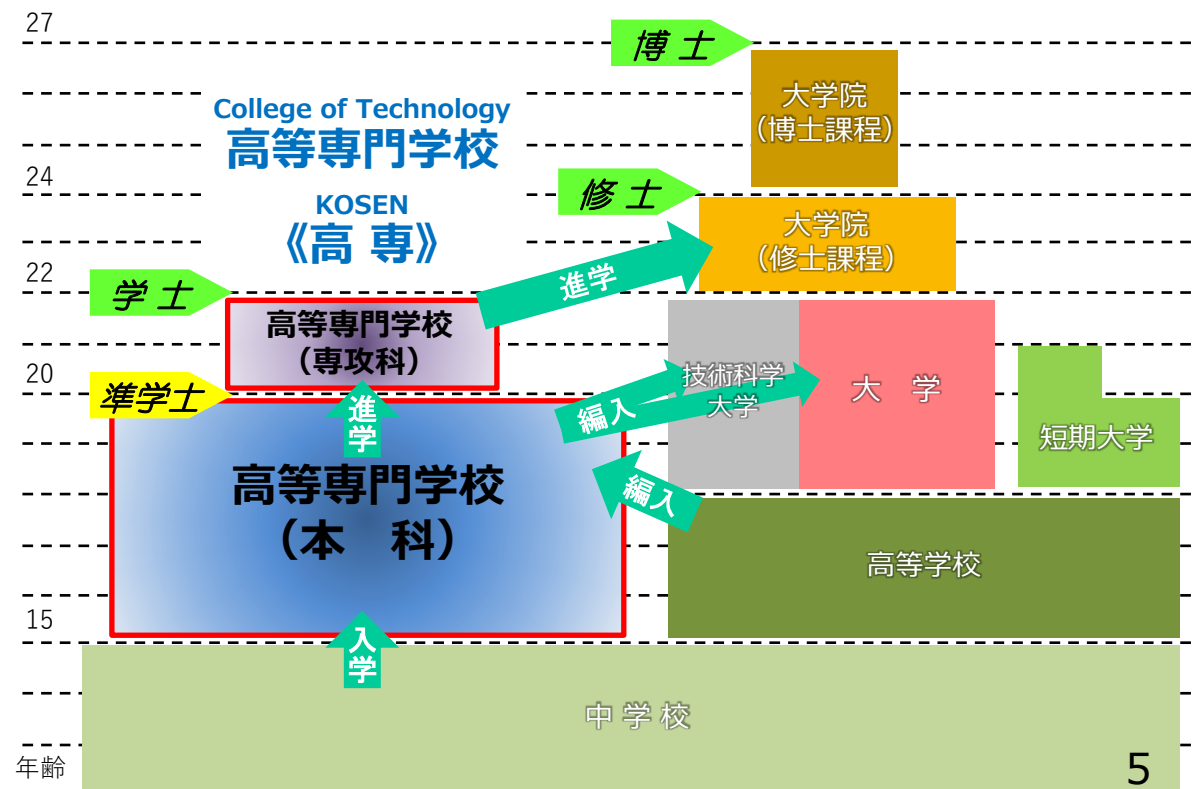
4割が進学（うち6割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学）

高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校制度の概要②

- ◆ 目 的 . . . 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。
- ◆ 修業年限 . . . 5年、商船に関する学科は5年6月
- ◆ 入学対象 . . . 中学校卒業者
- ◆ 教員組織 . . . 校長、教授、准教授、講師、助教、助手
- ◆ 教育課程等
 - ①一般科目と専門科目をくさび型に配当して、5年間一貫教育で効果的な専門教育を行っている
 - ②卒業要件単位数 167単位以上
(商船に関する学科は、147単位以上)
 - ③一学級40人編成、学年制
- ◆ 称 号
卒業生には準学士の称号
- ◆ 進 学
高等専門学校卒業後、専攻科進学
※あるいは大学編入学の途がある
※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、学士の学位取得可

高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



高等専門学校の概要・基本的データ

学校教育体系における高等専門学校の位置づけ（イメージ）

柱②

養成する人材

◆ ジェネラリスト
や研究者を含
め幅広く人材
を養成

◆ 専門性が求められ
る特定の職業に従
事する人材を養成

◆ 職業又は実際生
活上の各種の目
的に合った人材
を養成

◆ 専門性が求められる
特定の職業に従事す
る人材を養成

◆ 応用技術の修得が重
視される実践的技術
者を養成

◆ 多様な分野のニー
ズに応じた人材を
養成

高等教育

中等教育

大学

- 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする
- 教養教育と学術的な研究成果に基づく専門的な教育を実施

専門職大学

- 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする
- 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施
- 大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施

短期大学

- 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする
- 職業又は実際生活に具体的に役立つ専門教育を重点的に実施

専門職短期大学

- 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする
- 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施
- 短期大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施

高等専門学校

- 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする
- 中学校等卒業者に対し、高等学校段階に相当する基礎的能力の育成も含め、早期からの5年一貫教育を実施
- 技術者養成のための実践的な専門教育を重点的に実施

専門学校

- 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする
- 特定の職業に必要な能力を習得するために実践を重視した教育を実施

高等学校

高等学校

中学校

高等専門学校の概要・基本的データ

全国的高等専門学校一覧

柱①

ブロック	都道府県名	区分	校名(キャンパス)	市区町村	設置年
北海道		1 国立	函館工業	函館市	S37
		2 国立	苫小牧工業	苫小牧市	S39
		3 国立	釧路工業	釧路市	S40
		4 国立	旭川工業	旭川市	S37
東北	青森	国立	八戸工業	八戸市	S38
	岩手	国立	一関工業	一関市	S39
	宮城	国立	仙台 ※3 (広瀬)旧仙台電波工業 (名取)旧宮城工業	仙台市	S38
				名取市	S46
	秋田	国立	秋田工業	秋田市	S39
	山形	国立	鶴岡工業	鶴岡市	S38
	福島	国立	福島工業	いわき市	S37
北関東	茨城	国立	茨城工業	ひたちなか市	S39
	栃木	国立	小山工業	小山市	S40
	群馬	国立	群馬工業	前橋市	S37
	埼玉	なし	※2		
南関東	千葉	国立	木更津工業	木更津市	S42
	神奈川	なし	※2		
	山梨	なし			
東京		1 国立	東京工業	八王子市	S40
		2 公立	都立産業技術 (品川)旧都立工業 (荒川)旧都立航空工業	品川区 荒川区	S37 S37
		3 私立	サレジオ工業	町田市	S38
北陸信越	新潟	国立	長岡工業	長岡市	S37
	富山	国立	富山 ※3 (本郷)旧富山工業 (射水)旧富山商船	富山市	S39
				射水市	S42
	石川	1 国立	石川工業	河北郡津幡町	S40
		2 私立	国際	金沢市	S37
	福井	国立	福井工業	鯖江市	S40
東海	長野	国立	長野工業	長野市	S38
	岐阜	国立	岐阜工業	本巣市	S38
	静岡	国立	沼津工業	沼津市	S37
	愛知	国立	豊田工業	豊田市	S38
	三重	1 国立	鳥羽商船	鳥羽市	S42
		2 国立	鈴鹿工業	鈴鹿市	S37
		3 私立	近畿大学工業	名張市	S37

ブロック	都道府県名	区分	校名(キャンパス)	市区町村	設置年
近畿	滋賀	なし	※4		
	京都	国立	舞鶴工業	舞鶴市	S40
	大阪	公立	大阪公立大学工業	寝屋川市	S38
	兵庫	1 国立	明石工業	明石市	S37
		2 公立	神戸市立工業	神戸市	S38
	奈良	国立	奈良工業	大和郡山市	S39
	和歌山	国立	和歌山工業	御坊市	S39
中国	鳥取	国立	米子工業	米子市	S39
	島根	国立	松江工業	松江市	S39
	岡山	国立	津山工業	津山市	S38
	広島	1 国立	広島商船	豊田郡大崎上島町	S42
		2 国立	呉工業	呉市	S39
	山口	1 国立	徳山工業	周南市	S49
		2 国立	宇部工業	宇部市	S37
		3 国立	大島商船	大島郡周防大島町	S42
四国	徳島	1 国立	阿南工業	阿南市	S38
		2 私立	神山まるごと (令和5年4月1日開設)	名西郡神山町	R5
	香川	国立	香川 ※3 (高松)旧高松工業 (詫間)旧詫間電波工業	高松市	S37
				三豊市	S46
	愛媛	1 国立	新居浜工業	新居浜市	S37
		2 国立	弓削商船	越智郡上島町	S42
	高知	国立	高知工業	南国市	S38
九州	福岡	1 国立	久留米工業	久留米市	S39
		2 国立	有明工業	大牟田市	S38
		3 国立	北九州工業	北九州市	S40
	佐賀	なし			
	長崎	国立	佐世保工業	佐世保市	S37
	熊本	国立	熊本 ※3 (八代)旧八代工業 (熊本)旧熊本電波工業	八代市	S49
				合志市	S46
	大分	国立	大分工業	大分市	S38
	宮崎	国立	都城工業	都城市	S39
	鹿児島	国立	鹿児島工業	霧島市	S38
	沖縄	国立	沖縄工業	名護市	H14

※1 【学校数】 国立:51 公立:3 私立:4 計 58校

※2 【高専から大学への転換】 埼玉県: (私)聖橋高専(S37)→埼玉工業大学(S51)、 神奈川県: (私)幾徳高専(S38)→神奈川工科大学(S51)、 (私)桐蔭学園高専(S40)→桐蔭横浜大学(S63)

大阪府: (私)大阪高専(S37)→摂南大学(S50)

※3 【高専の高度化再編】 仙台、富山、香川、熊本については、平成21年度の高度化再編によりそれぞれ統合

※4 【今後の新設】 滋賀県: 県立高専を令和10年度開校予定で準備中

福岡市: 市立高専を令和11年度開校予定で準備中

愛知県: 県立高専を令和11年度(※最短)開校予定で準備中

高等専門学校の概要・基本的データ

学校数・学科数・学生数

柱①

1. 設置者別学校数、在学生数等の現状（令和7年5月現在）

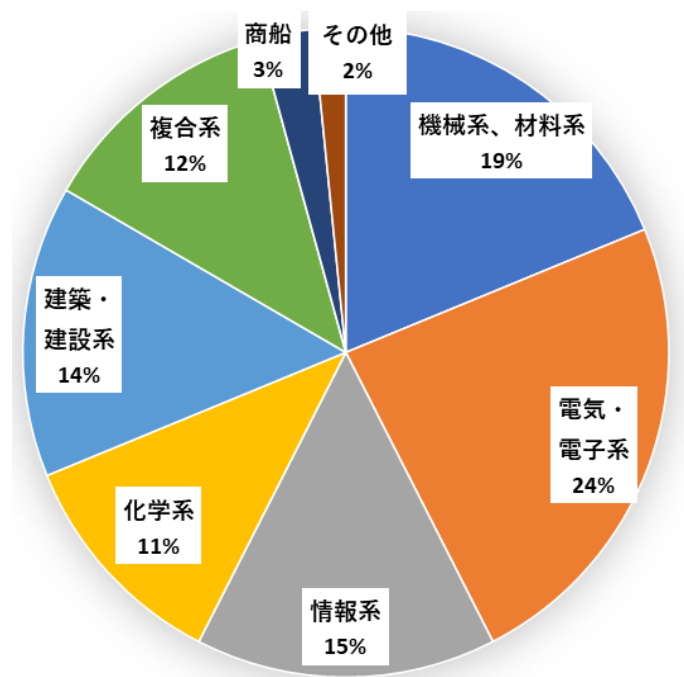
	学校数 a (本科,専攻科)		本科 学科数 (注1)	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b	1校当たりの在学生数 (本科,専攻科) b/a	
国立	51	51	175	9,420	47,998	2,715	941	53
公立	3	3	7	720	3,606	155	1,202	52
私立	4	2	4	395	1,701	44	425	22
計	58	56	186	10,535	53,305	2,914	919	52

2. 本科分野別学科数・入学定員（人）（令和7年度）

区分	工 業								計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学・生物系	建築・建設系	複合系 (注2)	商船	その他	
学科数	35	44	28	21	27	23	5	3	186
入学定員	1,445	1,805	1,245	845	1,080	3,795	200	120	10,535

- (注)
1. 学科再編による募集停止中の学科を除く。
 2. 「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、幾つかの系統を複合させた学科のこと。

3. 分野別学科数



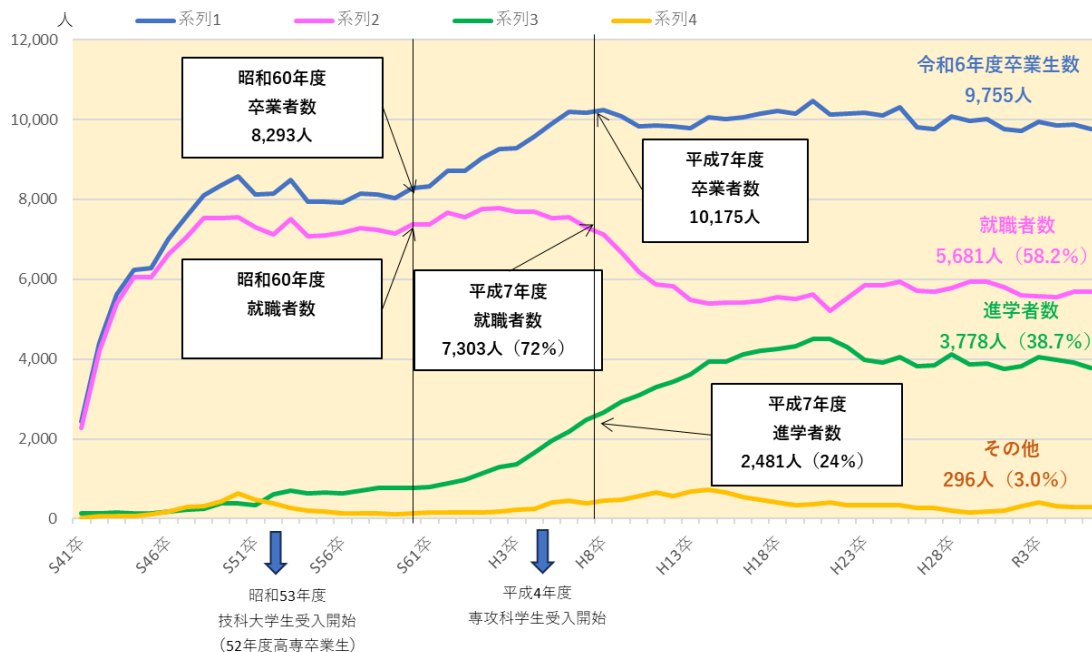
出典：文部科学省調べ

高等専門学校の概要・基本的データ

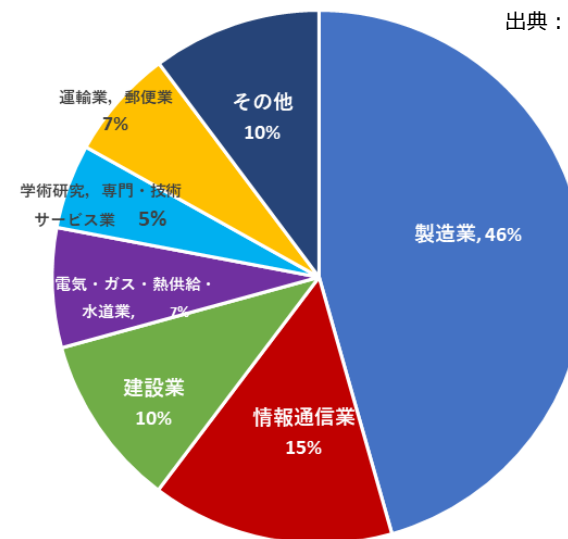
卒業生の状況

柱②

1. 卒業生の進路の状況 出典：令和7年度学校基本調査



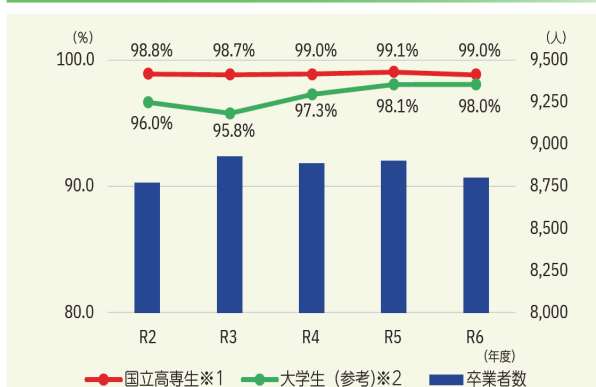
2. 卒業生の就職先（産業別） 令和7年3月 出典：令和7年度学校基本調査



3. 就職希望者の就職率（国立高専） 4. 令和6年度本科卒業生の求人倍率

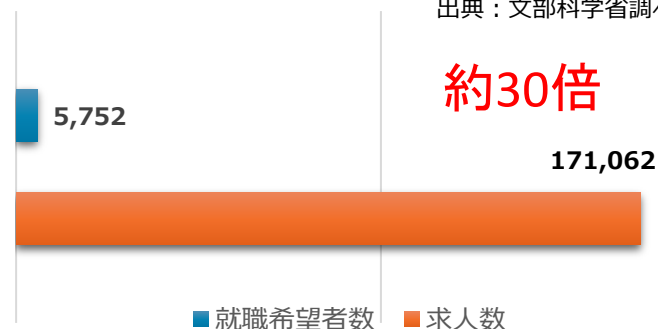
出典：国立高等専門学校機構 2025 概要

本科卒業生のうち就職希望者の就職率



※1 令和7年5月1日現在

出典：文部科学省調べ



- 就職希望者の就職率は、ほぼ100%
- 就職者の約5割が製造業に就職するなど、我が国の経済産業を支える人材を輩出
- 職業別では約9割が技術者（専門的・技術的職業従事者）として就職

特色ある教育等

成長分野と地域未来構想を支える高等専門学校

柱②



風力発電施設視察の様子

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】 秋田高専・八戸高専・函館高専

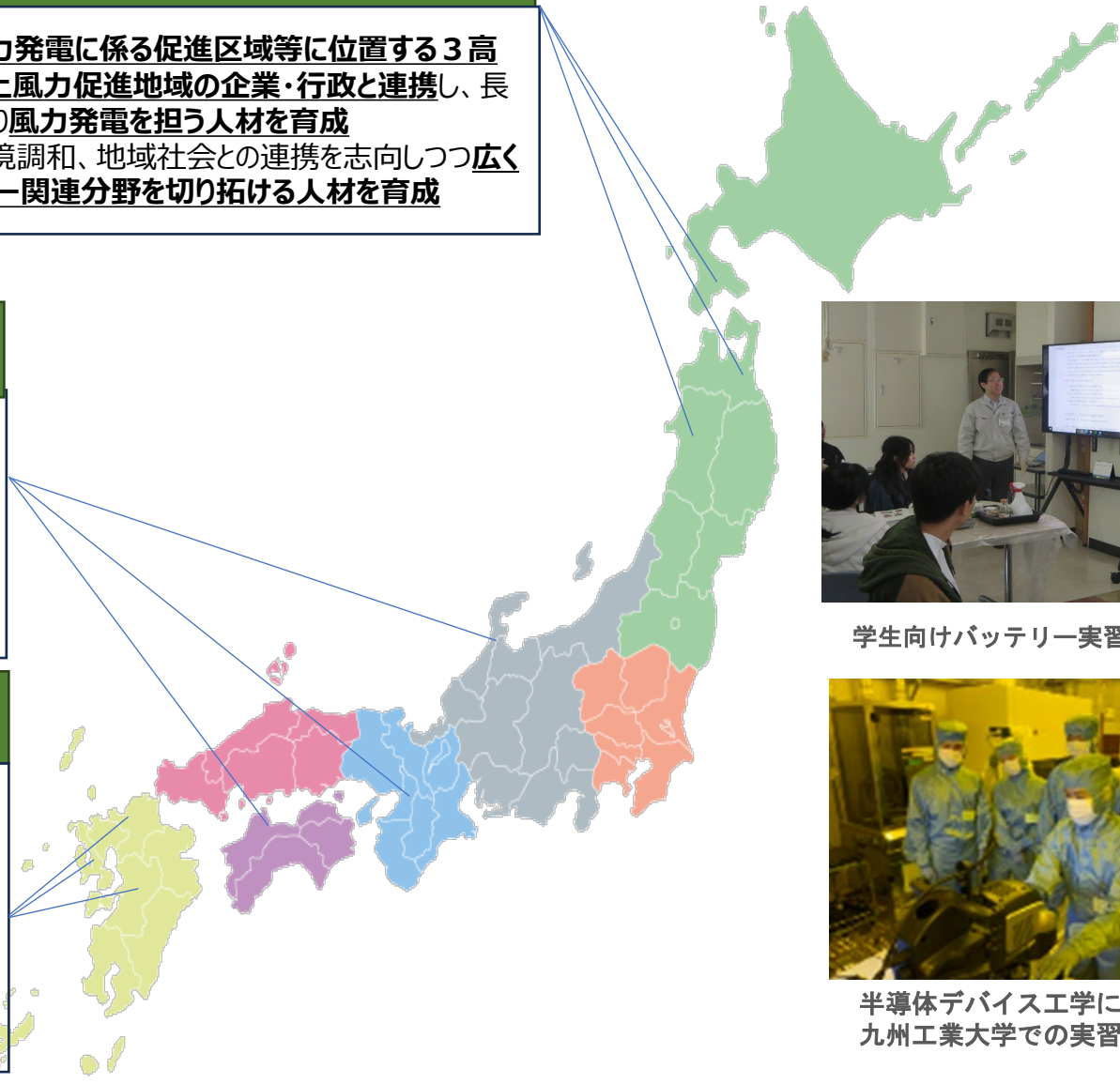
- ・洋上風力発電に係る促進区域等に位置する3高専が洋上風力促進地域の企業・行政と連携し、長きにわたり風力発電を担う人材を育成
- ・GX、環境調和、地域社会との連携を志向しつつ広くエネルギー関連分野を切り拓ける人材を育成

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】 石川高専・新居浜高専・大阪公立大高専

- ・蓄電池の製造・開発、利活用を通し、将来的にGX社会で活躍できる人材を養成
- ・産官学協力体制を構築し、製造分野、サプライチェーン企業との連携を強化
- ・関西蓄電池人材育成等コンソーシアムとの連携

【分野①AI・半導体】 熊本高専・佐世保高専・有明高専

- ・高専生が半導体に関する様々な知識・技術を学べる体制を構築するため、全国の高専の拠点校として九州・沖縄地区の全ての高専と連携してカリキュラムを開発
- ・開発したカリキュラムを全国の高専に展開することで、全国の高専で川上から川下までの半導体関連教育を実施
- ・TSMC、SIIQ、九州地区の大学との連携



学生向けバッテリー実習の様子



半導体デバイス工学における九州工業大学での実習の様子

特色ある教育等

研究の取組（国立高専）

柱②

○ 国立高専においては、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向。

共同研究の状況



受託研究の状況



科研費の状況



参考 H16当時

共同研究: 288百万円、409件

受託研究: 413百万円、155件

科研費: 644百万円、466件

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

海外交流の状況について（国立高専）

柱③

- 全国51校の各国立高等専門学校において416機関と学術交流協定を締結している。
- 国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構本部にて30機関と学術交流協定を締結している。

国立高専機構本部の包括的学術交流協定

国・地域	協定先機関名
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニク、国立ポリテクニク協会
シンガポール	ナンヤン・ポリテクニク、ニース・ポリテクニク、 リパブリック・ポリテクニク、 シンガポール・ポリテクニク、テマセク・ポリテクニク
タイ	キングモンクット工科大学ラカバン校、 キングモンクット工科大学トンブリ校、 泰日工業大学、教育省職業教育局、 プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール、 タマサート大学工学部、ナコンパノム大学
台湾	國立聯合大學、國立臺北科技大學、國立高雄科技大學、 正修科学大學、中州科技大學
ベトナム	商工省、教育訓練省、ダナン大学
フィンランド	トゥルク応用科学大学、オウル応用科学大学、 メトロポリシア応用科学大学、 サウスイースタン応用化学大学
香港	香港職業訓練協議会
マレーシア	マラ工科大学
モンゴル	教育科学省、ウランバートル市

（令和7年3月31日現在）

学生の国別派遣（令和6年度）

国・地域	人数（人）
台湾	1,296
シンガポール	709
タイ	463
マレーシア	342
大韓民国	258
フィリピン	240
オーストラリア	180
アメリカ	151
ベトナム	129
カナダ	72
モンゴル	52
香港	50
フランス	42
フィンランド	35
英国	32
中国	31
ドイツ	28
インドネシア	27
ニュージーランド	27
スウェーデン	25
カンボジア	16
イタリア	12
オランダ	12
ベルギー	11
その他欧州	50
その他アジア	12
その他アフリカ	11
その他中東	6
中南米	6
その他大洋州	1
合計	4,326



KOSEN Global Campの様子（鹿児島高専）



プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール（タイ）での科学技術研修時の様子（津山高専）

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

高専（KOSEN）の導入支援の状況（国立高専）

柱③

- 「日本型高等専門学校教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。
- 現在、タイ、モンゴル、ベトナム、エジプトとの協力体制を構築。
- 国立高専機構本部が関係国立高専と連携し、学校の管理運営へのアドバイスや、教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援を実施。



タイ

- ・ タイの円借款事業で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設（タイ高専プロジェクト）
- ・ 現在 2 高専に898人が在籍（志願倍率約25倍と高い人気）、**2025年にKOSEN-KMITL二期生及びKOSEN KMUTT一期生が卒業**
- ・ 日本の国立高専へのタイ政府奨学金留学生受入れ



KOSEN KMUTT一期生卒業式
(2025.9)



モンゴル

- ・ 2014年、日本の高専を卒業したモンゴル人元留学生らの尽力によりウランバートルに3高専が設立
- ・ 2023年に3校の高専が新設される
- ・ 国立高専10校の支援体制を構築し、教員研修等の支援を実施
- ・ 2025年6月に七期生が卒業、卒業生はモンゴル国内での就職、進学のほか、日本国内の大学・高専専攻科へ進学、日本企業へ就職

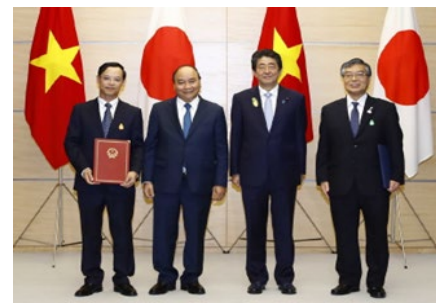


自民党国会議員団視察（2024.7）



ベトナム

- ・ 日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年7月覚書）
- ・ 2019年以降、**ベトナムの3工業短大にKOSENモデルコース**（3年制・5年制コース）を開講
- ・ 2024年度以降は、各高専とパイロット校3校との学校間交流を広範に推進



覚書の締結（2019.7 総理官邸）



エジプト

- ・ 2025年9月21日開校
- ・ 入学者49名、現員47名（1年次は括り入学）
- ・ 2年次から2コース制

Computer Science and Electronics
Smart Robotics and Green Energy



入学式（2025.9.21）

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

学位と称号について

柱③

「学位」：

学術の中心として、自律的に高度の教育研究を行う大学により、国際的通用性のある大学教育修了相当の知識・能力の証明として授与されるもの

※上記の原則を踏まえつつ、多様な学習成果を適切に評価して大学・大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による学位の授与が、学校教育法第104条第7項に基づき認められている。

「称号」：

特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして、法令の規定により、本人が称することができるもの

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>
学部	学士 (称号)	学士 <u>(学位)</u>	学士 <u>(学位)</u>
短期大学	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	短期大学士 <u>(学位)</u>
高等専門学校	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	<u>準学士 (称号)</u>

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

我が国の「教育資格枠組み」

柱③

レベル	教育資格
8	博士
	修士
7	修士（専門職） 教職修士（専門職） 法務博士（専門職） 学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校 学士（専門職） 高度専門士 (*2)
5	短期大学士 短期大学士（専門職） 専攻科 2 年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部 専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部 卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程 高等専門学校 3 年次修了証書 高等学校卒業程度認定試験合格証書
4	専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程 高等専門学校 3 年次修了証書 高等学校卒業程度認定試験合格証書
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部 中学校卒業程度認定試験合格証書
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる
(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる
(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

LEVEL	QUALIFICATIONS
8	Doctoral degree [Hakushi] Master's degree [Shushi]
7	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)] Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi] Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)] Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]
6	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)] Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
5	Associate degree [Tanki-daigakushi] Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)] Diploma [Senmonshi] Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education
4	Certificate of Graduation of one year course in professional training college Certificate of Completion of one year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education
3	Certificate of Graduation ・Upper secondary school ・Secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education ・Upper secondary course, specialized training college Certificate of Completion of 3rd grade of regular course, College of Technology (KOSEN) Certificate: Upper secondary school equivalency examination
2	Certificate of Graduation ・Lower secondary school ・Compulsory education school ・Lower secondary department, school for special needs education Certificate: Lower secondary school equivalency examination
1	Certificate of Graduation ・Elementary school ・Elementary department, school for special needs education

(*1) Those who have passed the assessment conducted by NIAD-QE can earn Bachelor's degrees.
(*2) Those who have completed the course designated by MEXT are eligible for admission to master's programs.
(*3) Conferred by Colleges of Technology (KOSEN)
(*4) Universities, professional and vocational universities, junior colleges, professional and vocational junior colleges, and Colleges of Technology (KOSEN) must undergo certified evaluation and accreditation (CEA).

(出典) 大学改革支援・学位授与機構資料

高専新設の主な動向（令和8年7月時点）

柱①

滋賀県立高等専門学校

新たに用地及び施設を整備して運営予定。次代の社会を技術で支える実践力と豊かで幸福なエンジニア人生の基礎を築き、新たな社会課題にも自信をもって立ち向かえる「しなやかでたくましい人材」の育成を図る。

開設予定：令和10年度

設置・運営主体：公立大学法人滋賀県立大学

設置場所：

定員：1学年120名（予定）

学科構成：総合学科の1学科・4コース編成（情報系、電気電子系、機械系、建設系）

愛知県立高等専門学校

県立総合工科高校と併設して運営予定。生産年齢人口の減少、DXやAIの急速な進展等、将来の社会・産業構造変化を見据えた成長分野で即戦力となる「高度なものづくり人材」の育成を図る。

開設予定：令和11年度

設置・運営主体：愛知県公立大学法人

設置場所：愛知総合工科高等学校校地内（既存校舎も活用）

定員：1学年40名（予定）

学科構成：デザイン情報工学科（ロボティクスコース、AI・デジタルコースの2コース構想）

福岡市立高等専門学校

福岡市立博多工業高校と併設して運営予定。高度デジタル人材の不足や、高度専門人材の需要の高まりを背景として、高度な情報技術を活用・展開し、社会に新しい価値を生み出すことのできる人材の育成を図る。

開設予定：令和11年度

設置・運営主体：福岡市教育委員会

設置場所：博多工業高校の校舎及び福岡市所有産学官連携施設の2キャンパス制を想定

定員：1学年80名（予定）

学科構成：情報系1学科を設置予定

鳥取県

令和8年度補正予算において、県立高等専門学校（工業、農業）の設置にかかる検討経費を予算化。産学官関係者による協議会を設置し、県立高専の必要性のほか、設置する場合における方向性など、検討を進める。

経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）【抜粋】

第10回経済財政諮問会議 令和8年6月30日

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

高校から大学・大学院等までの人材育成システムを一体的に改革し、産業構造の変化に対応した人材基盤を強化する。2030年までを第1期とし、大学等の機能強化と規模適正化を総合的に推進し、高等教育の分野・地域のリバランスや18歳中心主義からの脱却を図る。理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や実需に応じたり・スキリング、**高専の新設・機能強化**、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上、大学生・高校生での海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める。教育成果や質に係る情報提供を強化する。

新たに策定された「科学技術・イノベーション基本計画」を着実に推進するとともに、科学技術政策のE B P Mを強化する。大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実など¹⁰⁸、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。

108 国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保を含む。

日本成長戦略（案）【抜粋】

日本成長戦略会議（第6回）令和8年6月30日

iii) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

（地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援）

国立高等専門学校機構本部にスタートアップ支援組織を2026年度中に設置するとともに、各高専への地域連携コーディネータの配置等を促進する。また、地域における高専発スタートアップ支援を強化する。

Ⅲ. 8つの分野横断的課題の解決

4. 人材育成

（2）対応の方向性

②目標（KPI）

- ・③ i) の高等教育改革に関して、大学全体に占める理工農・デジタル・保健系の定員（2024年度：35%）を2040年までに5割を目指す。また、高専の学生数について、少子化傾向においても2040年にかけて増加させる（2024年度：53,305人）。

③講じるべき施策パッケージ

（高校教育改革と連動した高等教育改革）

社会・地域のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、大都市の私立大学を含め理工農・デジタル系人材育成の強化等を図るため、大学・高専におけるこれらの成長分野への学部再編等の支援や、私学助成の着実な確保を行った上で理工農・デジタル系人材の育成を行う大学等への支援の重点化等に取り組む¹¹⁴

114 重点分野（17の戦略分野及び第7期科学技術・イノベーション基本計画で示された重要技術領域等。）に係る大学・高専の体制強化を含む。

現在3校に留まる公立の高専の設置を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成する

2. 高等専門学校の機能強化の方向性について

「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について

【背景・経緯】

- 将来の社会・産業構造変化等を踏まえ、5年一貫で**実践的・創造的技術者を育成する高専への社会的期待**が大きく高まっている。
- 一方で、急速な産業構造変化に対応・牽引する人材を育成・輩出し、社会経済の発展に寄与していくためには、昭和36年の制度創設以降続いている**高等専門学校の在り方を見直し、より一層高度化**する必要。
- このような背景も踏まえ、**我が国の更なる発展や、個々人の適性や関心に応じて学べる環境の一層の確保**に向け、**高専を大きく機能強化**する。
⇒ 今後、高専の在り方について議論を行う**有識者会議を文部科学省に設置し**、以下の内容について議論を進めることとする。

【改革の方向性・内容】

柱①：高専の「量的拡大」

《①—1》公私立高専の新設促進

- ・**成長分野転換基金**を通じた新設支援（～20億円支援）
- ・自治体等との丁寧な対話、相談対応

《①—2》高専教育の領域拡大

- ・**農業、コンテンツ等の領域への拡大**（現在は工学系の基準のみが制定）

《①—3》学生の多様性確保

- ・工学系分野の女性など**学生の多様性を確保し、多様な視点・発想を取り入れた高い成果を生み出す教育研究**を実現

《①—4》高専志願者増に向けた取組

- ・**中学生や保護者、中学校進路担当教員**に対する出前授業等の連携やSNS等の効果的取組の実施
- ・**高専と大学・大学院との接続強化**等による高専卒業後の進路の魅力向上

⇒ **少子化傾向においても、高専学生数を増加**

柱②：高専教育の「質的向上」

《②—1》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- ・**人件費・物価上昇と連動した運交金の在り方への見直し**
- ・個別分野等への対応
※**戦略17分野**、スタートアップ、SC・SSW等
- ・高専の**施設・設備の整備充実**による一層の高度化・魅力化

《②—2》高専の設置目的の見直し

- ・産業構造変化等に対応し、**高専の役割に「研究」の追加**を検討、学生の資質能力の更なる向上

《②—3》高専教員の確実な確保

- ・実務家教員等の確保に向けて、高等専門学校設置基準の**教員資格の明確化**や実務実績をより適切に評価できるような**教員審査の見直し**等の検討
- ・**高専教員を養成する大学の取組への支援**の検討

⇒ **高専教育の質を確実に担保・向上**

柱③：高専卒業者の「国際通用性確保」

《③—1》高専卒業者の国際通用性の向上

- ・**「称号」を付与していることの見直し**
※高専での学びが国際的にも適切に評価されるよう、高専本科卒業者に対して「称号」を付与していることに伴う不都合に関する実態の把握等を行った上で、**法制的な検討を行い、「学位」の授与も含め、見直しを検討**

《③—2》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- ・短期的方策として**透明性や比較可能性を高める方策の実施**

《③—3》高専生の海外留学の促進

- ・**インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実**

⇒ **高専生・卒業者が国際的に活躍し、我が国の発展にも寄与できるよう環境整備**

高等専門学校機能強化に関する検討会

趣旨:

将来の社会・産業構造の変化や少子化の進展等を背景として、高等教育の質の確保・向上が求められる中、実践的・創造的な技術者を養成する高等専門学校の役割は一層重要となっている。また、社会的需要が高い成長分野の人材育成や、地域課題・社会課題の解決に貢献する高度専門人材育成する機関としての期待も高まっている。

このような状況を踏まえ、高等専門学校の更なる機能強化及び在り方について検討を行う。

検討事項:

- (1)社会・産業構造の変化等を踏まえた量的拡大・質的向上
- (2)国際通用性の確保、グローバル化への対応
- (3)その他必要な事項

開催期間:

令和8年6月15日から令和9年3月31日までとする。

五十棲 浩二	神山まると高専校長
江口 忠臣	国立高等専門学校機構理事
萱島 信子	JICA緒方貞子平和開発研究所シニアリサーチアドバイザー 笹川平和財団常務理事
小島 知博	サレジオ工業高等専門学校校長 日本私立高等専門学校協会会長
坂口 菊恵	大学改革支援学位授与機構研究開発部教授
柴崎 年彦	東京都立産業技術高等専門学校校長 全国公立高等専門学校協会会長
竹内 芳明	大和総研顧問
◎谷口 功	国立高等専門学校機構特別顧問(国立高等専門学校機構前理事長)
若原 昭浩	豊橋技術科学大学長

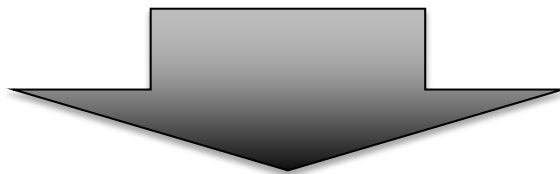
高等専門学校機能強化に関する検討会の審議予定について

第1回【開催日時：令和8年6月19日（金）】

- ・ 高等専門学校の現状
- ・ 「高等専門学校の機能強化パッケージ（仮称）」の方向性

第2回【開催日時：令和8年7月6日（月）】

- ・ 研究
- ・ 学位 等



第3回【開催日時：令和8年7月30日（木）（予定）】

第4回【開催日時：令和8年8月17日（月）（予定）】

8月中目途：中間とりまとめ

年内目途：最終まとめ

高等専門学校機能強化に係る論点について

○ 公私立高専の新設促進について

少子化の進行においても高専学生の増加させるため、成長分野転換基金等により積極的な支援するにあたり、必要な観点、方策はなにか。

○ 高専教育の領域拡大について

設置基準上、工学に関する学科以外の基準が定められていない。今後の社会・産業構造の変化や新規設置のニーズ等を踏まえて、工学以外の分野の拡大（例えば農業やコンテンツなどの分野）を検討するために必要な観点は何か。

○ 学生の多様性確保について

新たな価値創造や教育の質向上に資するよう、公正かつ妥当な方法により入学者の多様性を確保するために必要な観点、方策は何か。

○ 高専志願者増に向けた取組について

少子化の進行や進路選択の多様化を踏まえ、全国の15歳から積極的に選ばれる教育機関となるよう、高専の魅力を効果的に発信するために必要な観点、方策は何か。

○ 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充について

高専の機能強化と合わせて施設・設備環境を一層魅力的なものとしていくために、必要な観点、方策は何か。

○ 高専の設置目的の見直しについて

今後の高専の設置目的・意義をどのように考え、研究機能の強化を図っていくことが必要か。

高等専門学校機能強化に係る論点について

○ 高専教員の着実な確保について

実務家教員を含む優秀な人材確保を図るとともに、高専教員に求められる資質の明確化や高専教員の養成の在り方を検討するために必要な観点、方策は何か。

○ 高専卒業者の国際通用性の向上について

高専本科卒業生がより社会的にも国際的にも評価が得られるための仕組みについて学位の授与を含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

○ 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保について

上記の論点とあわせ、既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応として、卒業証明書等の国際通用性の確保も含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

○ 高専生の海外留学の促進について

グローバル化の進展を踏まえ、世界で活躍できる技術者の育成のため、高専生の海外派遣の推進、外国人留学生の受入れの充実、海外教育機関と連携した国際交流プログラム及びK O S E Nの海外展開を促進するために必要な観点、方策は何か。

高等専門学校の機能強化に関する検討会における主な意見について(第1～2回)

柱①：高専の「量的拡大」

①－１ 公私立高専の新設促進

- 地域社会で活躍する人材育成という目的を明確に据える必要。卒業生が一定割合で地元に着し、地域産業や成長分野を担うことが重要。一方で、日本全体としてどの分野の人材を育成するか、というマクロな視点も必要。実現にあたっては公私立高専の新設に限定せず検討する必要。
- 新設が予定されている高専の学科構成は、情報系へのシフトが進んでいる。今後、学科構成をどのように発展させていくかを考える上では、地域産業との連携が不可欠。技術の高度化が進む中で、地域産業と連携した教育の重要性は、今後さらに高まる。
- 高専の設置・運営は高専単独ではなく地域全体の高校教育の枠組みの中で検討する必要。とりわけ、公立高専の設置に当たっては教育委員会との連携が前提となり制度設計にも影響する一方、生徒募集の面で利点もあることから、一般高校との関係性や定員配分に配慮した慎重な設計が求められる。
- 新設校の設置申請時において、特に人材の流動性が高い分野では数年先までの教員を確保することが難しく、将来的な教員確保と質の担保を図る制度要件のバランスが課題。
- 財政面では、ふるさと納税や寄附金の活用も有効であり、寄附促進のためのインセンティブ強化も重要。

高等専門学校の機能強化に関する検討会における主な意見について(第1～2回)

柱①：高専の「量的拡大」

①－２ 高専教育の領域拡大

- 工学分野にとどまらず、一次産業も含めて多様な領域への拡大は意義がある。一方で、新しい領域への拡大にあたっては、具体的な人材像や産業ニーズとともに「高専が担うべき具体的役割」を明確化して議論する必要。

①－３ 学生の多様性確保

- 学力のみならず適性・素養や志向を踏まえた多面的評価を通じて、教育内容との適合を重視し、ミスマッチの低減や卒業後の活躍の幅の拡大につながる仕組みとすることが重要。

①－４ 高専志願者増に向けた取組

- 社会全体での高専の認知度向上が重要であり、高専の魅力や役割を分かりやすく発信する戦略的な取組が求められる。また、興味関心は学年進行とともに変化することから、より低学年層への働きかけによる早期段階からの理工系分野への関心を醸成する必要がある。さらに、多様性の観点も踏まえた広い層への働きかけが必要。

- 卒業後の進路として様々な学部等への大学編入の選択があると志願者も増えるのではないか。また、15歳段階で専門分野に進む制度の特性上、一定の進路変更ニーズが生じることを踏まえ、途中で進路変更が可能なセーフティ・ネットの整備により高専進学に対するリスク認識の低減を図る必要。

高等専門学校機能強化に関する検討会における主な意見について(第1～2回)

柱②：高専の「質的向上」

②－1 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 国立高専機構の取組と直結しており、これまでの活動を後押しするものであることから、「高専の設置目的の見直し」とも連動して、大きな環境変化につながると考えられる。
- 設置主体に関わらず、人件費に加え施設・設備更新の負担も大きく、財政面での課題が顕著となっていることから寄附金など多様な財源確保の重要性が高まっている。

②－2 高専の設置目的の見直し

- 近年では高専の研究も進んでおり、中堅技術者の育成に加えて高度な人材育成が社会から求められている。高専の設置目的に研究を加えるためには、法令改正による対応が必要であると理解しているが、質の向上にあたっては、教員の研究エフォートを組織として確保できる体制を整備していくことが求められる。
- 研究機能の高度化を図るために、法改正により「研究」を高専の目的として位置付けてはどうか。
- 高専での研究は広く基礎研究を行うということではなく、社会課題を解決するための研究の意味合いの方が強いと考えられる。研究という文字が一人歩きしないよう十分に留意する必要。
- 研究を設置目的に位置付けていくに当たっては、研究環境の整備や労働時間管理にも留意する必要。

高等専門学校機能強化に関する検討会における主な意見について(第1～2回)

柱②：高専の「質的向上」

②－3 高専教員の確実な確保

- 教員の年齢構成を踏まえると、今後10年程度で相当数の教員の入れ替わりが見込まれており、教員の確保が喫緊の課題となっている。特に、情報分野などの新しい分野においては、処遇面も影響し、教員の確保が一層難しくなっている。
- 専門教育のみならず、一般教育を教える教員の確保も難しくなっている、教員の成り手についても考えていかなければならない。
- 高専と関係の深い豊橋技術科学大学や長岡技術科学大学との連携をより一層強化することが重要。
- 教員の資質について、画一的な条件で求めてしまうと柔軟性が失われてしまうため、複合的な学びが難しくなる恐れがあることから多様性も持つことが必要。
- 企業からの複数年の出向やシニア人材の活用などを後押しする仕組みが必要。また、短時間でなく長い時間勤めてもらう方が教育的な効果は高い

高等専門学校機能強化に関する検討会における主な意見について(第1回)

柱③：高専卒業生の国際通用性確保

③－１ 高専卒業生の国際通用性の向上

- 高専卒業者に学位を授与する仕組みは、国際通用性の観点から早急に実現すべき。
- 学位の名称については、複線化された技術系の高等教育機関による独自の学位名称も考えられるが、海外から見て直観的にわかる必要。
- タイでは高専卒業生の学位は法的に整理されている一方、日本では受入れ時に制度上の齟齬があり、そのような観点からも学位授与の実現が求められる。
- 高専での学びの成果について国際通用性が担保された形で適切に評価するスキームとして、大学改革支援・学位授与機構（NIAD）からの学位授与が考えられるのではないか。
- 学位が授与されないことによる不都合は、現に既卒の者において生じていることから、既存の卒業生にも学位を授与する仕組みが必要ではないか。
- 学位名称については、国際通用性からも、同等の教育資格と統一を図りつつ、高専の特徴がしっかりとわかるような的確な称号名称が必要ではないか。

高等専門学校機能強化に関する検討会における主な意見について(第1回)

柱③：高専卒業生の国際通用性確保

③－２ 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 海外に興味を持つ学生も増えており、高専３年修了後に海外大学へ進学する事例もあるが高専３年が高校卒業相当であることを説明するのは容易ではない。こうした点についても可能であれば対応を検討いただきたい。

③－３ 高専生の海外留学の促進

- 高専生の海外派遣の促進は必要である。グローバル化社会において、技術系人材にも海外志向は不可欠であり、若い段階から海外との接点を持たせる教育環境の整備が求められる。
- 留学生受入れの促進については、寮などの受入れ体制に課題がある。今後は、派遣と受入れの双方を含む双方向の国際交流を体系的に推進していくことが求められる。

3. 本日御議論いただきたい論点について

高等専門学校と「研究」の関係について（議論用の論点）

- 急速に社会・産業構造が変化する中で、**常にイノベーションを生み出し、新たな価値創造や課題克服を進め続けなければならない**現在においては、**研究活動は必要不可欠な営みであり、本格的な研究活動を伴った人材育成が求められている**。
- とりわけ、早期段階における5年一貫教育により実践的・創造的な技術者を養成する**高等専門学校（高専）において、産業界を含めた社会的要請の観点や、学生が高専を卒業して社会で活躍するために身につけるべき資質能力の観点を踏まえ、最新の研究成果を教授**できるよう、**高専の研究機能の高度化を図るためにどのような措置を講ずればよいか**について、ご意見をいただきたい。

【現状】

<法制面>

- 学校教育法上の設置目的：「**深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること**」

※高専の**創設当時は**、後期中等教育段階を含む5年一貫の学校種として、その使命は、「**教育**」に重点を置く機関として位置づけられたことから、その目的規定に「**研究**」が**明記されていない**。（「教授」と「研究」の両機能に同程度に重点が置かれ、目的が「教授研究」と規定されている大学と異なる）

<実態面>

- **高専において「研究」自体は行われている。**

- 現状、例えば以下のように、高専において**研究活動は一定程度実施**されている。

○産学が連携した教育・研究活動の推進

- ・国立高専におけるGEAR 5.0（未来技術の社会実装教育の高度化）、COMPASS 5.0（次世代基盤技術教育のカリキュラム化）の取組
- ・例えば秋田高専等では洋上風力発電関連の教育・研究を実施（COMPASS）



○共同研究・受託研究・科研費の実績

- ・国立高専では、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向



○高専教員の研究実施

- ・国立高専では高専研究者の研究技術シーズ、注目研究、産学官連携の成功事例などをポータルサイトで提供
- ・東京都立産業技術高専では、年複数回の研究推進セミナーを実施し、最新の研究成果を発表

<課題・論点>

- **高専卒業者は**、特に工学系における知識等を有しつつ、高度な実践的技術力を持って自ら手を動かせるという**即戦力として産業界等から非常に高く評価**されており、**更なる活躍が期待**される。
- 一方で、上記のような現状となっている中、**今後の社会における高専が果たすべき役割**を考慮しつつ、**高専における「研究」の在り方についてどうあるべきか**、ご意見をいただきたい。

高等専門学校卒業者への学位授与について（議論用の論点）

- グローバル化が進展する中で**高等専門学校の卒業者が国内外で活躍**できるよう、**高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価**されるためにどのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。

【現状】

＜これまでの経緯＞

平成17年の学校教育法の一部改正が行われるまでは、短期大学・高等専門学校いずれの卒業者に対しても「準学士」の称号が付与されていたが、同改正により、**短期大学の卒業者には、「短期大学士」の学位が付与されることになった**。一方で、**高等専門学校の卒業者については学位が付与されず**、現行の学校教育法において「**高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる**」とされている。

また、平成28年に有識者会議においてとりまとめられた報告※では高専が学位授与機関となるには大学体系に位置づけられる必要があるが、**高等専門学校は現行制度では大学とは異なる 15 歳からの早期教育を特徴とする高等教育機関であり、大学体系に位置づけることで高等専門学校としての良さが失われるおそれがある**等とされ、これらの論点は、高等専門学校制度の本質に関わる問題であり、今後も引き続き慎重に議論を行っていく必要がある。とされたところである。

※「高等専門学校の充実について」高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議

＜実態＞

高専本科卒業者に付与される「準学士」の称号は海外で十分に理解されず、**進学・就職・ビザ取得等において支障が生じており、学修・キャリア形成に追加的な時間や負担が発生している**。（不利益の例は次ページ参照）

○学位と称号

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)
学部	学士 (称号)	学士 (学位)	学士 (学位)
短期大学	卒業	準学士 (称号)	短期大学士 (学位)
高等専門学校	卒業	準学士 (称号)	準学士 (称号)

○我が国の「教育枠組み」

レベル	教育資格
8	博士
	修士
7	修士 (専門職) 教職修士 (専門職) 法務博士 (専門職)
	学士 (医学、歯学、薬学 (臨床目的)、獣医学)
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-OE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校 学士 (専門職)
	短期大学士
	高度専門士 (*2)
5	短期大学士 (専門職)
	専門士

LEVEL	QUALIFICATIONS
8	Doctoral degree [Hakushi] Master's degree [Shushi]
7	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)] Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi] Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)] Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Jūgaku)]
6	Bachelor's degree [Gakushi] — Includes those of NIAD-OE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)] Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
	Associate degree [Tanki-daigakushi]
	Associate [Jun-gakushi] (*3)
5	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)] Diploma [Senmonshi] Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education

＜課題・論点＞

- 上記のような現状となっている中、**高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価**されるために、どのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。また、**既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応**についてもご意見をいただきたい。

学位がないことに伴う不利益の例

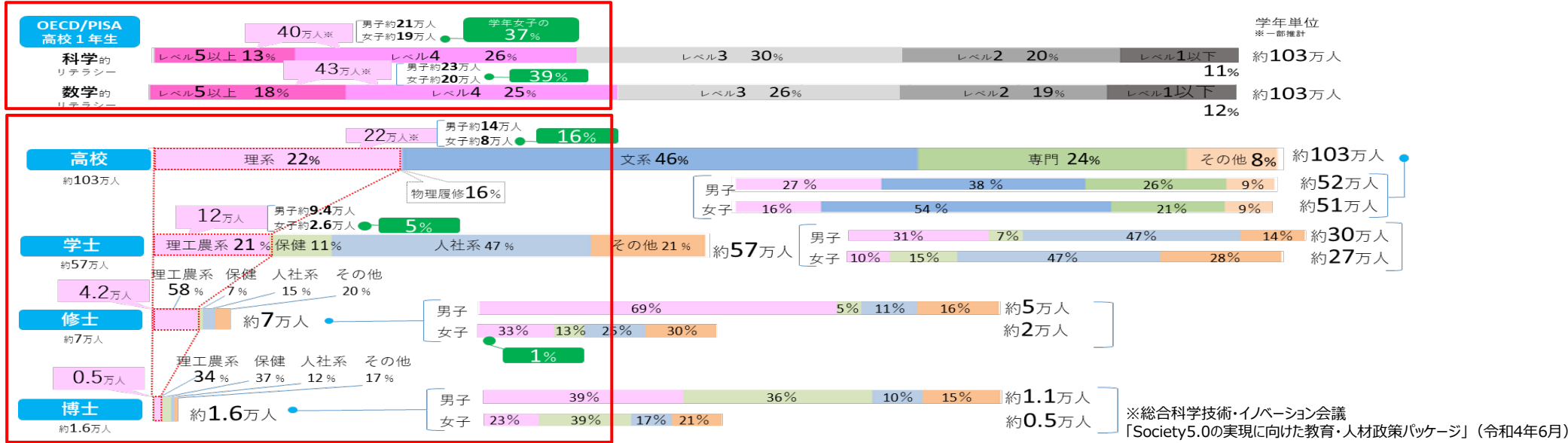
- 米国の大学に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。
- 台湾の大学の工学部に3年次編入学しようとしたが、認められず1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した
- 高専卒業生がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためにビザの取得ができなかった。
- 海外留学における高専卒業後の学歴証明・海外大学編入・海外企業の就職・ビザ申請時に、卒業生本人が説明を要求された。
- 在学中の留学において、日本側の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、単位互換が認められなかった。
- タイ高専から編入してきた学生については、本来タイ高専卒業生に付与される準学士の学位が授与されないことから、タイ側において学位を授与する案が検討された。一部の学生・保護者からは、日本への編入学を躊躇する意見も見られた。
- モンゴルおよびタイ高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されているのが現状。

高等専門学校に関する参考資料

我が国の高等教育の現状と課題

①文理分断からの脱却

理系学部定員の少なさとジェンダーギャップ



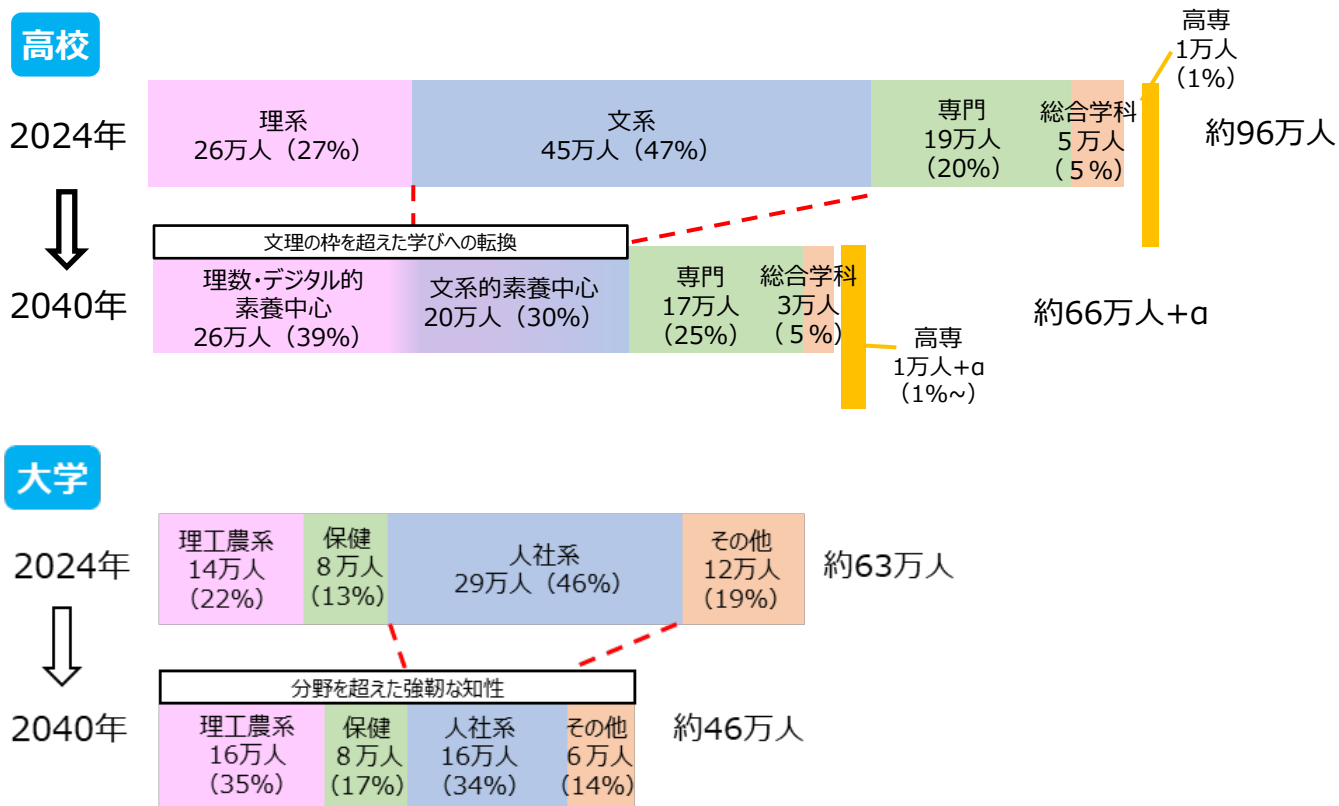
職業間・学歴間のミスマッチ

職種別	専門職	うち AI・ロボット等 利活用人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者
2040年 需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人
学歴別	高卒 (普通科)	高卒 (工業科)	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年 需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会 (令和8年3月5日)
「2040年の就業構造推計 (改訂版) について」より

少子化に対応するための高校・大学における文理分断の改善イメージ

(仮に、現在の高校普通科理系・専門高校、学士理工農系＋保健のシェアを増大とした場合)

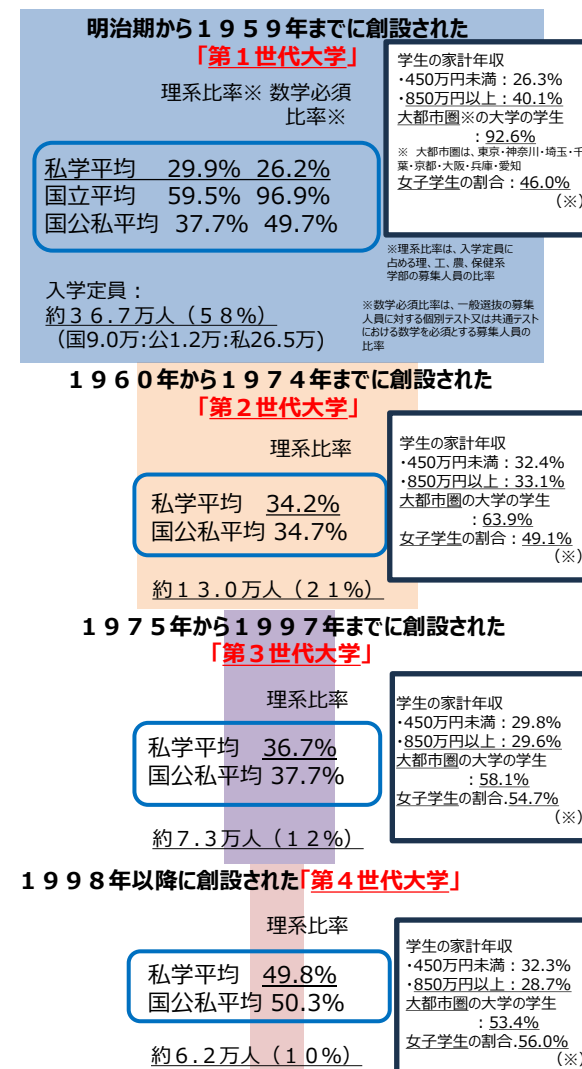


(※) 高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和6年度 高等学校 理系文系進路選択に関する調査結果」を使用

(※) 大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

日本の高等教育の構造

急速な人口減少に伴い、現在、約63万人いる大学進学者数は、**2040年に約46万人まで減少すると推計。**



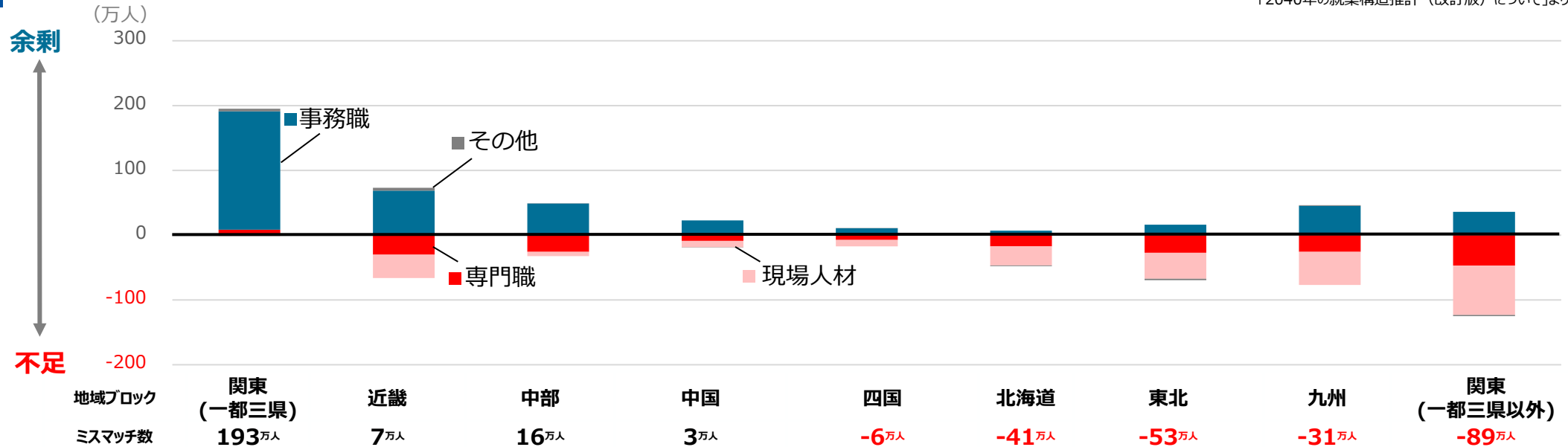
※大学の分類は漢中義陸（国立教育政策研究所 高等教育研究部）『学生調査から見た私立大学の学生・教育』（私立大学等の振興に関する検討会議（2016年4月13日））（以下「漢中資料」）による。

※学生の家計年収の割合のデータは、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」のデータ（私立大学対象）を使用して算出。
※女子学生の割合のデータは、漢中資料における2014年のデータ（私立大学対象）を使用（第1世代大学については、10校のデータ）。

②地域を支える人材の確保と大学のリバランス

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 職種内訳）

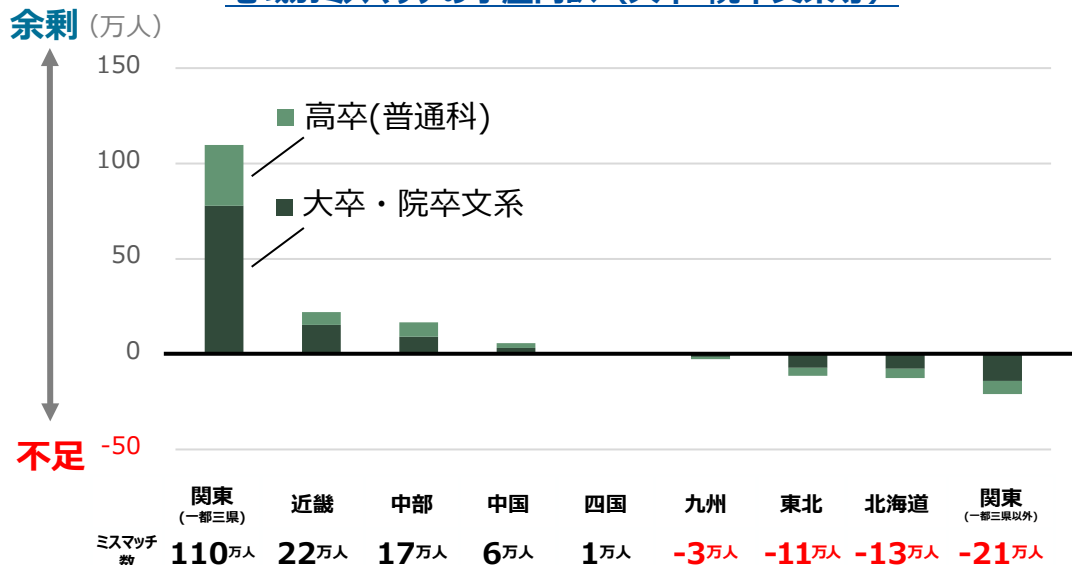
※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より



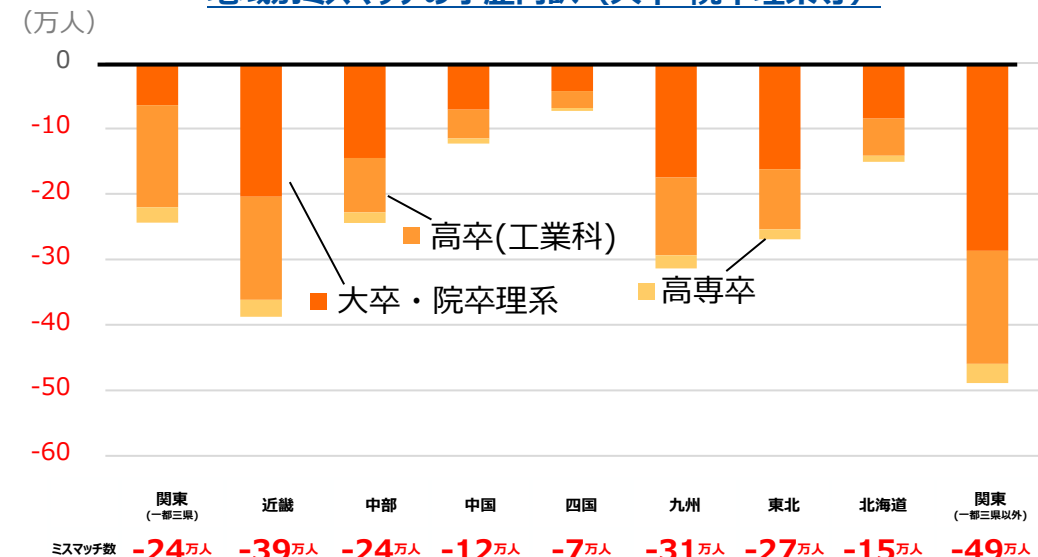
（注）職業分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒文系等）



地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒理系等）



（注）学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

①徹底した高校教育改革

- (i) デジタル化による理数の学びへの潜在的な関心を活かし、**理数を中心に学ぶ生徒を確保**。
(例：コンピュータグラフィクスには行列やベクトルの理解が不可欠で生徒の潜在的関心は高い)
- (ii) 地域の社会や経済を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、工業、農業等の**専門高校の機能強化を支援**。
- (iii) 地方の生徒はもとより誰一人取り残さず、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障するため、**地域のアクセス・多様な学びを確保**。

高校教育改革基金
を都道府県に造成 (※)

2,950億円

※安定財源を確保した上で、
新たな交付金等を創設
(令和9年度～)

②大学教育の構造改革

- (i) **大都市の私立大学の理工農・デジタル分野の重視**、人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによる**ST比**(学生教員数比率)の**改善**や**理数分野併修**を通じた**教育の質の向上**
- (ii) **公立の高専**(高等専門学校)の**設置を促進**し、地域のインフラを支える人材を育成
- (iii) **知事と学長が**人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより**地域に不可欠な医療や福祉、産業、インフラ分野等の人材を育成し、地域の高等教育へのアクセスの確保方策を協議・実行**(高校・大学間連携も含めた取組を推進する「**地域構想推進プラットフォーム**」の構築)

成長分野転換基金に

200億円追加

(既存分と合わせて
約1,000億円で推進)

高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校配置図

柱①

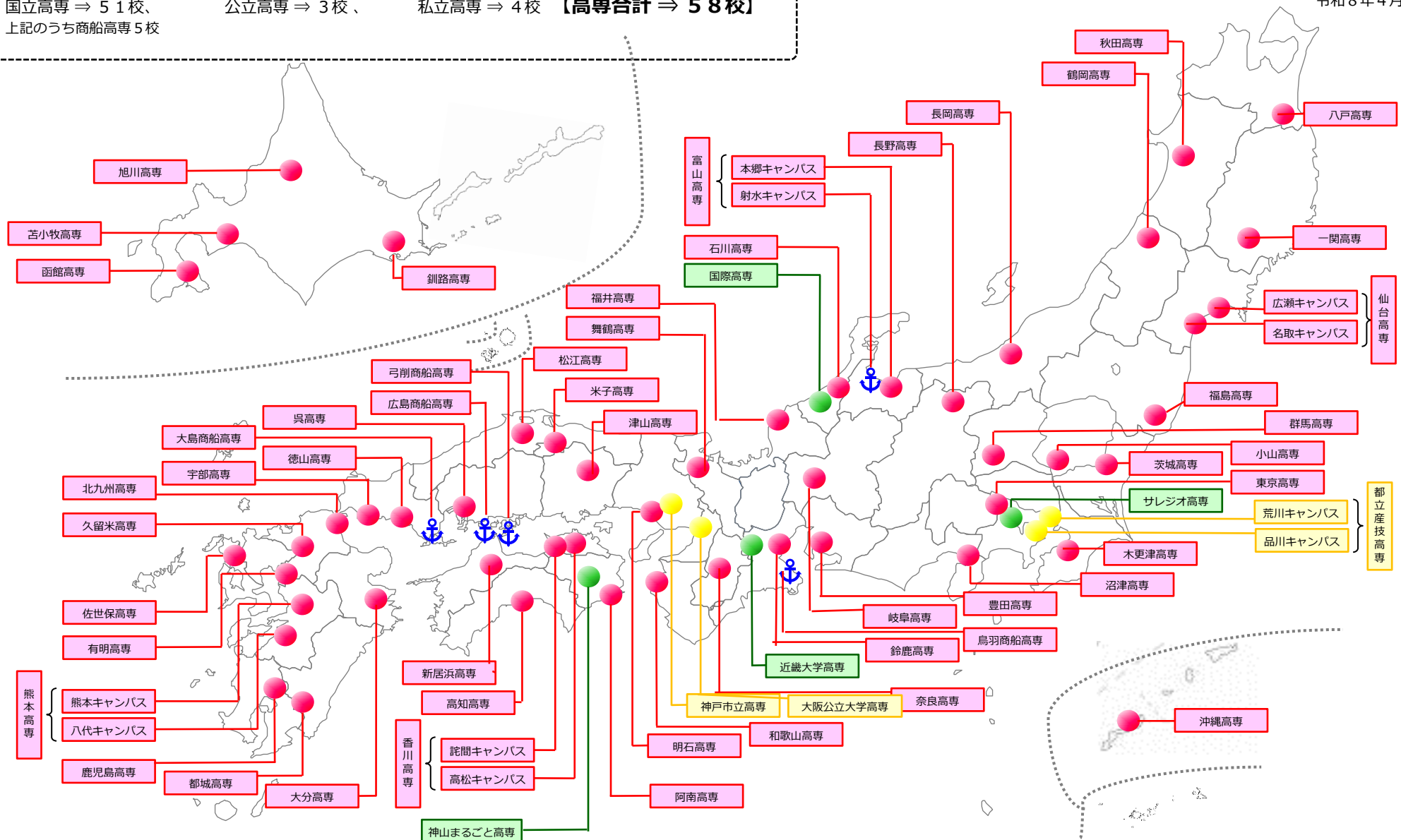
令和8年4月1日現在

国立高専 ⇒ 51校、
上記のうち商船高専 5校

公立高専 ⇒ 3校、

私立高専 ⇒ 4校

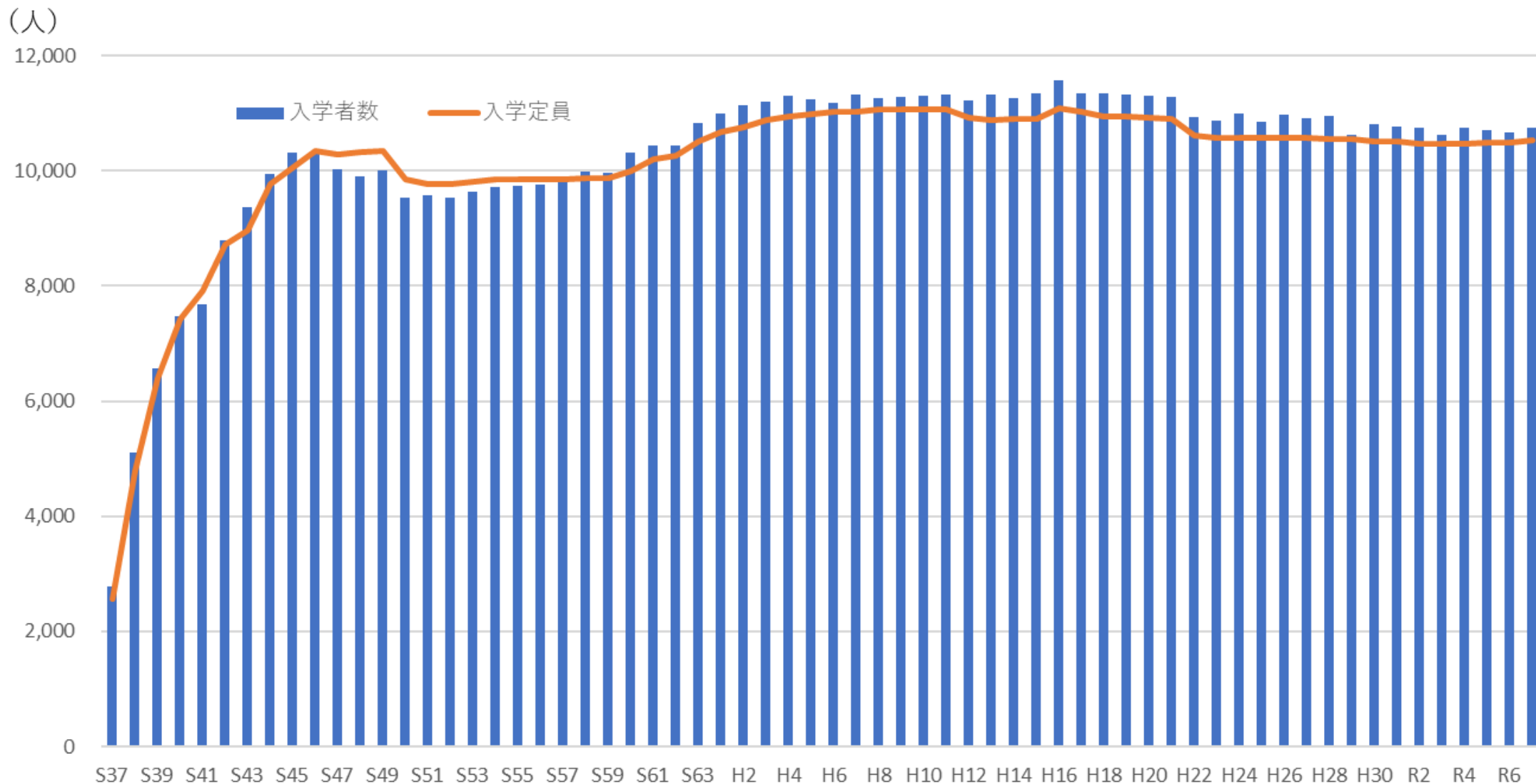
【高専合計 ⇒ 58校】



高等専門学校の概要・基本的データ

入学定員・入学者の推移

柱①

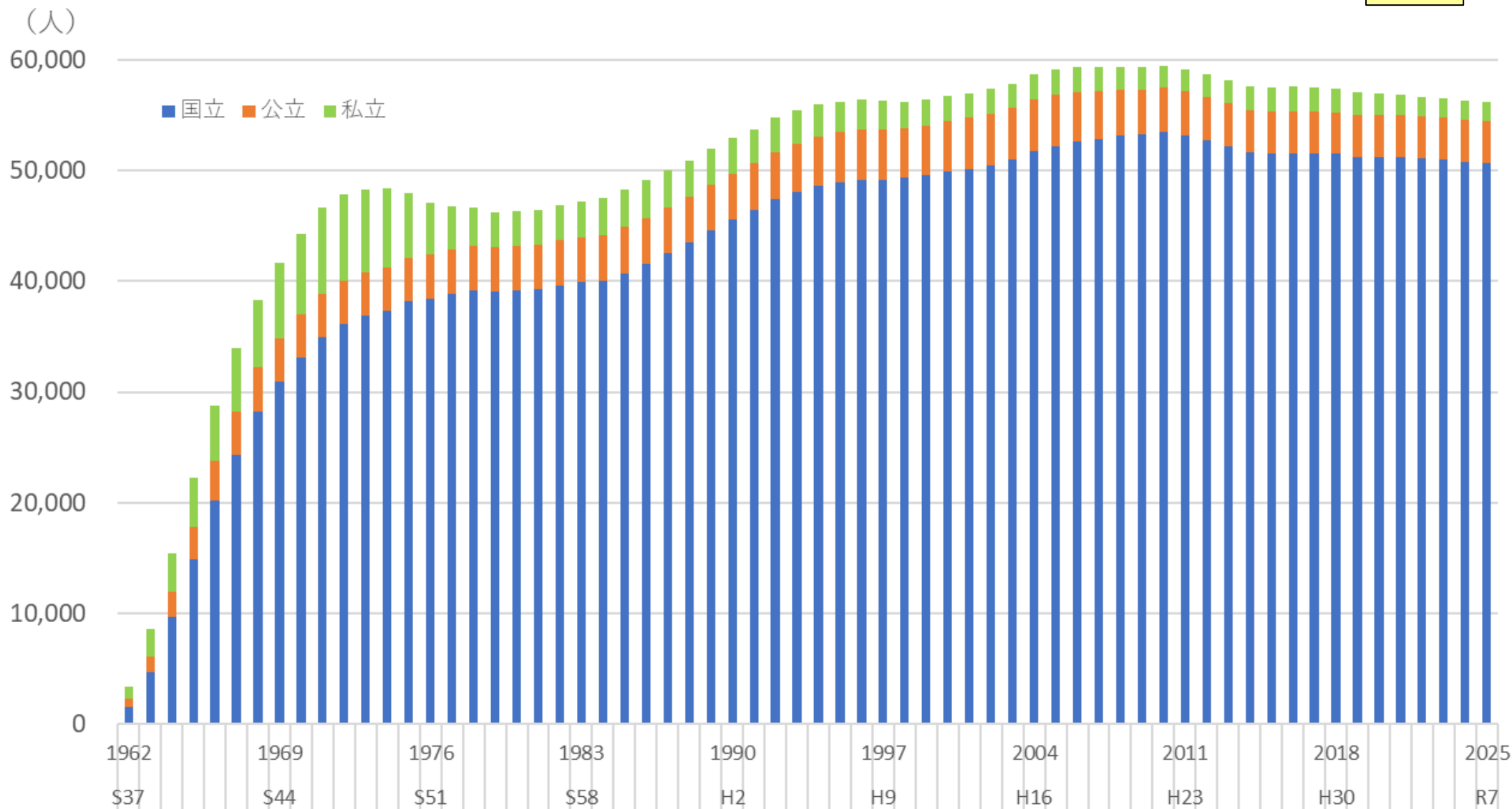


出典：文部科学省調べ

高等専門学校の概要・基本的データ

在学生数の推移

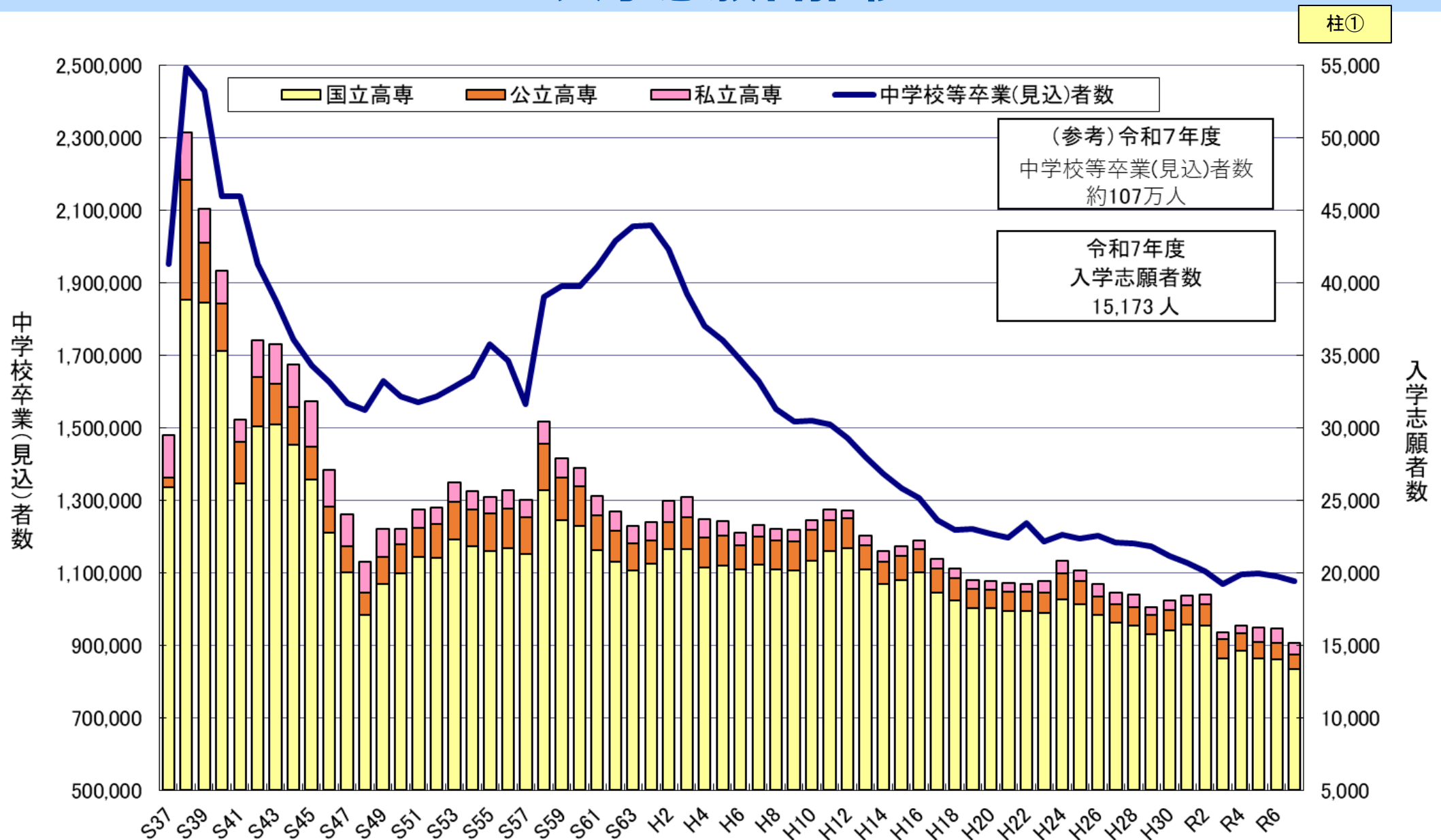
柱①



出典：文部科学省調べ

高等専門学校の概要・基本的データ

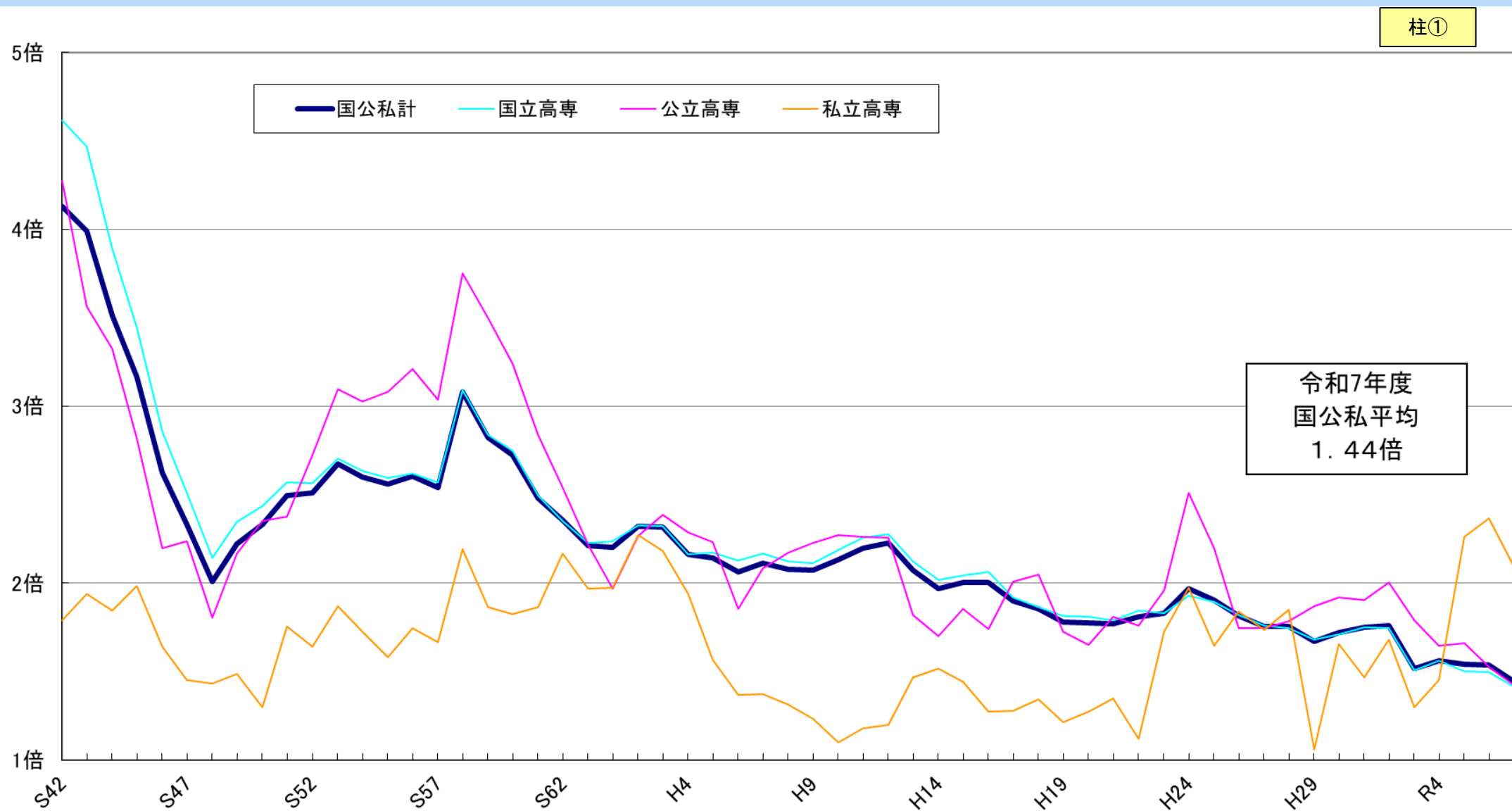
入学志願者推移



出典：文部科学省調べ

高等専門学校の概要・基本的データ

入学者志願倍率の推移



出典：文部科学省調べ

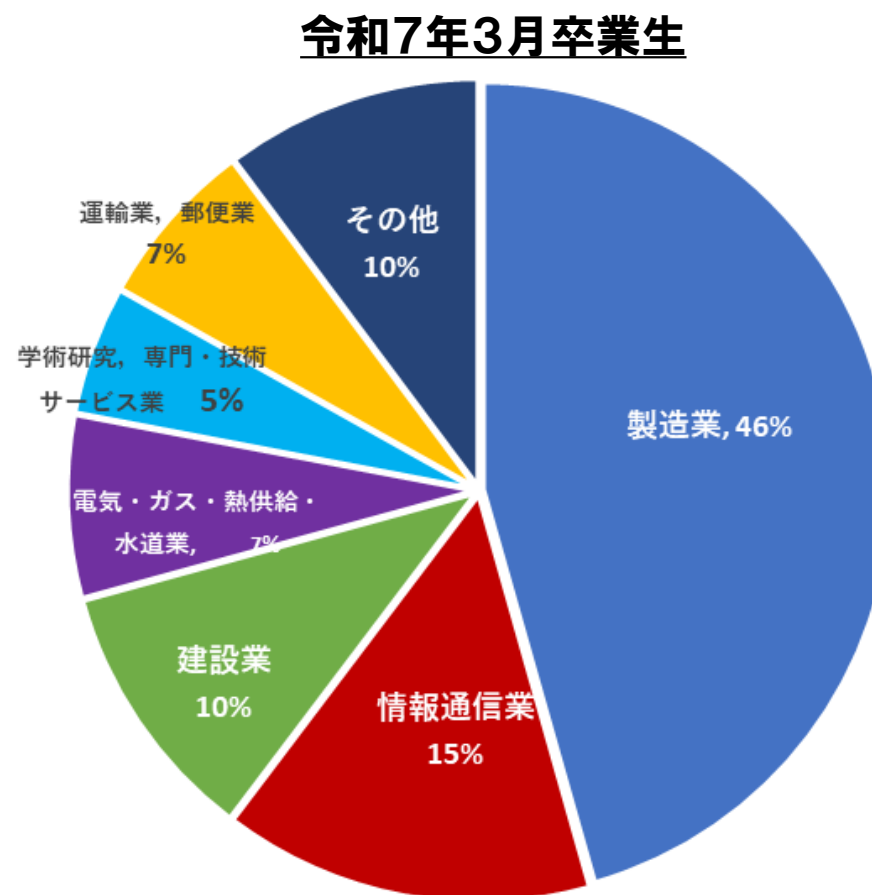
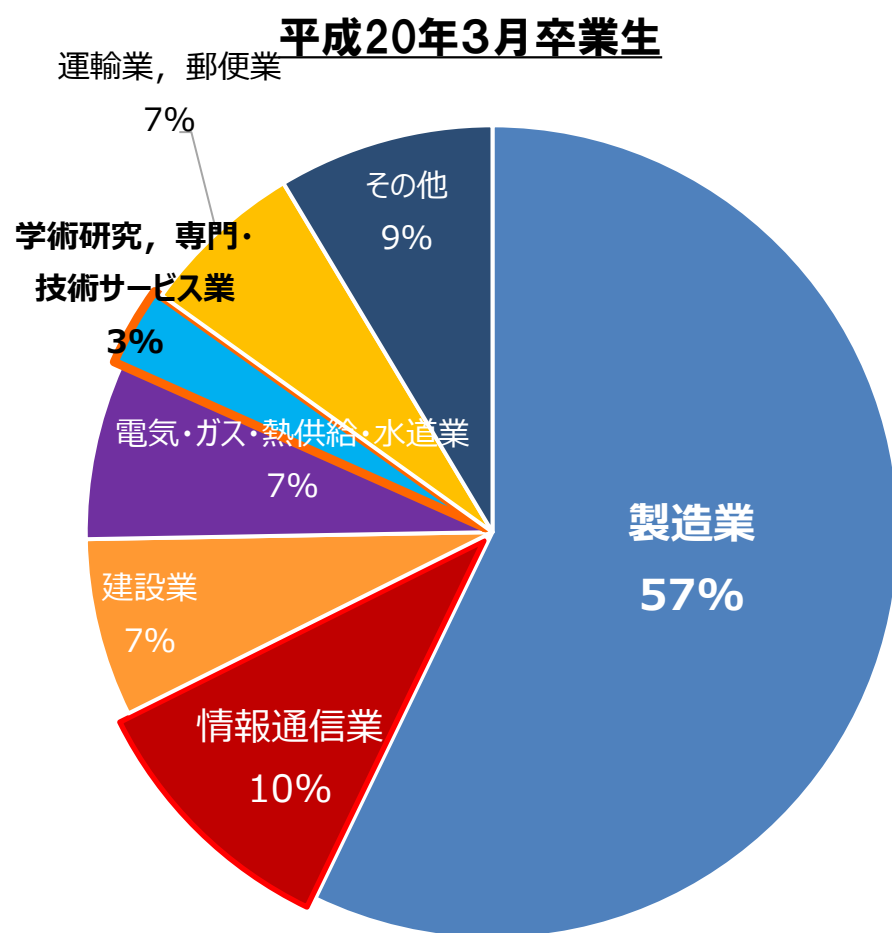
高等専門学校の概要・基本的データ

卒業生の産業別就職者数（平成21年度と令和7年度調査の比較）

柱②

○産業構造の変化に伴い、卒業生の就職する業種も変化

- ・製造業の減少（57% → 46%）
- ・情報通信業の増加（10% → 15%）
- ・学術研究、専門・技術サービス業の増加（3% → 5%）

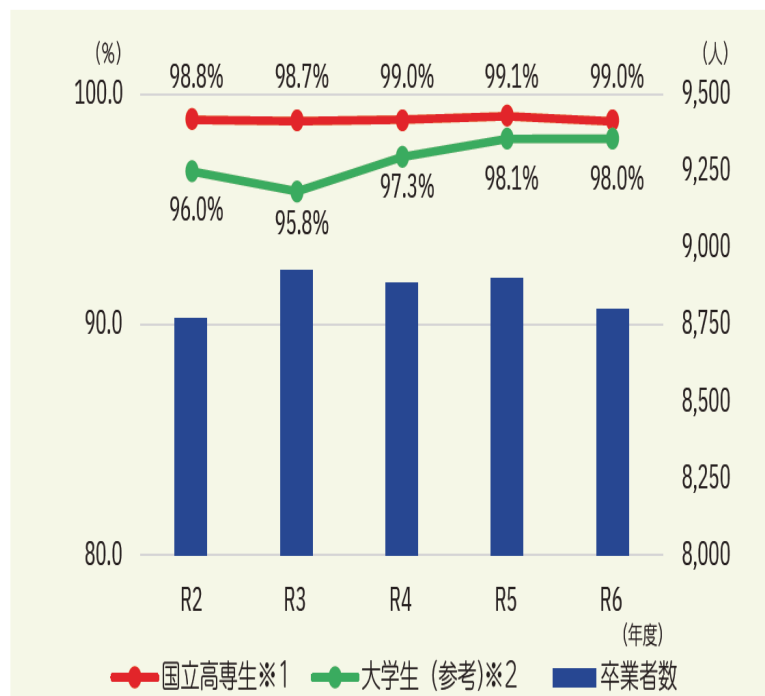


高等専門学校の概要・基本的データ

就職希望者の就職率・求人倍率（国立高専）

柱②

本科卒業者のうち就職希望者の就職率



※1 令和7年5月1日現在

<令和6年度本科卒業者の求人倍率>



産業別就職者数（令和6年度本科卒業者）

産 業	人 数 (人)
製造業	2,311
情報通信業	787
建設業	546
電気・ガス・熱供給・水道業	376
運輸業、郵便業	300
学術研究、専門・技術サービス業	272
サービス業（他に分類されないもの）	161
公務（他に分類されるものを除く）	140
卸売業、小売業	75
不動産業、物品賃貸業	54
金融業、保険業	20
複合サービス事業	14
生活関連サービス業、娯楽業	10
教育、学習支援業	6
鉱業、採石業、砂利採取業	4
農業、林業	4
医療、福祉	4
宿泊業、飲食サービス業	2
漁業	1
その他	12
合計	5,099

（令和7年5月1日現在）

出典：国立高等専門学校機構 2 0 2 5 概要

- ⇒ 希望者就職率は、ほぼ100%
- ⇒ 業種は製造業が最多
- ⇒ 求人倍率は極めて高い

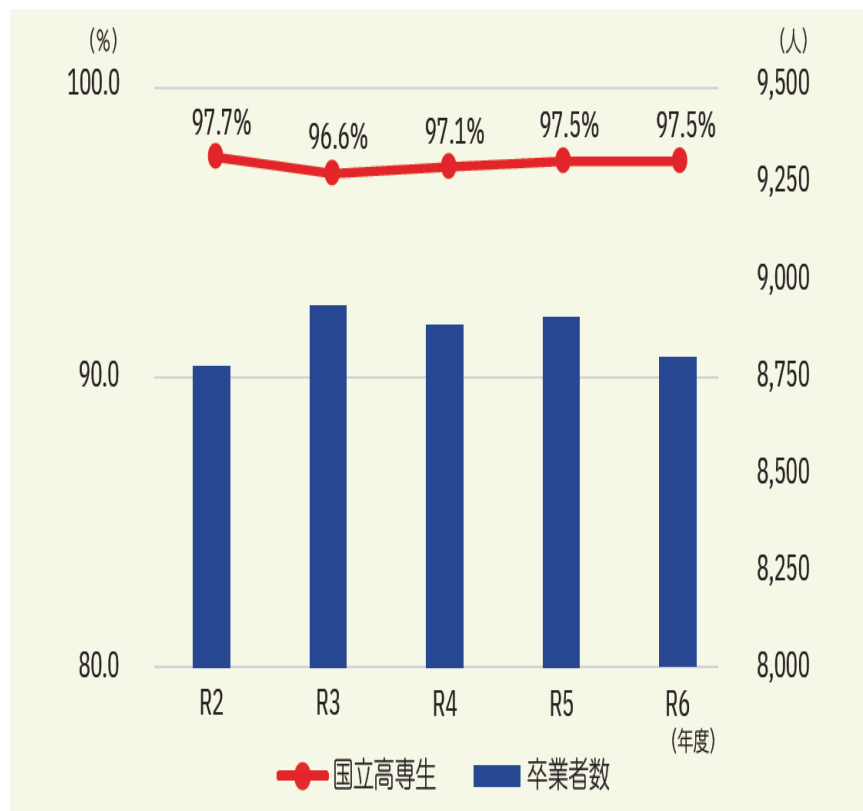
出典：文部科学省調べ

高等専門学校の概要・基本的データ

進学希望者の進学率・編入先（国立高専）

柱②

本科卒業者のうち進学希望者の進学率



(令和7年5月1日現在)

主な大学への編入学状況

大 学 名	人数(人) R6	大 学 名	人数(人) R6
豊橋技術科学大学	368	福井大学	22
長岡技術科学大学	322	鹿児島大学	22
熊本大学	70	岐阜大学	20
東京農工大学	62	東京大学	18
九州工業大学	52	名古屋大学	18
金沢大学	49	名古屋工業大学	18
千葉大学	48	茨城大学	17
筑波大学	47	高知大学	17
岡山大学	47	千葉工業大学	17
大阪大学	42	東京都市大学	17
九州大学	42	電気通信大学	16
東北大学	40	山梨大学	16
広島大学	40	山口大学	16
信州大学	37	東京都立大学	16
東京科学大学	32	富山大学	15
京都工芸繊維大学	31	徳島大学	15
室蘭工業大学	30	愛媛大学	15
北海道大学	29	早稲田大学	15
宇都宮大学	26	秋田大学	14
横浜国立大学	26	島根大学	14
三重大大学	26	佐賀大学	14
奈良女子大学	25	立命館大学	14
群馬大学	24	岩手大学	13
新潟大学	23	東京海洋大学	13
神戸大学	23	大阪公立大学	13

(令和7年5月1日現在)

⇒ 希望者進学率は、ほぼ100%、国立大学の3年次編入が多い

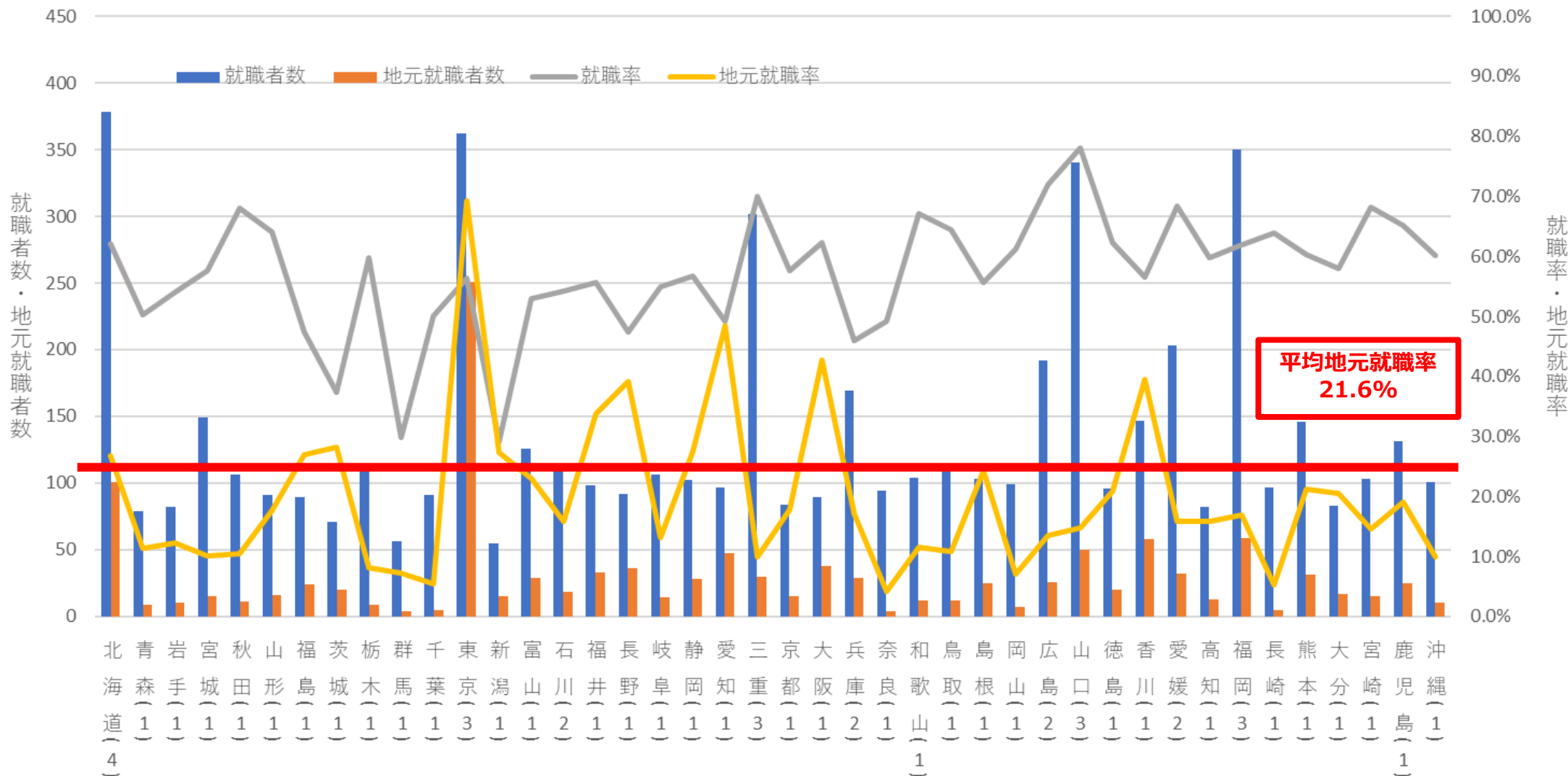
出典：国立高等専門学校機構 2025 概要

高等専門学校の概要・基本的データ

就職状況（令和6年度卒業生）

柱②

※本社・支社・営業所等にかかわらず、主な勤務先が学校が設置されている都道府県内の企業への就職者の数



・（）内は設置されている高等専門学校の数

出典：文部科学省調べ

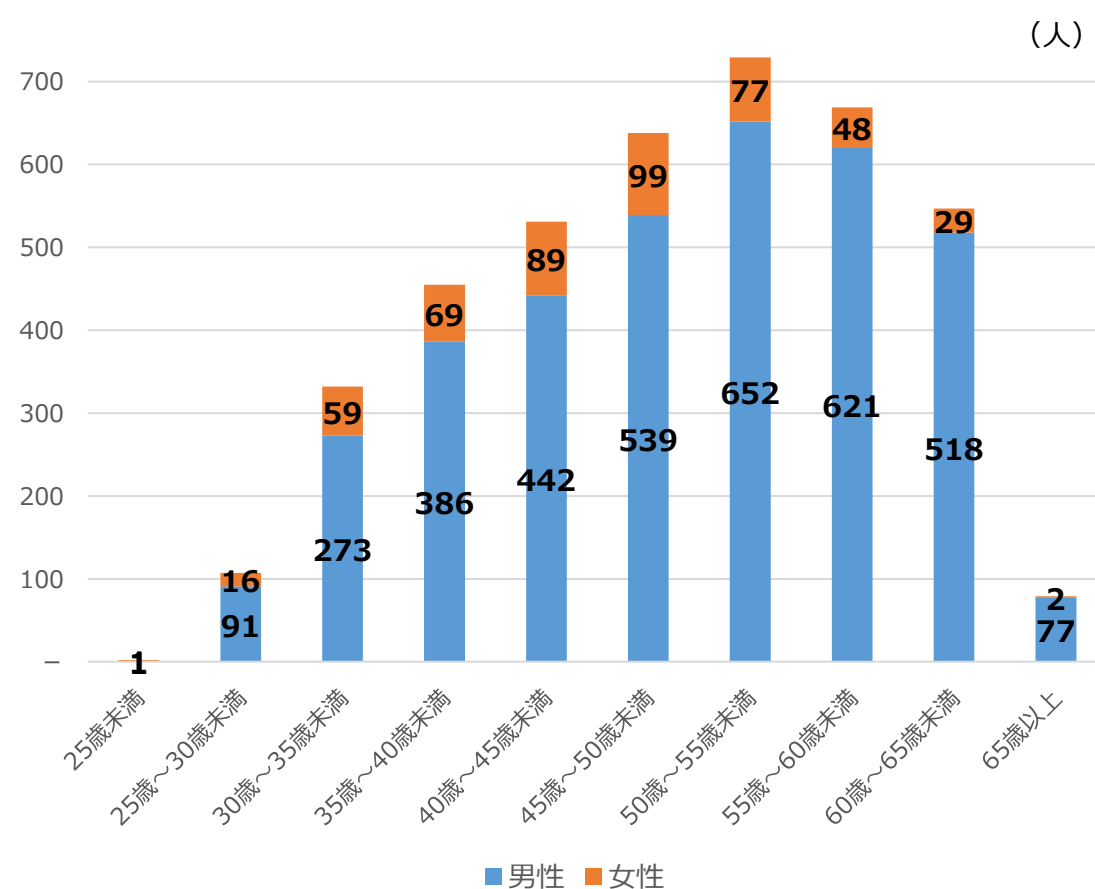
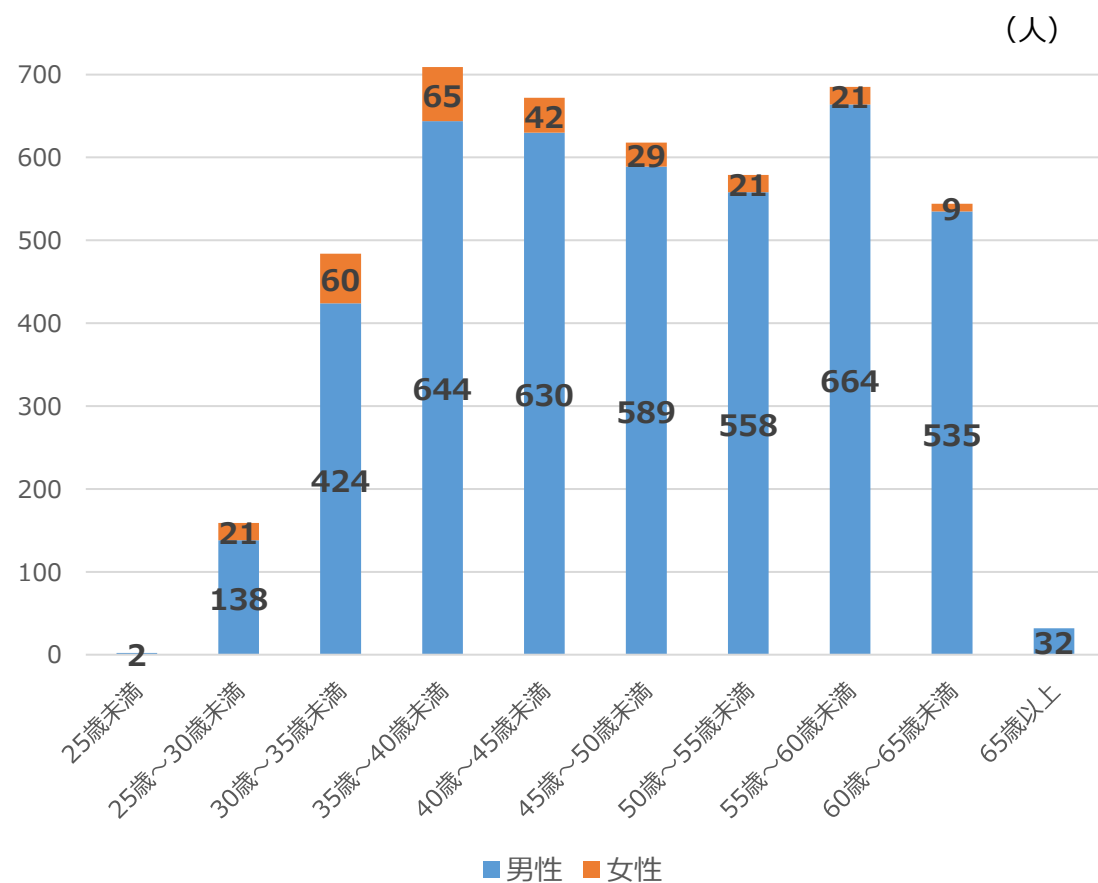
高等専門学校の概要・基本的データ

高専教員の年齢構成

柱②

平成19年度

令和4年度



出典：文部科学省『学校教員統計調査』（令和4年度、平成19年度）

特色ある教育等

実践的教育プログラムの展開 GEAR 5.0 / COMPASS 5.0（国立高専）

柱②

GEAR5.0 ～産学連携による高専の研究成果を活用した社会実装～

分野	拠点校	実践校、協力校
マテリアル	鈴鹿	4 高専：鶴岡、小山、呉、大分
介護・医工	熊本	6 高専：函館、仙台、長野、富山、徳山、新居浜
防災・減災(防疫)	沖縄	5 高専：鶴岡、長岡、和歌山、宇部、新居浜
防災・減災(エネルギー)	奈良	5 高専：苫小牧、長岡、和歌山、米子、都城
農林水産	鳥羽商船	4 高専：函館、一関、和歌山、阿南
エネルギー・環境	佐世保	5 高専：豊田、鈴鹿、奈良、久留米、大分

COMPASS 5.0 ～産業界と連携した教育パッケージの開発・展開～

分野	拠点校	ブロック拠点校 (半導体のみ)	実践校、協力校
AI・数理データサイエンス	旭川、富山		7 高専：苫小牧、釧路、一関、石川、岐阜、佐世保、大分
IoT	仙台、広島商船		
サイバーセキュリティ	木更津、高知		8高専：旭川、一関、小山、石川、岐阜、松江、佐世保、熊本
ロボット	東京、北九州		18高専：函館、釧路、一関、福島、富山、福井、長野、沼津、鳥羽商船、舞鶴、和歌山、香川、佐世保、熊本、大分、都城、鹿児島、沖縄
半導体	熊本、佐世保	釧路、旭川	28高専：函館、苫小牧、一関、仙台、秋田、鶴岡、木更津、東京、群馬、長岡、富山、岐阜、鳥羽商船、鈴鹿、舞鶴、奈良、和歌山、米子、津山、阿南、香川、久留米、有明、北九州、大分、都城、鹿児島、沖縄
蓄電池	石川、新居浜		4 高専：秋田、和歌山、奈良、米子 その他高専（大阪公立）
再生可能エネルギー（洋上風力）	函館、八戸、秋田		3 高専：一関、富山、鳥羽商船

特色ある教育等

アントレプレナーシップ教育強化（国立高専）

柱②

○アントレプレナーシップ教育と起業支援の好循環による高専型スタートアップエコシステムの構築

アントレプレナーシップ教育強化

起業したOB・OGの指導
⇒スタートアップエコシ
テムの構築



スタートアップ支援コ
ーディネーター

STEP 1 スタートアップを知る

- ・ビジネス、知財等に関する講義
- ・スタートアップ経験者による知見等の講義
- ・高専OB・OGの起業家データベースの活用



高専生 × 地域
(アントレプレナーシップ教育) (社会課題)
= 高度な社会実装教育

STEP 2 スタートアップを体験

- ・課題解決型・実習型の取り組みによる試作等
- ・研究・各種コンテストでイノベーション体験

STEP 3 スタートアップを実践

- ・起業家、コンサルタント等による起業希望者へのメンタリング
- ・地域の産官金との連携による地域課題解決
- ・スタートアップ教育実施及び全国展開

資金調達検討支援



特色ある教育等

高専の魅力発信の取組

柱①

取組例①（国公私高専）

○ KOSEN FES の実施

ポイント

- ✓ 小中学生や保護者に向けた体験型イベント
- ✓ 高専の魅力や進路の理解促進を図る取組

（内容）

- ・小中学生や保護者を対象に説明会を開催し、**高専の特色や魅力を発信**している。
- ・体験企画や学生との交流、個別相談を通じて、**高専での学びや進路について理解を深める機会を提供**している。



取組例②（国立高専）

○「高専女子プロフィール帳」の開設

（R6（2024）年度開設）

ポイント

- ✓ 高専女子のキャリア形成支援
- ✓ OGとの交流によるロールモデル提示

（内容）

- ・高専機構ホームページにおいて、「**高専女子プロフィール帳**」を開設。
- ・高専OGがプロフィール帳形式で、高専在学時の経験や、現在の仕事・研究内容等を紹介することで、**高専女子の多様なキャリアパスを発信**している。



取組例③（国立高専）

○女子中学生向けパンフレットの配布

ポイント

- ✓ 女子中学生に特化した分かりやすい広報ツール
- ✓ 高専での学びや学生生活への理解促進を図る取組

（内容）

- ・女子中学生を主な対象として、「高専ってどんなところ？美羽のKOSEN探検」と題したパンフレットを作成・配布し、**高専での学びや学生生活を分かりやすく紹介**している。



取組例④（国立高専）

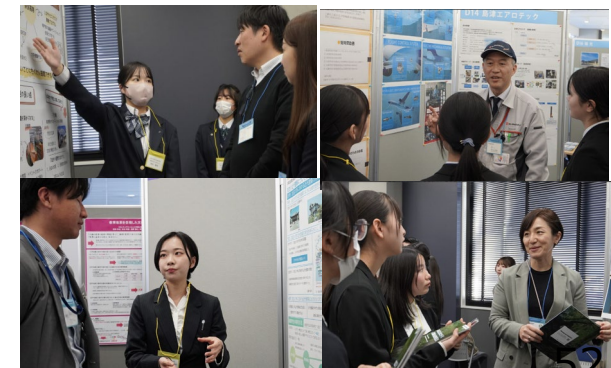
○高専女子フォーラムの実施

ポイント

- ✓ 女子高専生の成長・活躍を直接伝える発信機会
- ✓ 女子中学生・保護者への高専理解促進

（内容）

- ・女子高専生が、女子中学生・保護者、企業関係者等を対象に、**専門教育や研究活動、学生生活を通じた自身の成長・活躍について発表・PRを行う**ことで、女子学生確保に向けた取組を推進している。



特色ある教育等

誰ひとり取り残さない学びの環境の充実（国立高専）

柱①

○学生に寄り添い・支える体制の充実等により、早期かつスムーズな学生支援に繋げ、安心できる環境の中で学びの充実を継続

高専生の年齢は幅広い！（本科：15～20歳 専攻科：20～22歳）

1年生～3年生 《青年期（思春期）》 → 社会生活への適応を学ぶ時期
4年生以上 《初期成人期》 → 精神的・経済的独立を目指す時期

近年、心理的・社会的危機が増

自殺・事件・事故・留年・中退の
発生件数増！

高校生から大学生までの対応が必要



- 学生の孤立化
- メンタルケアの遅れ
- 学業継続の挫折
- 不本意な留年・中退増

①教員と専門職の連携支援体制の充実

学生支援の人的リソースの拡充
（人にしかできない支援を強化！）



スクールカウンセラー（SC）
によるカウンセリング



スクールソーシャルワーカー
（SSW）による
外部機関連携支援



専門職による
助言・支援
・研修

- ✓ 学生の学びの質の向上
- ✓ きめ細やかな学生対応
- ✓ 継続的な教員と専門職の連携支援体制

②教職員のスキルアップ

幅広い年齢層に対応した適切な
学生支援・学生指導力の強化



- ✓ 教職員の学生支援に関する基礎力の向上
- ✓ 早期学生支援による大きなトラブル減

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

外国人留学生の受入について① (国立高専)

柱③

- 外国人留学生は**3年次より編入学**という形で原則受け入れている（国費留学生については、日本語教育センターで1年間の予備教育を受けることが前提）。
- 全国51校の各国立高等専門学校において、**28カ国**から**約500名**の外国人留学生を受け入れている（令和7年5月1日時点）。

国籍別留学生数

国名	国費		マレーシア政府派遣		モンゴル政府派遣		タイ政府奨学金		私費		計		合計
	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	
タイ	11	1	—	—	—	—	59 75	20 —	—	—	145	21	166
マレーシア	1	—	102	6	—	—	—	—	2	—	105	6	111
モンゴル	46	1	—	—	—	—	—	—	2	1	48	3	51
カンボジア	36	—	—	—	—	—	—	—	—	1	36	1	37
ラオス	34	1	—	—	—	—	—	—	—	—	34	1	35
インドネシア	29	2	—	—	—	—	—	—	1	1	30	3	33
ミャンマー	17	—	—	—	—	—	—	—	1	—	18	—	18
インド	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	9
チュニジア	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ウガンダ	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ベナン	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
イラン	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
中国	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4	—	4
ブラジル	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
ジンバブエ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
マダガスカル	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
スリランカ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
ナイジェリア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
フィリピン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
メキシコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
カメルーン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
モザンビーク	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
アルジェリア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
キューバ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ケニア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
クロアチア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ベトナム	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1
マリ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
合計	234	5	102	6	—	—	134	20	11	4	481	35	516

(令和7年5月1日現在)

【タイ政府奨学金】上段:PCSHSからの入学生 下段:タイ高専からの編入学生

(※) 在留資格「留学」により、本科又は専攻科に正規生として在籍する外国人留学生の人数



国際寮入寮者の集い（八戸高専）



八戸高専による留学生日本語キャンプの様子
(八幡平リゾートパノラマスキー場)

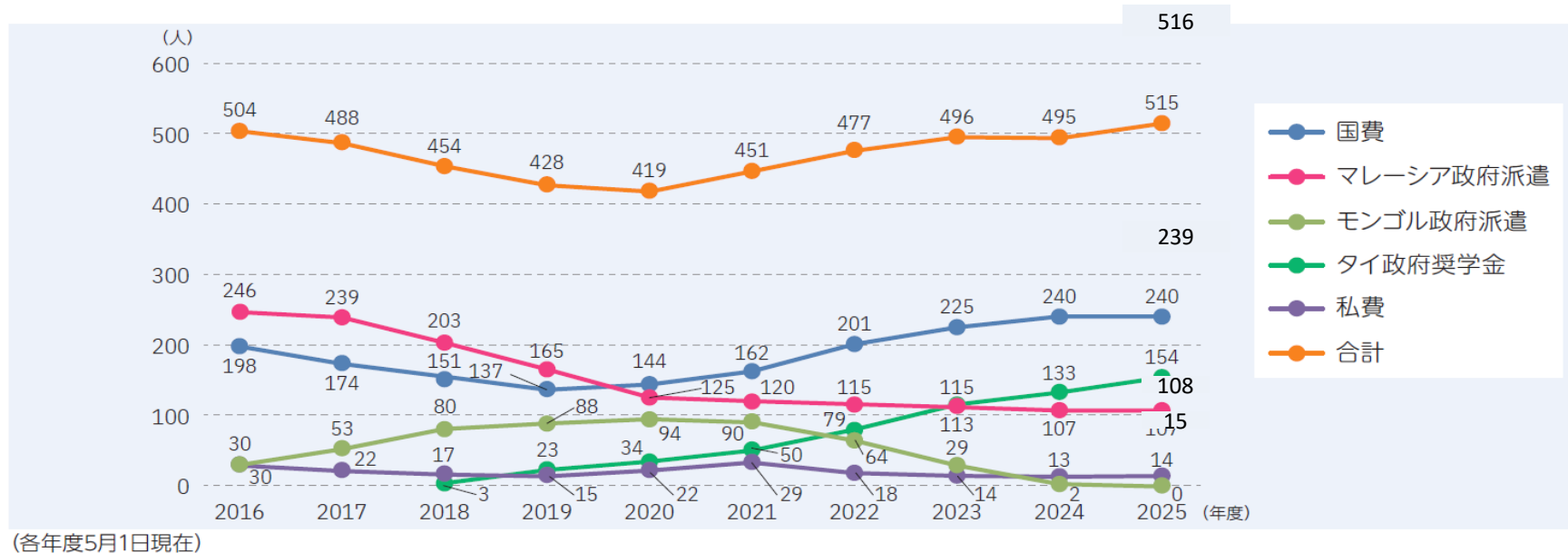
出典：国立高等専門学校機構 2025 概要

海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

外国人留学生の受入について②（国立高専）

柱③

留学生数の推移



留学生の進路状況

【本科卒業者】

	卒業者数	就職	大学	専攻科	その他※
令和2年度	120	2	81	6	31
令和3年度	113	2	82	2	27
令和4年度	131	5	76	10	40
令和5年度	149	9	100	17	23
令和6年度	130	7	90	15	18

【専攻科修了者】

	修了者数	就職	大学院	その他※
令和2年度	8	7	—	1
令和3年度	8	3	2	3
令和4年度	9	6	2	1
令和5年度	2	—	1	1
令和6年度	15	3	5	7

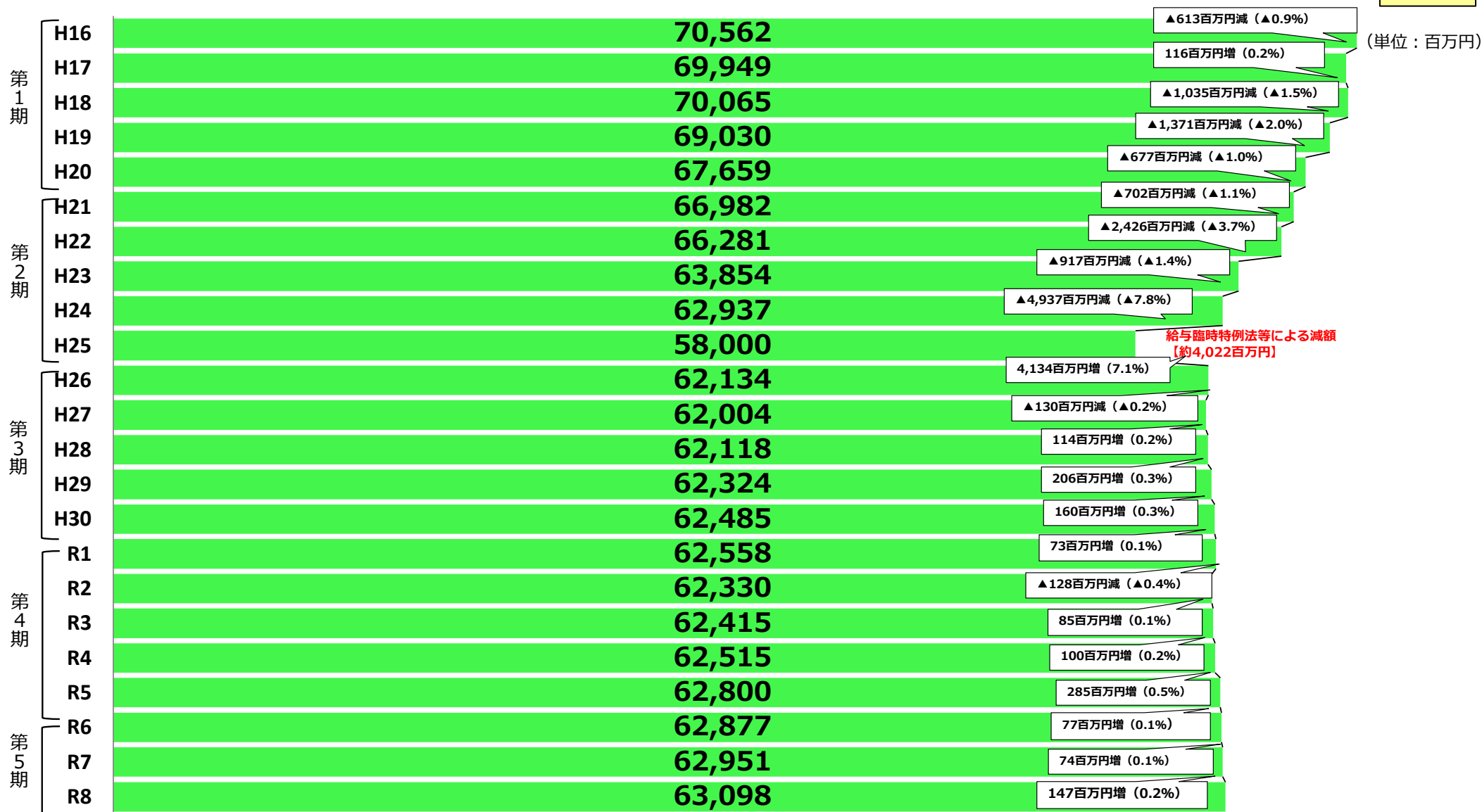
※「その他」は帰国後に就職活動・進学準備を行う者を含む

出典：国立高等専門学校機構 2025 概要

高専関係予算

国立高等専門学校機構運営費交付金予算額の推移

柱②



※平成25年度については給与臨時特例法等による減額分、平成26年度については同法の終了に伴う増額分が含まれる。

※令和2年度については別途、修学支援新制度の授業料減免分（約397百万円）を内閣府予算に計上。

※端数処理の都合、計数が一致しないことがある。

高専関係予算 高等専門学校の高度化・国際化

令和8年度予算額
(前年度予算額)

631億円
630億円)

柱②

令和7年度補正予算額

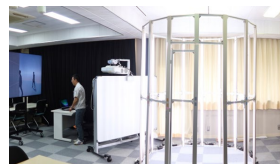
70億円

産業ニーズを踏まえた専門人材の育成や社会課題解決に貢献し、国や地域に新たな活力をもたらす高専教育を飛躍的に充実

高度化

◆アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援

- 起業家工房を活用したアントレプレナーシップ教育や起業家や専門家による伴走支援など、地域課題解決に貢献する高専発スタートアップ創出に向けた体制を構築。



起業家工房の活用

◆高専発！「Society5.0型未来技術人材」育成事業

- 社会実装教育の高度化、成長分野をけん引する半導体、デジタル、エネルギー（蓄電池、風力）等の教育カリキュラムの構築を産学連携で推進。



半導体教材の開発

◆高専における学びの充実

- デジタル空間でのものづくり教育、大学・大学院や研究機関との連携教育プログラム、海洋人材育成の推進など、高専の学びの環境を充実。



小中学校への出前授業

国際化

◆海外で活躍できる技術者育成

- 世界と渡りあえる技術者育成のため、高専生の海外派遣を推進。海外教育機関と連携した国際交流プログラムを実施。

◆KOSENの導入支援と国際標準化

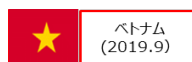
- 諸外国における高専の導入支援の継続、留学生の日本語教育体制の充実、国際的な質保証に向け国際標準モデルを展開。



モンゴル
(2014.9)



タイ
(2019.5)

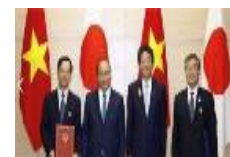


ベトナム
(2019.9)



エジプト
(2025.9)

日本への留学生受入拡充
教職員の研修
学生の国際交流プログラムの実施 等



基盤的教育環境の整備

◆物価上昇等を踏まえた教育環境の維持

- 人件費、物価上昇等に対応し、高専における教育環境の維持に必要な経費を支援。

※一部、令和7年度補正予算に計上（14億円）

◆高専教育の基盤となる設備整備

- 基盤的な学修環境の整備、老朽化・陳腐化した設備の更新、機能の高度化に資する先端設備等の整備を実施。

※一部、令和7年度補正予算に計上（28億円）



金属3Dプリンタ、精密旋盤等

練習船の更新

※令和7年度補正予算
に計上（29億円）

◆広島商船高専練習船「新広島丸」の建造

- 代船建造により、学生等の安心安全、女性に配慮した環境、災害支援機能を備え、海洋人材の高度化を図る。

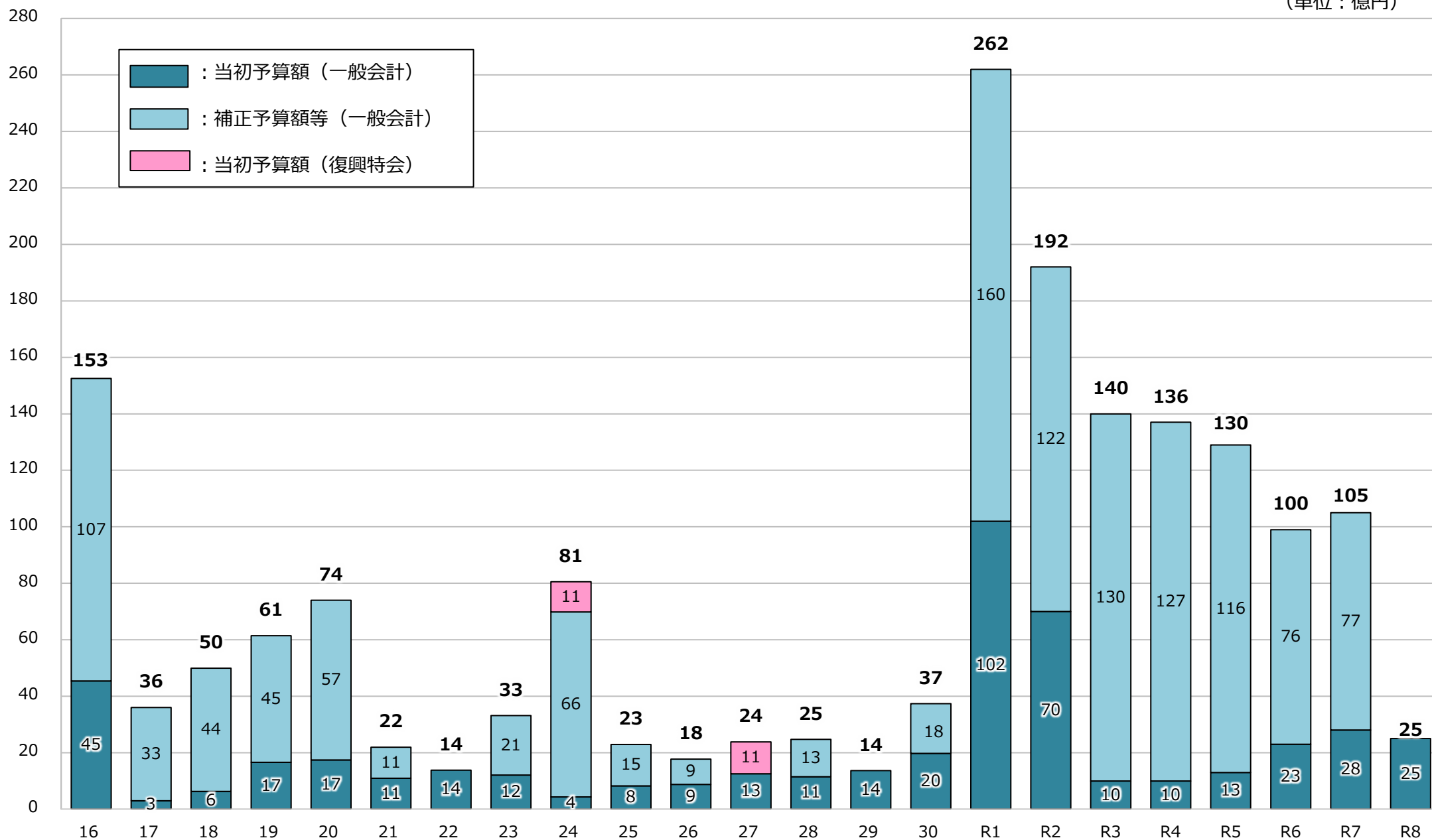


現広島丸



実習の様子

(単位：億円)



※四捨五入により合計は一致しない場合がある。

※補正予算額等には予備費を含む。

令和新時代高専の機能高度化プロジェクト計画期間

高専関係予算 国立大学・高専等施設の整備

令和8年度予算額 364億円
(前年度予算額 364億円)

柱②

令和7年度補正予算額 802億円

現状・課題

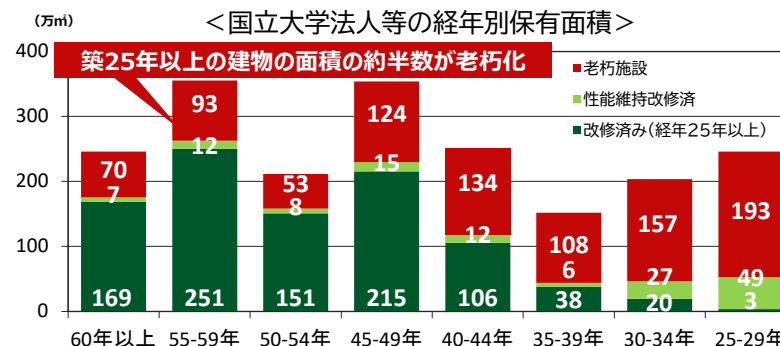
- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の約半数が老朽化していることに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務である。**



安全面 老朽化による**事故発生が頻発**
経営面 エネルギーロス等による**財政負担の増大**



機能面 スペース不足、**教育研究機能の低下**



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体の イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体の**イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進**と、**耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
その際、令和7年度補正予算と一体で、物価高騰を踏まえた必要な整備量の確保を図る。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

高専関係予算 大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和7年度補正予算額 200億円
※令和4年度第2次補正予算額 3,002億円

現状・課題

- **少子高齢化**に加え、2040年には、**生産年齢人口の減少による働き手不足**により、我が国の社会・産業構造の大きな変化が見込まれる一方で、今後求められる理系人材を輩出する**理系学部**の定員が**未だ少ない**状況。
- また、日本成長戦略本部において、「**未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実**」について検討課題とされており、**半導体等の重点分野に関する人材育成を迅速に取り組む**必要。
- さらに、成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、**公立高専の新設**の動きもある状況。

<2040年の産業構造・就業構造推計>

	管理的 職業	専門的技術的職業 うちAI・ロボット等 の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械 運転	運搬・清掃・ 包装等		
全産業	2040年の労働需要 (2040年の労働需要推計 ※現在の 人口を前提とした推計)	124 ^{※A} (175万人)	1387 ^{※A} (1338万人)	498 ^{※A} (172万人)	1166 ^{※A} (1380万人)	735 ^{※A} (780万人)	714 ^{※A} (724万人)	865 ^{※A} (980万人)	193 ^{※A} (168万人)	415 ^{※A} (208万人)
	供給とのミスマッチ	51 ^{※A}	-49 ^{※A}	-326 ^{※A}	214 ^{※A}	51 ^{※A}	10 ^{※A}	-281 ^{※A}	-24 ^{※A}	-146 ^{※A}
	*2021年現在の就業数	14万人	228万人	136万人	142万人	83万人	88万人	88万人	244万人	530万人
全産業 （金融業を除く）	2040年の労働需要 (2040年の労働需要推計 ※現在の 人口を前提とした推計)	2112 ^{※A} (2075万人)	1212 ^{※A} (1160万人)	685 ^{※A} (629万人)	227 ^{※A} (181万人)	1545 ^{※A} (1573万人)	83 ^{※A} (90万人)	7 ^{※A} (70万人)		
	供給とのミスマッチ	-37 ^{※A}	-52 ^{※A}	-60 ^{※A}	-47 ^{※A}	28 ^{※A}				
	*2021年現在の就業数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人				

柱①

将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を一層強力に推進

支援内容

(1) 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

①「成長分野転換枠」（継続分） 学部再編等に必要な経費20億円程度まで

- ・産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ

②「大規模文理横断転換枠」（新設） 大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設し、必要な経費40億円程度まで

- ・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」等を追加
- ・大学院の設置・拡充、産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ
- ・文系学部の定員減を要件化、既存の文系学部の教育の質の向上に向け、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象
- ・教育課程や入学者選抜における工夫、高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携等について確認を実施

○支援対象（①、②共通）：公私立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象） ※原則8年以内（最長10年）支援、令和14年度まで受付

(2) 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

これまでの高度情報専門人材の育成に加え、**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**に係る高専等の学科・コースの設置等に伴う体制強化に必要な施設・設備整備費、教員人件費等**10億円程度**まで

※情報系分野の**高専新設・転換**の場合、上限額を**20億円程度**まで引き上げ

○支援対象：国公立の大学（大学院段階）・高専 ※最長10年支援、令和10年度まで受付

執行プロセスの見直しも実施

- ・構想段階から大学との対話・伴走支援を実施
- ・申請の事前段階から個別の構想の熟度を高め、より質や実現可能性の高い取組構想を厳選

【事業スキーム】



期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会・産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）

高専関係予算

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援２） 採択状況

柱②

令和5年度

高専名	事業計画名	期間
仙台高専	仙台高等専門学校 高度情報専門人材育成・早期輩出機能強化事業	10年間
石川高専	石川工業高等専門学校によるKOSENの強みを活かした高度情報×専門教育による高度情報人材育成	10年間
鳥羽商船高専	鳥羽商船高等専門学校 情報機械システム工学科 高度情報工学コース設置	10年間
阿南高専	阿南高専における高度情報専門技術者育成事業	10年間
佐世保高専	未来技術人材を育成する次世代基盤技術教育を実現するための佐世保高専の学科改組～新たな教育体制整備と、社会ニーズに柔軟に対応する教育プログラムの構築～	10年間

令和6年度

高専名	事業計画名	期間
苫小牧高専	苫小牧工業高等専門学校DX・GX等の成長をけん引する高度情報専門人材の育成・輩出	7年間
旭川高専	旭川工業高等専門学校「北海道で急速に需要が高まる工学専門知識を備えた高度情報人材」の育成	10年間
鶴岡高専	実践的なオーダーメイドTsuruokaKosenSTEAM教育によるデジタルデザイン×専門のダブルメジャーとなるDX人材育成	10年間
木更津高専	木更津工業高等専門学校における学修者と社会の期待に応えるサイバーセキュリティ教育推進基盤強化事業	10年間
津山高専	津山高専 オンライン利活用による地域創成と未来展開型情報人材育成事業	10年間
広島商船高専	広島商船高等専門学校における学科改組に伴う情報系学生定員増員に向けた取り組み	10年間
宇部高専	DX/GX で切り開く未来を支える情報技術と高度専門性を備えた宇部高専エンジニアの育成	10年間
高知高専	高知工業高等専門学校における情報セキュリティ人材育成の拡充	10年間
熊本高専	地域から日本を支える熊本高専 ― ファーストペンギンズDXプロジェクト ―	10年間
鹿児島高専	鹿児島工業高等専門学校による Well-being な社会の実現に貢献する高度情報専門人材育成事業	10年間
神戸高専	神戸高専 学科構成および教育組織の再編による高度情報専門人材育成事業	10年間

令和7年度

高専名	事業計画名	期間
福井高専	福井高専における情報科学・情報技術×デザインマインドで未来社会を創造する高度情報専門人材育成事業	10年間
沼津高専	先端分野にも対応した沼津高専高度情報専門人材育成	10年間
奈良高専	専門にもAIにも強い人材を輩出する奈良高専モデルによる高度情報人材育成	10年間
呉高専	呉工業高等専門学校 先端情報技術を活用し未来社会モデル「Society5.0」を牽引する高度情報専門人材の育成	10年間
弓削商船高専	弓削商船高等専門学校 離島工学に基づく高度情報専門人材育成コースの構築	10年間
久留米高専	久留米工業高等専門学校における新時代に活躍する分野横断的の高度情報専門人材の育成	10年間
滋賀県立（仮）	滋賀県立高等専門学校 整備計画	10年間

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申） （2025年2月21日中央教育審議会）（抜粋）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

（6）重視すべき観点

①教育研究の観点

イ. 成長分野を創出・けん引する人材等の育成

（前略）

・今後、社会の変化に応じて、その時々新たな成長分野等に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

（後略）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

ア. 多様な学生の受入れ推進

○多面的・総合的な入学者選抜の推進

（前略）

・今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂

行う。

（中略）

イ. 留学モビリティの拡大

○国際化に対応できる組織体制の整備

（前略）

・国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。

（後略）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

① 高等教育機関の機能強化

・高度で専門的な知識を有する高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。

(中略)

(3) 高等教育への「アクセス」確保

② 社会経済的観点からのアクセス確保

・女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割

⑤ 高等専門学校

(前略)

○ 高専教育の高度化・国際化の推進

・デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発スタートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の高度化を推進する。

・世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(2) 今後取るべき方策

① 短期的取組

○ 公財政支援の充実

・国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確保する。

第7期科学技術・イノベーション基本計画（2026年3月27日閣議決定（抜粋））

第2章 知の基盤としての「科学の再興」

3. 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

（5）次世代の科学技術人材育成の強化

理系離れを起こすことなく、高等教育段階においても適性や関心に応じて学べる環境を確保するとともに、社会の構造的変化に伴って生じる人材需給ギャップを解消するべく、「文理分断型の学び」からの脱却、産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革・高等教育の構造改革を行う。大学・高専機能強化促進事業を通じ、将来の社会・産業構造変化を見据え、地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、大学等の成長分野への組織再編や実践的技術者教育を担う高等専門学校の新設等を促進するとともに、理数的素養を身に付ける教育の質的転換を推進する。なお、大学等におけるリ・スキリングについては、産業界や地域のニーズ等を踏まえた上で、質の高いプログラムの構築や持続的な体制の形成・発展に取り組む。

6. 基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等

（3）基盤的経費の確保

近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。第5期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、国立大学法人運営費交付金については、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していく。

良好な研究環境確保に必要な施設整備費補助金については、建築資材高騰・労務費の上昇等の影響や、老朽施設の増大を踏まえ、安定的に確保する。

附属病院については、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、支援の充実を図る。

私学助成についても、物価上昇等を踏まえつつ着実に確保するとともに、配分の見直し等により、日本の産業を支える成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する。また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援することにより教育研究基盤の向上を図る。

政府全体で大学・国研等の研究機関を支える視点を重視し、具体的には、政府全体として基礎研究・学術研究への投資への優先順位の変更を検討するとともに、科学とビジネスの近接化を踏まえ、出口を所管する各府省庁からの研究機関に対する積極的な投資を推進する。また、産業界からの大学・国研等への投資を促進するべく税制の見直しを含めて様々な取組を推進することで、財源の多様化を図る。

(4) 高等教育機関の機能分化、規模の適正化

2040年に向けた18歳人口の急減や、デジタル社会における価値創出にとって理数の学びが必須となっている状況に直ちに
対応すべく、高校教育改革とも連動した形で、我が国の研究力強化と将来の社会・産業構造の変化への対応に向け、(3)の
視点も踏まえつつ、大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模の
適正化に向けた総合的な施策を、第7期基本計画期間を第I期として推進する。

具体的には、2040年の社会・就業構造を踏まえ、各地域において人口減少下で地域を支える人材の需要を共有し、地域の
医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を育成している大学が持続可能となるための重点支援を行うとともに、首都圏・
大都市圏の大学の理工・デジタル分野への展開等による文理分断からの脱却を強力に推進することで、日本全体の大学の分
野、地域のリバランスを実現する。また、経営体力がある段階での円滑な撤退への支援や、私立大学から公立大学への安易な
転換が起こらないよう、留意すべき事項等の明確化、地域の社会や産業の実情に応じた社会人を含めた学びを可能とする施
策の展開等の取組を総合的に推進する。

第7章 推進体制・ガバナンスの改革

2. 基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革

(2) 基盤的経費について

科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには、多様で卓越した知を創造する基盤である大学・国研等における
基盤的経費の確保が不可欠である。関係府省は、それぞれの社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・
学術研究の成果の活用が極めて重要になってきていることを踏まえ、それらへの投資の拡充と基盤強化に取り組むことが必要で
ある。

その際、国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつ
つ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。なお、第5期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、各法
人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベ
ースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在
り方を見直す。

関係法令①

○ 教育基本法(平成十八年法律第二十号)(抄)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

② 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百四条 大学(専門職大学及び第一百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。以下この項及び第七項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

(略)

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

(略)

第一百五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百九条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

関係法令②

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第二百十条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

②、③ 略

④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 略

第二百十一条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)(抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学等(大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。同号において同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。)の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

(略)

四 学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。

(略)

関係法令③

○学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)(抄)

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(教育水準の維持向上)

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

関係法令④

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(教育研究実施組織等)

第六条 高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(略)

7 教員のうち、工学に関する学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、当該高等専門学校に一の学科を置くときは八人、二以上の学科を置くときは八人に一学科を超えて一学科を増すごとに七人を加えた数を下つてはならない。この場合において、一学科の入学定員に係る学生を二以上の学級に編制するときは、これらに一学級を超えて一学級を増すごとに五人を加えるものとする。

8 工学に関する学科以外の学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、別に定める。

(校地及び校舎の面積)

第二十五条 高等専門学校における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。

(略)

3 工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当該学科の入学定員に係る学生を、一の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートル、二以上の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積

二 二以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、二以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積

4 工学に関する学科以外の学科に係る第二項の加える面積は、別に定める。

関係法令⑤

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(校長の資格)

第十条 校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者

三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(准教授の資格)

第十二条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

関係法令⑥

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(講師の資格)

第十三条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(助教の資格)

第十三条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十一条各号又は第十二条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第十四条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

二 短期大学士の学位若しくは学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)又は準学士の称号(外国におけるこれに相当する称号を含む。)を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

国立高専の研究及び国際通用性の現状について

令和8年7月16日

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 中島 英治



KOSEN
国立高等専門学校機構
National Institute of Technology, Japan

1. 研究の現状

高専における研究の位置付け

学校教育法

第百十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

参考：大学に関する規定

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

高等専門学校設置基準

(教育水準の維持向上)

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

国立高専における研究・産学官連携（１）

国立高専の産学官連携活動 ～地域イノベーションの創出を目指して～ (2008年9月より)

産学官連携に取り組む高専の使命と役割

■高専の使命

高専は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識および技術に関する創造的な人材を育成するとともに、わが国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としています。

■産学官連携での役割

高専では、高等教育機関としての教育内容を科学技術の進歩に対応させると共に教員自らの創造性を高めるため、研究活動を行っています。また、研究成果を活かした地域貢献として、地域の産業界・研究機関との共同研究・技術交流により、地域の発展と高専の教育・研究活動の活性化に努めています。

■地域共同テクノセンター等の活動

地域共同テクノセンターには、高性能な実験研究装置が設置され、地域の企業との共同研究、受託研究、技術相談及び企業等の技術者の再教育などを促進することを目的として運営されています。また、各高専には、地域との連携強化を図る目的で技術振興会等が組織されており、地域企業・異業種交流会等との交流とともに、高専教育の発展に寄与しています。

国立高専における研究・産学官連携（２）

高専機構では、産学連携活動促進にあたり、以下の８つの事項を定めている。

国立高等専門学校機構 研究推進・産学連携活動ポリシー

平成18年 2月17日制定（令和 6年 3月29日改正）

1. 持続可能な社会の構築など様々な社会課題の解決に資する研究推進・産学連携活動を展開するとともに、研究成果の社会実装の一層の充実に努めます。
2. 全国に51校ある国立高等専門学校のスケールメリットを活かした研究に積極的に取り組みます。
3. 研究推進・産学連携活動を通じて、高専機構のプレゼンスの向上と外部資金の獲得に努めます。
4. 起業や国際競争力を有する企業の創出に貢献します。
5. 研究推進・産学連携活動のプロセスとその成果を、学生の教育及び人財育成に還元・活用します。
6. 研究推進・産学連携活動の意義や成果等について、地域社会や産業界、次世代を担う児童・生徒等、高専の教育研究活動に関わるステークホルダーに向けて的確な情報発信に努めます。
7. 研究マネジメント、研究 IR (Institutional Research) を活用して、研究の量・質両面の強化に努めます。
8. 社会情勢の変化や技術の動向等に合わせて本ポリシーを適宜改定します。

「本校の研究活動に関する基本方針」

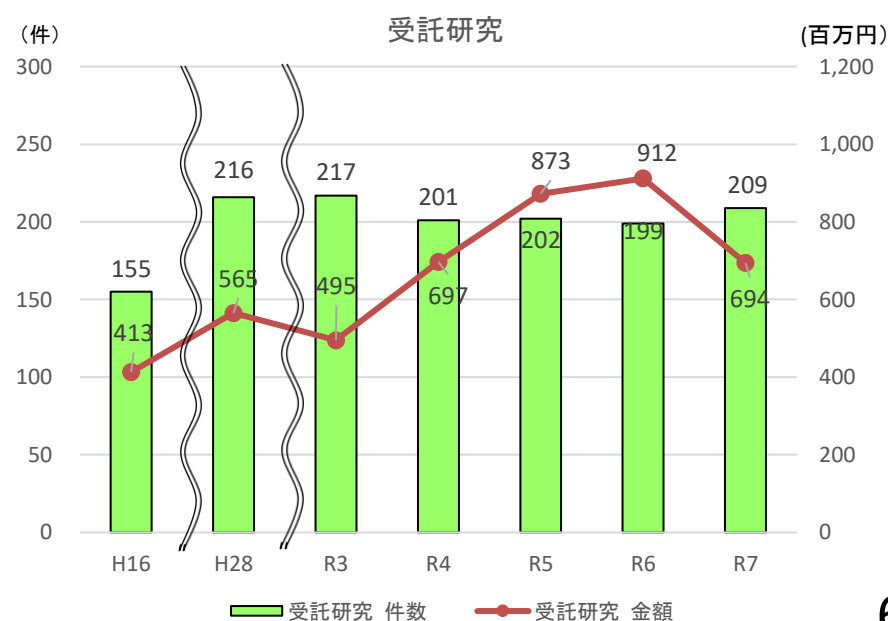
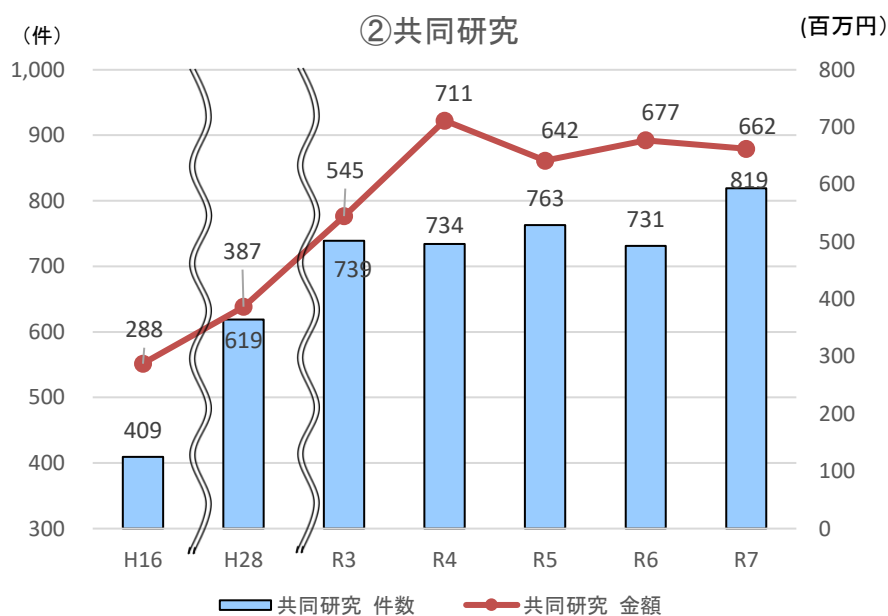
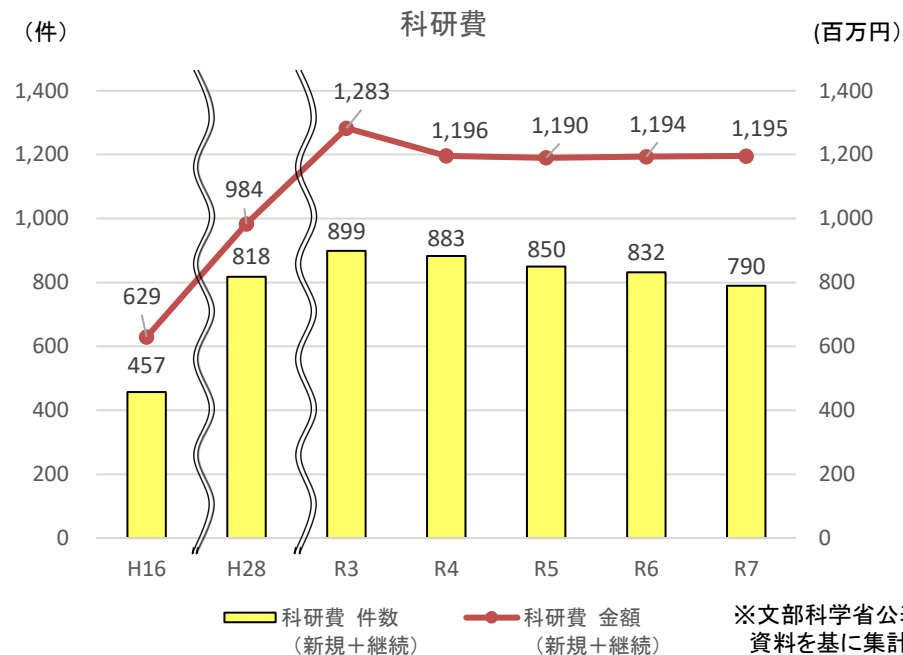
長野工業高等専門学校 校長裁定

本校における研究活動は、教員によって本校創立以来継続され、教育の質を保証する上での重要な手段となっている。あわせて、重要な知的情報の発生源でもあり、また、研究活動を通して地域に貢献することへの期待が大きい。そこで、上記のような社会的背景あるいは本校研究活動の活性化の状況を受けて、研究の主たる目的を以下のように明確化するものとする。

- (1) 地域と連携し、かつ地域と密着した研究活動を行う。
- (2) 産学官金の共同研究を推進する。
- (3) 研究活動を本校の教育の向上に反映させる。
- (4) 国際的、および学際的な研究を推進する。
- (5) 社会の安寧と人類の幸福、平和に資する研究を推進する。

科研費・共同研究・受託研究の獲得状況

科研費・共同研究・受託研究の 獲得件数及び獲得金額 (国立高専全体分)



科研費の採択例

代表者氏名	所属高専名	研究課題名	研究種目	直接経費配分額 (千円)
田窪 洋介	新居浜	検出器の高精細化と背景事象の除去機構で実現する世界最高感度のアクション探索	基盤研究(A)	41,730
木村 勉	豊田	手話の語彙形態辞書・形態音韻辞書の作成とAIによる手話アノテーションシステムの開発	基盤研究(A)	35,200
松山 史憲	佐世保	マイクロバブルとプラズマを融合した促進酸化法の標準化による低炭素浄化槽への応用	基盤研究(B)	14,300
内田 雅也	有明	海産甲殻類に対する浸透移行性殺虫剤の汚染実態解明と環境リスク評価	基盤研究(B)	14,300
平沢 秀之	函館	車両の通行が可能な災害復旧用木製緊急仮設橋の開発	基盤研究(C)	3,600
柴田 公彦	福島	D-アスパラギン酸による新しい人為催熟法の分子機構：ナマコ・ウニ種苗生産への応用	基盤研究(C)	3,500

その他、地域課題の解決に向けた実用的な研究について、企業等との共同研究や受託研究も実施している。

高専教員の研究と社会実装の例①

○秋田高専 増田教授の例

「持続可能な下水道に関する研究」として、温室効果ガスや下水道資源の活用について研究。



農業用水に比べ窒素・リン・カリウムなどを多く含む下水道処理水に着目し、化学肥料を使わず下水道処理水の灌漑のみで酒米を栽培することに成功。



収穫した酒米は食品衛生法の基準を大幅にクリア。この酒米を使い、地元の酒造会社の協力を得て日本酒を醸造・販売。



○和歌山高専 楠部教授の例

マリアナ海溝にすむ極限環境微生物を研究し新種の細菌を共同で発見するなど、深海微生物、海洋性細菌について研究。



海洋性細菌を利用し海砂を固める「バイオセメント」に着目。海水中で徐々に崩壊する性質を利用して、海洋環境保全に資するアマモ^(※)の種子をバイオセメントに埋包し蒔く方法を開発。



(※) アマモ

海中の有機物の無機化や海中へ酸素を供給する役割を担う海草で、その群生地のアマモ場は、水生生物の産卵場所や幼稚仔魚の成育の場になっている。

大量の微生物を培養する技術を持つ三井化学の支援を受けながら、和歌山高専に隣接する日高町で実験を重ね、藻場の再生に取り組んでいる。

高専の専攻科について

国立高専は、修業年限5年（商船学科については5年6か月）の「本科」に加え、より高度な専門知識と技術を深めるために「専攻科」を設置。

学校教育法

第百十九条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専攻科を終了した学生のうち、（独）大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者には、「学士」の学位が授与。

国立51高専の専攻数	:	99	（令和7年5月1日現在）
在学者数	:	2,715	（　　　　　"　　　　　）

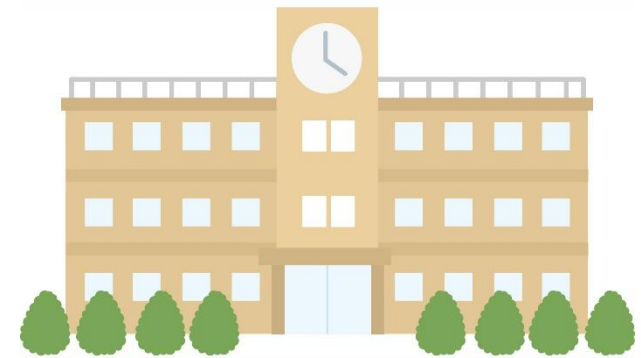
なお、（独）大学改革支援・学位授与機構より、「大学と同等以上の教育水準にある」と認められた専攻科（特例適用専攻科）の教員は、学士論文の指導を行う「学修総まとめ科目」を担当できるものと認められた者で、5年ごとに認定更新のための研究業績の審査（特例認定）を受ける必要がある。

○大分高専 M教授の例

【M教授の経歴】



- 1985 大分高専機械工学科卒業
- 1989 豊橋技術科学大学大学院工学研究科修了
大分高専機械工学科助手
- 1997 文部省内地研究員（名古屋大学）
- 2000 大分高専機械工学科助教授
- 2005 米国ノースウエスタン大学客員研究員
- 2006～7 （独）産業技術総合研究所客員研究員
- 2008 大分高専機械工学科教授
- 2020～ （独）物質・材料研究機構客員研究者



学位 : 博士(工学 名古屋大学)

専門分野: 材料工学、金属物性、水素エネルギー材料 論文執筆総数: 75報

研究代表者として科研費、A-STEP(以上文科省)、サポイン事業(経産省)等の数々の競争的研究費を獲得。

2024年にベンチャー企業を立ち上げ、高純度の水素精製装置の開発に携わる。

大分高専の教員として、専攻科生だけで28名の学生に研究指導を行い
産業界やアカデミアで活躍する人材を多数輩出。

○大分高専 M教授の研究室から巣立った若手人材の例

Sさんのケース



- 2006 大分高専機械工学科入学
- 2011 同 機械・環境システム工学専攻科に進学
- ・ M教授の研究室で金属水素透過膜の耐熱構造材料特性について研究
- 2013 大分高専機械・環境システム工学専攻科修了
- 〃 大阪ガス入社
- ・ 燃料電池やエネルギーシステムの研究開発に従事



Fさんのケース



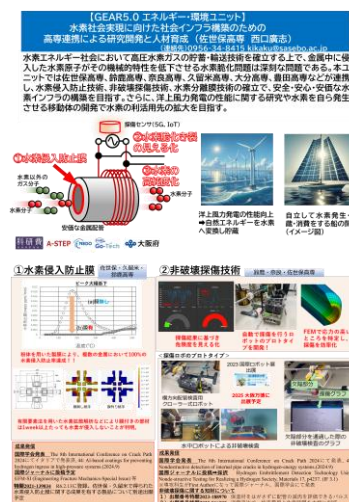
- 2017 大分高専機械工学科入学
- 2022 同 機械・環境システム工学専攻科に進学
- ・ M教授の研究室で水素の拡散経路について研究
- 2024 九州大学大学院総合理工学府に進学
- 2025 執筆した論文がNature Scientific Reportsに掲載
- 2026 日本学術振興会特別研究員（DC1）に採用



○GEAR^{5.0}とは？

高専機構のトップマネジメントの下、教育研究活動を従来の「点」の取組から全国規模で連動する「面」への取組へと展開することにより、教育研究活動の質とレベルを格段に高め、未来技術の時代をリードする技術者を育成し、日本のみならず世界に波及・貢献することを目指すプロジェクト。

2021年度に(1)農林水産 (2)介護・医工 (3)エネルギー・環境の3分野を、
2022年度に(4)マテリアル (5)防災・減災 の2分野をそれぞれ公募・採択。



(1) 農林水産 (2) 介護・医工 (3) エネルギー・環境 (4) マテリアル (5) 防災・減災

(1)～(3)に対する支援は2024年度に、(4)、(5)に対する支援は2025年度に終了し、2026年度から自走を開始。

2026年度からは新たに、(6)GX／BX (7)サステナビリティの2分野について公募を行い、それぞれ1グループを採択。



グループを構成する教員と学生の協働だけでなく、企業、地方公共団体、大学等の外部機関と連携し、「面」としての共同研究ネットワークを構築。

○GEAR^{5.0}と高専教育との関係

GEAR^{5.0}における成果は、COMPASS^{5.0}（次世代基盤技術教育のカリキュラム化を目的とするプロジェクト）にフィードバックされ、COMPASS^{5.0}における成果はGEAR^{5.0}にフィードバックされることにより、2つのプロジェクトを一体的かつ相互補完的に実施。

国立高専機構本部の研究推進・産学連携体制

高専機構本部に、国立高専における研究活動の推進、外部資金獲得の強化及び知的財産の活用に向けた各種取組を企画・立案する組織として研究推進・産学連携本部を設置するとともにKRAを置き、本部と各高専教員が協働して研究及び産学連携の推進に当たっている。

研究推進・産学連携本部

理事長

本部

本部長：伊藤研究担当理事
副本部長：永田昭浩事務局長、松本研究総括参事
本部員：学務総括参事、国際総括参事、研究推進ボード主査(各ブロック)、各チームリーダー

研究推進ボード

第1ブロック研究推進ボード
(主査校：函館高専
清水 一道校長)

第2ブロック研究推進ボード
(主査校：群馬高専
大金 伸光校長)

第3ブロック研究推進ボード
(主査校：和歌山高専
井上 示恩校長)

第4ブロック研究推進ボード
(主査校：松江高専
和田 清校長)

第5ブロック研究推進ボード
(主査校：佐世保高専
下田 貞幸校長)

科研費獲得活動強化チーム

リーダー：
村上 祐貴 教授
(長岡)

チーム員：
原 圭祐 准教授
(一関)
皆川 正寛 教授
(長岡)
中島 賢治 教授
(佐世保)

外部資金（科研費以外）獲得活動強化チーム

リーダー：
尾形 公一郎 教授
(大分)

チーム員：
福村 卓也 教授
(一関)
荒木 秀明 教授
(長岡)
山田 裕久 准教授
(奈良)
中武 靖仁 教授
(久留米)
西口 廣志 准教授
(佐世保)
協力：内海 康雄
名誉教授（本部）

研究広報チーム

リーダー：
大河平 紀司 教授
(有明)

チーム員：
伊藤 滋啓 准教授
(鶴岡)
吉田 雅穂 教授
(福井)
本田 晴香 講師
(阿南)
佐々木大輔 准教授
(久留米)

IRチーム

リーダー：
久池井 茂 教授
(北九州)

チーム員：
袋布 昌幹 教授
(富山)
山内 正仁 教授
(鹿児島)

研究設備共用チーム

リーダー：
庄司 良 教授
(東京)

チーム員：
春日 貴志 教授
(長野)
平井 信充 教授
(鈴鹿)

KRA（3名）

GEAR^{5.0}の各グループの運営支援や、外部資金の獲得に向けた高専教員への各種支援などを担当。

2. 国際通用性の現状

(1) 現状認識されている不利益

- 高専卒業生が、海外において進学やビジネスの場面で、自らの得た教育資格(準学士の称号)について、自らその資格の性質を説明する煩雑さが、大きな不利益事例として認識。
- 2025年3月に日本教育資格の枠組み(NQF)が整備され、高専本科卒の「準学士の称号」については、レベル5の短期大学卒相当として整理された。
- ただし、NQFが整備されても海外高専との比較で課題が残る現状がある。

事例

海外へ進学する際の学習歴の評価の実態

- ・米国の大学院進学時において、短大卒者(学位保持者)には課されない「数学の事前夏期講座への参加」と「同講座の合格点の取得」が義務付けられた。
- ・2023年秋から米国の大学(州立大学)に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、米国の単位認定機関(WES)による評価では、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。

Education USA Tokyo(米国国務省公式留学情報ネットワーク)のHPのFAQ

※2026年1月より

米国の教育機関が高専からの申請者を評価するにあたっては、伝統的な「高校の卒業証明書」やAssociate Degreeが授与されていないことを背景に、下記のとおり代替措置として個別に学修歴を確認するよう助言されている。

For U.S. institutions evaluating applicants from KOSEN, it may be helpful to request alternative documentation, such as official transcripts, curriculum descriptions, or statements issued by the student's KOSEN, to verify eligibility and academic standing. These documents clearly demonstrate that students meet Japan's university-entrance requirements, even without a traditional high school diploma or an associate degree.

事例

海外労働市場への参入時に本科卒の評価が得にくい実態①

- ・20数年、電機メーカーで開発最前線で活躍後、米国の世界的大手に転職したが、米国企業の人事部門において、「高専卒・学位なし」という経歴が何に相当するのか(学士なのか準学士号の学位なのか)理解されなかった。実力を見てもらう手前の「入口」で多大な説明を要する自身の負担のみならず、推薦評価する上司、マネジメント層にも負担は及んだ。
- ・就職後、ドイツ滞在時に行政機関へ提出する公的書類には、「学位の有無」を問うチェック欄が存在。称号では評価されない。

高専卒業者の「国際通用性」に関する不利益

事例

海外労働市場への参入時に本科卒の評価が得にくい実態②

- ・米国の専門職向け就労ビザ(H-1B)申請の学歴申告や永住権申請における学歴申告では、高専卒に対する適切な選択肢がなく、手間取った。
- ・日本国内の企業に就職し、米国にある子会社へ転勤のために2021年にビザ取得を行ったが、学士以上の学位を取得していない事、準学士が学位ではなく称号であることから追加書類の提出を求められた。

H-1B(専門職向け就労ビザ)申請フォーム(Form I-129)の学歴申告欄

永住権(グリーンカード)申請フォーム(Form I485)の学歴申告欄

2. Beneficiary's Highest Level of Education (select only one box)

- ☐ a. NO DIPLOMA
- ☐ b. HIGH SCHOOL GRADUATE DIPLOMA or the equivalent (for example: GED)
- ☐ c. Some college credit, but less than 1 year
- ☐ d. One or more years of college, no degree
- ☐ e. Associate's degree (for example: AA, AS)
- ☐ f. Bachelor's degree (for example: BA, AB, BS)
- ☐ g. Master's degree (for example: MA, MS, MEng, MEd, MSW, MBA)
- ☐ h. Professional degree (for example: MD, DDS, DVM, LLB, JD)
- ☐ i. Doctorate degree (for example: PhD, EdD)

3. Major/Primary Field of Study

61. What is the highest degree or grade of school you have completed?

- ☐ Less than a high school diploma. If you select this option, indicate the highest grade of school you have completed.
- ☐ High school diploma, GED, or alternative credential
- ☐ 1 or more years of college credit, no degree
- ☐ Associate's degree
- ☐ Bachelor's degree
- ☐ Master's degree
- ☐ Professional degree (JD, MD, DMD, etc.)
- ☐ Doctorate degree

62. List your certifications, licenses, skills obtained through work experience, and educational certificates.

List of Certifications

(2) 海外高専との比較における課題点

- ・モンゴル、タイから日本の高専へ留学生を受け入れているが、日本の高専に入学した場合、学位が授与されず、本国の高専とは卒業資格の扱いが異なることとなる。

本科卒の学位等	日本	モンゴル	タイ	エジプト
英語表記	Title of Associate	Associate degree	Associate degree	KOSEN Higher Diploma of Technology
日本語訳	準学士の称号	準学士号	準学士号	高専高等専門士 (仮訳)

事例

海外から見た日本の高専への留学の実態

- ・モンゴル、タイの受験生からは、学位が授与されない点を忌避され、日本の高専への受験を控えた事例があった。
- ・母国に帰国後、就職活動において、日本独自の「準学士の称号」という概念が通用されなかった。母国にある高専（モンゴル）では、「準学士号（Associate Degree）」が授与されているところ、日本の高専卒でなぜ学位が出ていないのか」の説明に窮した。正当に証することは困難。

- ・短期的方策として透明性や比較可能性を高める方策の実施
 - 1) 高専機構HPに高専の準学士の称号やNQFのレベルなどを表示し、併せてNQF(NIC-Japan)へのリンクを掲載することで、高専卒業生・修了生における教育資格を明確にする。
 - 2) 国立高専の卒業証明書に、高専のNQFレベルや高専という学校種の説明を加えるなど、国際通用性の高まる卒業証明書にするよう様式の統一を図る。

高専生の海外留学の促進

国立高専生の海外派遣実績

・インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実

国立高専では日本人学生の海外派遣を促進しており、海外派遣者が高い水準で維持されている。

国・地域	R5	R6	R7
台湾	1,399	1,296	1,169
シンガポール	762	709	680
タイ	333	463	486
マレーシア	328	342	407
大韓民国	262	258	406
フィリピン	159	240	286
ベトナム	94	129	245
オーストラリア	176	180	233
アメリカ	194	151	191
カナダ	105	72	75
モンゴル	50	52	67
ドイツ	44	28	63
中国	31	31	58
フランス	46	42	56
ニュージーランド	20	27	42
英国	20	32	41
スウェーデン	28	25	36
インドネシア	32	27	33
フィンランド	28	35	31
香港	34	50	22
カンボジア	12	16	16
その他欧州	74	85	61
その他アジア	4	12	9
その他アフリカ	—	11	13
その他中東	—	6	4
その他中南米	5	6	6
その他大洋州	2	1	1
合計	4,242	4,326	4,737

令和 8 年 7 月 16 日

中央教育審議会大学分科会長 殿

中央教育審議会大学分科会
連続課程特例制度運営委員会

連続課程特例認定大学としての認定に係る審査結果について（報告）

令和 8 年 3 月 25 日付けで申請のあった、大学院設置基準第 42 条に規定される連続課程特例認定大学としての認定に係る申請 1 件について、審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

1. 申請について

【申請者】 東京大学

【特例対象規定】 大学院設置基準第 3 条第 3 項

（修士課程）
 第三条 （略）
 2 （略）
 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

【申請内容】 別添 2 参照

【実施予定期間】 令和 9 年 4 月～令和 19 年 3 月

2. 審査の主な経過

年月日	経過
令和 8 年 4 月 8 日	第 2 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 申請大学から申請内容等について説明。
令和 8 年 5 月 13 日	第 3 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 第 2 回連続課程特例制度運営委員会を踏まえた確認事項への回答等について申請大学から説明。
令和 8 年 6 月 23 日	第 4 回連続課程特例制度運営委員会 ・ 第 3 回連続課程特例制度運営委員会を踏まえた確認事項への回答等について申請大学から説明。

3. 審査結果

本委員会での審査の結果、東京大学からの申請について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第 1 条で定める認定の基準を満たしていると認める。ついては、別添 1 の認定期間と留意事項を付した上で、連続課程特例認定大学として認定することが適当である。

(別添 1)

東京大学の認定及び附帯条件について

認定期間

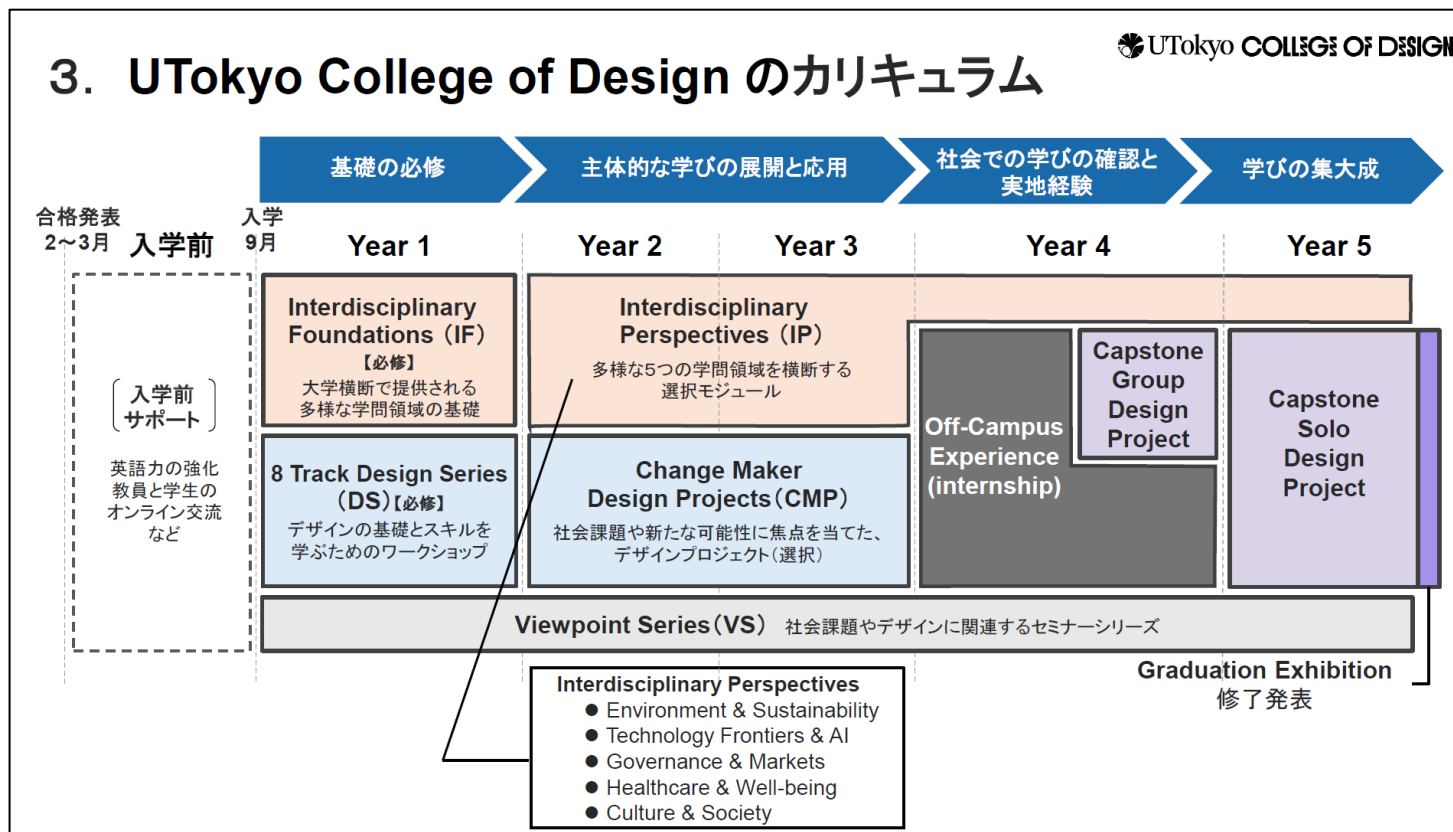
申請計画書の実施予定期間を踏まえ、「令和 9 年 4 月～令和 19 年 3 月」を認定期間とする。

留意事項

1. 本申請計画における学部との連続性に配慮した教育課程について、当該教育課程において教育を受ける学生や、修了者が活躍する場である社会に対し、5 年間の課程がもたらす利益について情報発信を行い、今後入学を希望する者やその保護者も含め、広く社会の理解を得るよう努めること。
2. 東京大学が本申請計画において掲げる「Design」について、本申請計画による教育・研究の成果を通じて、国内外も含めて積極的な情報発信を行い社会への定着を図るよう努めること。
3. 広義のデザイン学の学術的発展及び教育体系の充実への貢献が期待されること。

申請計画のポイント

- 多様で複雑かつ多層的な現代の社会課題に対し、**分野横断的な知とデザインを融合しながら新たな価値を創造し、社会に変化をもたらす得る人材**の輩出が必要
- 東京大学が擁する**広範かつ多様な学術知**を基盤として、**5年間で修士課程段階の学修成果に到達させる高密度な教育課程を実現し**、上記の高度人材を**一定の規模をもって継続的・組織的に輩出**することで、社会に実質的なインパクトを生み出す
- 入学者選抜の段階から**高レベルの学びを遂行できる人材を見極めた上で**、学士・修士段階を一体として設計した教育課程において、**基礎・展開・実践・統合を短い周期で往還**させる



基本的な考え方

- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等連係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年＋）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

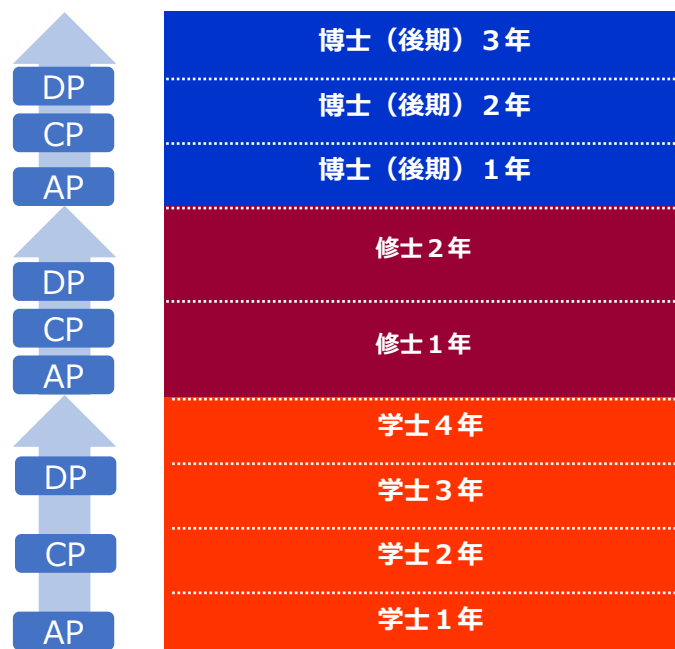
1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

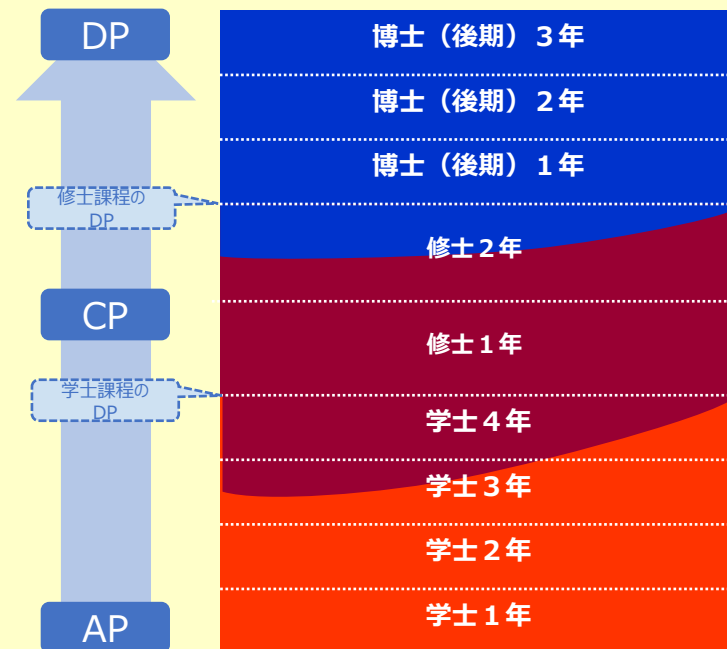
- ✓ 大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、**学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記**する。
- ✓ いわゆる3つの方針（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、**大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能**とする。
 - ※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。
 - ※3つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のDPを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる3つの方針の策定パターン

※現行制度で策定可



※改正により、大学の実情に応じて策定可能に



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

- 次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。
 - ア **連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合
 - イ 以下を行う大学であること
 - － 当該効果的な取組を行う
 - － 教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**
 - － 教育研究活動等の状況の**積極的な公表**並びに**学生の教育研究上適切な配慮**を行う
- **他の大学との間で連続課程を編成**する場合に係る上記の認定は、**大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間**において**協議会を設け、連携推進方針等**に沿って編成される**連続課程に限る**こととする。

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）についても同等の取扱いとする。

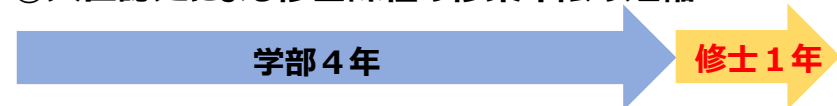
特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

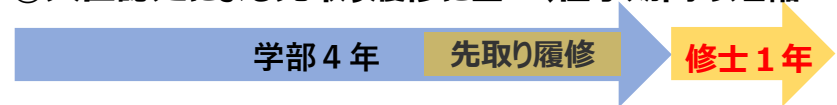
- ① **修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間**とすること
- ② **大学院入学前に大学院の単位を修得**した場合には、**修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず**、当該単位数を勘案した**在学期間の短縮を可能**とすること

（改正後イメージ）

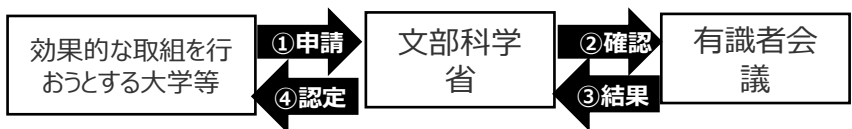
- ① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



- ② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



スキームのイメージ



3. 施行期日

令和8年2月24日

○文部科学省告示第二十八号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四十二条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十五条第一項の規定に基づき、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程を次のように定める。

令和八年二月二十四日

文部科学大臣 松本 洋平

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 連続課程特例認定大学（大学院設置基準第四十二条第一項又は専門職大学院設置基準第四十条第一項の規定による認定を受けた大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一 連続課程特例認定大学としての認定（第五条第一項及び第九条第二項第三号を除き、以下「認定」という。）を受けようとする大学が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日（次号において「申請日」という。）の直近の

認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価（同条第三項の規定により受けるものを除く。）をいう。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定（同法第百九条第六項に規定する適合認定をいう。第九条第二項第八号において同じ。）を受けていること。

三 認定を受けようとする大学が、申請日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 次に掲げる事項が、次条の申請に係る申請計画書（以下「申請計画書」という。）において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 学部における教育と大学院における教育との円滑な接続に資する効果的な取組として、修士課程若しくは専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用による学部との連続性に配慮した教育課程の編成（以下「効果的な連続課程の編成」という。）を行う研究科、課程又は研究科以外の基本組織（以下「研究科等」という。）

ハ 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定

ニ 効果的な連続課程の編成の内容

ホ 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠

ヘ 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

チ 効果的な連続課程の編成を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

五 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、申請計画書において大学が記載した実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、認定をするかどうかを決定したときは、申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

6 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。この場合においては、第二項から前項まで及び次条第一項の規定を準用する。

（公示）

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。

2 前項の規定による公示は、連続課程特例認定大学に係る申請計画書を踏まえ、効果的な連続課程の編成の内容、当該効果的な連続課程の編成を行う研究科等及び特例の対象となる修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

（申請計画書の内容変更）

第五条 連続課程特例認定大学は、申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ、ハ及びトに掲げるものに限る。）を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 連続課程特例認定大学は、申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ、ハ及びトに掲げるものを除く。）を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

3 第三条第二項から第五項までの規定は第一項の認定について、前条第一項の規定は第一項の認定及び前項の届出について、それぞれ準用する。

（実施状況報告書等）

第六条 連続課程特例認定大学は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 連続課程特例認定大学は、インターネットの利用により、実施状況報告書に相当するものとして別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

3 連続課程特例認定大学は、認定期間終了後三月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学から認定の取消しの申請があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定（第五条第一項の認定を含む。）又は第三条第六項の規定による認定期間の延長の認定を受けたとき。

二 効果的な連続課程の編成の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき

又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けずに変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六 前条の規定による措置をとらなかったとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

3 第三条第二項の規定は前項の規定による認定の取消しについて、第三条第五項及び第四条第一項の規定は第一項又は前項の規定による認定の取消しについて、それぞれ準用する。

（認定期間に係る特例）

第十条 連続課程特例認定大学が認定を受けた日から当該連続課程特例認定大学に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの研究科等における効果的な連続課程の編成に係る教育を受けている学生が在籍している間は、当該学生を対象とする場合に限り、連続課程特例認定大学は当該認定に係る効果的な連続課程の編成を継続することができる。

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の規定により認定を取り消された場合について準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」に関する実施要項

令和 8 年 3 月 1 2 日
文部科学省高等教育局長決定

第 1 通則

「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」（令和 8 年文部科学省告示第 28 号。以下「規程」という。）に基づく連続課程特例認定大学（規程第 1 条に規定する連続課程特例認定大学をいう。以下同じ。）の認定等については、規程のほか、この要項に定めるところにより行うものとする。

第 2 認定の基準

連続課程特例認定大学の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 連続課程特例認定大学としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- (2) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。

- (3) 認定を受けようとする大学が、第 3 の申請の日前 5 年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと（以下「法令違反等」という。）。

大学の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

大学における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 3 条各号のいずれにも適合しないことをいう。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

- (4) 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。

イ 申請目的

ロ 効果的な連続課程の編成（規程第 1 条第 4 項ロに規定する効果的な連続課程の編成をいう。以下同じ。）を行う研究科、課程又は研究科以外の基本組織（以下「研究科等」という。）

ハ 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程若しくは専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定

ニ 効果的な連続課程の編成の内容

認定を受けようとする大学においては、以下に示す事項等に十分留意し効果的な連続課程の編成を行うものとする。

- ① 効果的な連続課程の編成を行う学部（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 6 条に規定する学部以外の基本組織を含む。以下同じ。）及び研究科等における、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 165 条の 2 第 1 項各号に掲げる方針について、学部における教育及び研究科等における教育の連続性に配慮したものとする事
- ② 学士の学位を与える課程の修業年限は 4 年、修士課程等の標準修業年限は 2 年とされていることを踏まえ、分野特性も考慮しつつ、体系的かつ具体的なカリキュラムを編成すること
- ③ 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条で準用する大学設置基準第 30 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項並びに第 31 条（第 4 項を除く。）に基づく入学前の既修得単位等の認定及び科目等履修生等の制度などを活用し、修士課程等の標準修業年限又は在学期間を短縮する場合においても、適切にカリキュラムを編成し、十分な学修時間の確保を図ること
その際、当該効果的な連続課程の編成内容に応じて、教育上支障が生じないよう、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法によること
- ④ 客観的かつ厳格な成績評価・修了認定の基準を定めるとともに、これを予め学生に明示し、当該基準に従い、厳格な評価を行うこと
- ⑤ 学部における学修成果や修士課程等への進学に必要な資質について、大学院入学者選抜及びその他の適切な方法により、カリキュラム内の適切な時期に確認すること
- ⑥ 大学が自ら定める養成すべき人材像や、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる卒業又は修了の認定に関する方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）に応じて、留学やインターンシップ等の学外での多様な学びの機会を確保すること
- ⑦ 学生が効果的な連続課程の編成により編成された連続課程（以下「効果的な連続課程」という。）での学びを活かし進路選択・就職活動を行うことができるよう、インターンシップの充実など社会との円滑な接続に資する取り組みを行うこと

ホ 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と研究科等における教育の円滑な接続に資する根拠

認定を受けようとする大学においては、効果的な連続課程における養成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー及びそれらとカリキュラムの関係を具体的かつ明確に示すものとする。

へ 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置

認定を受けようとする大学においては、以下に示す措置等を講じるものとする。

- ① 効果的な連続課程でない学部及び修士課程等との教育研究上の目的の違いを踏まえ、効果的な連続課程の編成に必要な教育研究実施組織を編制すること
- ② 効果的な連続課程でない学部及び修士課程等と比べて短い標準修業年限又は在学期間の中で、厳格な成績評価及び修了の認定等が行われることも前提に、学生に対する適切な学修支援体制が構築されていること
- ③ 学生が効果的な連続課程での学びを活かしたキャリアパスを構築するための適切な支援体制を構築すること
- ④ 効果的な連続課程において教育を受ける学生が、進路を変更又はやむを得ない事情により課程の途中で学修継続を断念する場合における配慮を行うこと

ト 実施予定期間

チ 教育効果の検証に係る計画

認定を受けようとする大学においては、効果的な連続課程及び効果的な連続課程でない学部及び修士課程等のそれぞれにおける修了者及び修了者の進学先及び就職先への追跡調査等を行うことで、効果的な連続課程を修了した学生の社会での活躍等を評価するなどの取組を行うものとする。また、教育効果の検証に当たっては、教育効果の発現までに一定の期間を要する可能性があることを踏まえ、中長期にわたって検証を実施することが望ましい。

(5) 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

第3 認定の申請

- (1) 認定を受けようとする大学の学長は、申請書(様式1)に申請計画書(様式2)及び連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類(様式3-1)を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
- (2) 他の大学の学部との間で行う効果的な連続課程の編成に係る場合にあっては、認定を受けようとする大学の学長は、(1)に掲げる書類に加え、大学院設置基準第42条第1項各号のいずれにも該当すること又は専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第45条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類(様式3-2)を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

第4 認定の手続等

- (1) 文部科学大臣は、第3の申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の下に置かれた「連続課程特例制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の審

査を経て、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(2) 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、第3の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。また、文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が様式4により認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、運営委員会の審査を経て、当該認定期間を延長することができる。

(3) 文部科学大臣は、効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第5 公示

(1) 文部科学大臣は、以下の場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。

イ 第4(1)及び第6(1)の規定による認定をしたとき。

ロ 第4(2)の規定による認定期間の延長を認めたとき。

ハ 第6(2)の規定による変更の届出があったとき。

ニ 第10の規定による認定の取消しを行ったとき。

(2) (1)イの公示は、連続課程特例認定大学の申請計画書を踏まえ、効果的な連続課程の編成の内容、当該効果的な連続課程の編成を行う研究科等、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定及び実施予定期間を付して行うものとする。

第6 申請計画書の内容変更

(1) 連続課程特例認定大学は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)ロ、ハ及びトに掲げるものを変更しようとするときは、様式5により申請し、文部科学大臣の認定を受けなければならない。文部科学大臣は、運営委員会の審査を経て、当該認定を行うものとする。

(2) 連続課程特例認定大学は、第3の申請計画書に記載した事項のうち第2(4)ロハ及びトに掲げるもの以外のものを変更する場合には、あらかじめ、様式6によりその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、この限りでない。

(3) (2)に係る変更について、申請計画書の内容を大幅に変更する場合には、新たな認定の申請を行うものとする。

第7 実施状況報告書等

(1) 連続課程特例認定大学は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度の終了後3か月以内に、文部科

学大臣に提出しなければならない。

(2) 連続課程特例認定大学は、インターネットの利用により(1)の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該事項を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって(1)の実施状況報告書の提出に代えることができる。

(3) 連続課程特例認定大学は、認定期間の終了後3か月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。なお、教育効果の検証に当たっては、教育効果の発現までに一定の期間を要する可能性があることを踏まえ、認定大学においては、教育効果検証報告書の提出完了後においても、中長期にわたって検証を実施することが望ましい。

第8 報告の徴収等

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

第9 措置の要求

文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が行う効果的な連続課程の編成の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該連続課程特例認定大学に対し、当該効果的な連続課程の編成の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第10 認定の取消し

(1) 文部科学大臣は、様式7により、連続課程特例認定大学から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

(2) 文部科学大臣は、連続課程特例認定大学が、次のいずれかに該当するときは、運営委員会の審査を経て、当該連続課程特例認定大学の認定を取り消すことができる。

イ 偽りその他不正の手段により認定(第6(1)の認定を含む。)又は第4(2)の規定による延長期間の延長の認定を受けたとき。

ロ 効果的な連続課程の編成の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

ハ 第6(1)の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

ニ 第6(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ホ 第8の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同項の調査に応じなかったとき。

ヘ 第9の規定による措置をとらなかったとき。

ト イからへまでのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

チ 認定された後に行われた機関別認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

第11 認定期間に係る特例

連続課程特例認定大学が認定を受けた日から当該連続課程特例認定大学に係る認定期間の末日までの間に入学し、研究科等における効果的な連続課程の編成に係る教育を受けている学生が在籍している間は、当該学生を対象とする場合に限り、当該認定に係る効果的な連続課程の編成を継続することができる。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

附 則

この実施要項は、令和8年3月12日から施行する。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定に係る申請書

連続課程特例認定大学としての認定を受けたいので、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第2条の規定に基づき、申請計画書及び連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類を添えて申請します。

申請計画書

申請目的	※大学が養成しようとする人材の在り方等に照らし、効果的な連続課程の編成の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。
効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科	※効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科の名称を記載すること。当該学部及び研究科等が複数にわたる場合は、当該学部及び研究科等の名称を全て記載すること。
効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定	※特例対象規定の条項（例：大学院設置基準第3条第3項）を記載すること。
効果的な連続課程の編成の内容	※大学が行おうとする効果的な連続課程の編成について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程に関する実施要項第2（4）ニ①～⑦も踏まえ具体的に記載すること。
効果的な連続課程の編成の実施が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠	※効果的な連続課程の編成の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資することを具体的に記載すること。 ※特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定が、効果的な連続課程の編成を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。
学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置	※効果的な連続課程の編成の実施について、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程に関する実施要項第2（4）へ①～③も踏まえ具体的に記載すること。
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部及び研究科等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。
効果的な連続課程の編成の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。 ※効果的な連続課程の編成の取組に係るPDCAサイクルを

計画	機能させるための考え方（内部質保証）を記載すること。
----	----------------------------

注）本申請計画書は4ページ以内を目安とし、必要な資料（例：詳細情報や工程表など。様式自由）は別途添付すること。

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類

- 1 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること	※認証評価で、教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び見直しの体制について、改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況を記載すること。 ※教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制について記載又はこれらの事項に係る情報が掲載されている大学のホームページの URL を記載すること。
教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	※「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会）に示された事項の例^注を参考に、大学として特に積極的に公表している教育研究活動等の状況に係る事項を記載すること。 ※教育研究活動等の状況を公表している大学のホームページの URL を記載すること。

- 2 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。

※申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けたことが明記された認証評価機関又は大学のホームページの URL を記載すること。

- 3 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

- ☐ 申請の日前五年以内において次の①～③のいずれにも該当しない。
- ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ③ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

注) 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項の例

各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／FD・SD の実施状況／GPA の活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学 IR の整備状況 等

大学院設置基準第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当すること又は専門
職大学院設置基準第 45 条第 1 項各号のいずれにも該当することを証す
る書類

- 1 他の大学の学部との間で行う連続課程の編成について、当該他の大学が次のい
ずれかに該当すること。

次表右欄のうち該当するものについて左欄に☑を付し、必要書類を添付するこ
と。

☐	① 認定を受けようとする大学院を置く大学の設置者（その設置する他の大 学の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されているものとし て令和 8 年文部科学省告示第 30 号に適合するものに限る。）が設置するも の ※必要書類：認定を受けようとする大学院を置く大学、連続課程を編成しよ うとする他の大学、及び設置者の関係を示す書類（組織図等をホームペー ジ上で公表している場合には、当該ホームページの URL 等）
☐	② 大学等連携推進法人（認定を受けようとする大学院を置く大学の設置者 が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業務を行 うものに限る。）の社員が設置するもの ※必要書類：大学連携推進法人の認定に係る通知書
☐	③ 認定を受けようとする専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する 他の大学の学部と当該専門職大学院の研究科との緊密な連携が確保されて いるものとして令和 8 年文部科学省告示第 31 号に適合するものに限る。） が設置するもの ※必要書類：認定を受けようとする大学院を置く大学、連続課程を編成しよ うとする他の大学、及び設置者の関係を示す書類（組織図等をホームペー ジ上で公表している場合には、当該ホームページの URL 等）
☐	④ 大学等連携推進法人（認定を受けようとする専門職大学院を置く大学の 設置者が社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程に係る業 務を行うものに限る。）の社員が設置するもの ※必要書類：大学連携推進法人の認定に係る通知書

- 2 認定を受けようとする大学院又は専門職大学院を置く大学が、次表中欄に掲げ
る区分に応じ、それぞれ次表右欄に定める方針に沿って学部との連続性に配慮し
た教育課程を編成すること。

次表中欄のうち該当するものについて左欄に☑を付し、必要書類を添付すること。

☐	① 1 ①に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	令和8年文部科学省告示第30号の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針 ※必要書類：令和8年文部科学省告示第30号第2項に基づき文部科学大臣に届け出る同告示第1項第1号に規定する基本方針（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	② 1 ②に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	1 ②の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。） ※必要書類：大学等連携推進方針等、当該連携推進方針が示されているもの（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	③ 1 ③に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	令和8年文部科学省告示第31号の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る方針 ※必要書類：令和8年文部科学省告示第31号第2項に基づき文部科学大臣に届け出る同告示第1項第1号に規定する基本方針（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）
☐	④ 1 ④に該当する他の大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもの	1 ④の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（当該大学等連携推進法人の社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。） ※必要書類：大学等連携推進方針等、当該連携推進方針が示されているもの（ホームページ上で公表している場合には、当該ホームページのURL等）

3 認定を受けようとする大学院又は専門職大学院を置く大学及び当該学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項※についての協議の場を設けること。

認定を受けようとする大学院に当たっては令和 8 年文部科学省告示第 32 号、認定を受けようとする専門職大学院に当たっては令和 8 年文部科学省告示第 33 号に規定する事項について協議の場を設けていることを示す書類を添付すること。

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定期間の延長に係る申請書

下記の理由により、連続課程特例認定大学の認定期間を、令和 年 月 日まで延長したいので、このことについて認定いただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和 8 年文部科学省告示第 28 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき申請します。

記

認定期間の延長を 申請する理由	
--------------------	--

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の申請計画書の変更に係る申請書

下記のとおり、連続課程特例認定大学の申請計画書を変更したいので、このことについて認定いただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和8年文部科学省告示第28号）第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

変更箇所	該当するものに☑を付すこと。 ☐ 効果的な連続課程の編成を行う学部及び研究科 ☐ 効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学 期間の短縮に係る規定 ☐ 実施予定期間	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の申請計画書に係る変更届

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和 8 年文部科学省告示第 28 号）
第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更箇所	該当する項目に☑を付すこと。 ☐ 申請目的 ☐ 効果的な連続課程の編成の内容 ☐ 効果的な連続課程の編成が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠 ☐ 学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置 ☐ 効果的な連続課程の編成の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	
変更内容 (新旧対照表)	変更後	変更前
変更理由		
変更年月日		

※変更箇所が複数ある場合、上の表を変更箇所の数に応じて複製し、必要事項を記載すること。

以上

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

連続課程特例認定大学の認定の取消に係る申請書

下記の理由により、連続課程特例認定大学の認定を取り消していただきたく、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程（令和 8 年文部科学省告示第 28 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

認定の取消を申請する理由	
--------------	--

以上